

阿見町議会議録

令和7年第2回定例会

(令和7年6月3日～6月17日)

阿見町議会

令和7年第2回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	25
◎会期日程	26
◎第1号（6月3日）	29
○出席、欠席議員	29
○出席説明員及び会議書記	29
○議事日程第1号	31
○開会	32
・会議録署名議員の指名	32
・会期の決定	32
・諸般の報告	33
・議案第66号から議案第67号（上程、説明、質疑、委員会付託）	34
・議案第68号から議案第73号（上程、説明、質疑、委員会付託）	35
・議案第74号から議案第78号（上程、説明、質疑、委員会付託）	38
・議案第79号（上程、説明、質疑、委員会付託）	39
・議案第80号（上程、説明、質疑、委員会付託）	40
・議案第81号から議案第83号（上程、説明、質疑、討論、採決）	41
・議案第84号（上程、説明、質疑、討論、採決）	43
○散会	44
◎第2号（6月4日）	45
○出席、欠席議員	45
○出席説明員及び会議書記	45
○議事日程第2号	47
○一般質問通告事項一覧	48
○開議	49
・一般質問	49
高野 好央	49
武井 浩	66
佐々木 芳江	80
紙井 和美	87

○散会	100
◎第3号（6月5日）	101
○出席、欠席議員	101
○出席説明員及び会議書記	101
○議事日程第3号	103
○一般質問通告事項一覧	104
○開議	105
・一般質問	105
武藤 次男	105
久保谷 実	111
小川 秀和	124
石引 大介	131
○散会	146
◎第4号（6月6日）	149
○出席、欠席議員	149
○出席説明員及び会議書記	149
○議事日程第4号	151
○一般質問通告事項一覧	152
○開議	153
・諸般の報告	153
・議案第85号（上程、説明、質疑、委員会付託）	153
・一般質問	154
海野 隆	155
栗原 宜行	171
細田 正幸	188
・休会の件	192
○散会	192
◎第5号（6月17日）	193
○出席、欠席議員	193

○出席説明員及び会議書記	193
○議事日程第5号	195
○開 議	196
・諸般の報告	196
・議案第66号から議案第67号（委員長報告、討論、採決）	196
・議案第68号から議案第73号（委員長報告、討論、採決）	199
・議案第74号から議案第78号（委員長報告、討論、採決）	206
・議案第79号（委員長報告、討論、採決）	210
・議案第80号（委員長報告、討論、採決）	211
・議案第85号（委員長報告、討論、採決）	213
・議案第86号（上程、説明、質疑、討論、採決）	215
・議案第87号（上程、説明、質疑、討論、採決）	216
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務 調査	217
○閉 会	217

第 2 回 定 例 会

阿見町告示第213号

令和7年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月21日

阿見町長 千葉 繁

1 期日 令和7年6月3日

2 場所 阿見町議会議場

令和7年第2回阿見町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第1日	6月3日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	6月4日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第3日	6月5日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第4日	6月6日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（3名）
第5日	6月7日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	6月8日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	6月9日	(月)	午前10時	委員会	・総 務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第8日	6月10日	(火)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第9日	6月11日	(水)	休 会		・議案調査
第10日	6月12日	(木)	休 会		・議案調査

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第11日	6月13日	(金)	休 会		・議案調査
第12日	6月14日	(土)	休 会		・議案調査
第13日	6月15日	(日)	休 会		・議案調査
第14日	6月16日	(月)	休 会		・議案調査
第15日	6月17日	(火)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[6 月 3 日]

令和7年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月3日（第1日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘 君
2番	筧 田 聰 君
3番	前 田 一 輝 君
4番	小 川 秀 和 君
5番	紙 井 和 美 君
6番	武 井 浩 君
7番	武 藤 次 男 君
8番	佐々木 芳 江 君
9番	落 合 剛 君
10番	栗 田 敏 昌 君
11番	石 引 大 介 君
12番	高 野 好 央 君
13番	栗 原 宜 行 君
14番	海 野 隆 君
15番	久保谷 充 君
16番	久保谷 実 君
17番	吉 田 憲 市 君
18番	細 田 正 幸 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葦 繁 君
副 町 長	服 部 隆 全 君
教 育 長	宮 崎 智 彦 君
町 長 公 室 長	小 倉 貴 一 君

総務部長	黒岩孝君
町民生活部長	齋藤明君
保健福祉部長	戸井厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
管財課長	渡邊修宏君
道路課長	大徳一徳君
上下水道課長	田崎和徳君
学校教育課長	飯塚洋一君
生涯学習課長	大橋雅道君
次長兼 予科練平和記念館長	山崎貴之君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	糸賀正芳
書記	加藤佳子

令和7年第2回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和7年6月3日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第66号 阿見町下水道条例の一部改正について
議案第67号 阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第5 議案第68号 令和7年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
議案第69号 令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第70号 令和7年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第71号 令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第72号 令和7年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第73号 令和7年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第74号 総合運動公園B球場照明灯改修工事請負契約について
議案第75号 予科練平和記念館屋上防水・外壁改修工事請負契約について
議案第76号 君原小学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について
議案第77号 朝日中学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について
議案第78号 本郷小学校校舎増築工事請負契約について
- 日程第7 議案第79号 牛久市公共下水道への区域外流入について
- 日程第8 議案第80号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第9 議案第81号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
議案第82号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
議案第83号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
- 日程第10 議案第84号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

午前10時00分開会

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第2回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（野口雅弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

9番 落合 剛君

10番 栗田 敏昌君

を指名します。

会期の決定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る5月26日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

[議会運営委員会委員長久保谷充君登壇]

○議会運営委員会委員長（久保谷充君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和7年第2回定例会につきまして、去る5月26日、議会運営委員会を開催いたしました。

出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から6月17日までの15日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、6月4日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

3日目、6月5日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

4日目、6月6日は午前10時から本会議で一般質問、3名。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、6月9日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

8日目、6月10日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

9日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、6月17日は最終日となります。午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

議員各位の御協力をよろしくお願ひいたします。報告といたします。

○議長（野口雅弘君）お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月17日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの15日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（野口雅弘君）次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申入れがありましたので、これを許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）皆さん、おはようございます。本日は、令和7年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できることを心から感謝申し上げます。

早速ですが、報告事項を申し上げます。令和6年度繰越明許について御報告いたします。

令和6年度の事業施行に当たり、諸般の事情により、年度内での事業完成が困難となつたため令和7年度に予算の定めるところにより繰り越した事業は、令和6年度繰越明許費繰越計算書のとおりであります。

次に、令和6年度水道事業会計予算及び下水道事業会計予算の繰越しについて御報告いたし

ます。

令和6年度の上下水道事業執行に当たり、諸般の事情により年度内での事業完成が困難となつたため令和7年度に繰り越した事業は、令和6年度水道事業予算繰越計算書及び下水道事業予算繰越計算書のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 議長より報告します。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第66号から議案第84号まで、以上19件であります。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和7年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、5月27日付及び5月28日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和6年度阿見町土地開発公社決算書及び令和7年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第66号 阿見町下水道条例の一部改正について

議案第67号 阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、議案第66号、阿見町下水道条例の一部改正について、議案第67号、阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について、以上2件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第66号及び議案第67号の条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案第66号の阿見町下水道条例の一部改正について申し上げます。

本案は、牛久市公共下水道への区域外流入に伴い、受益者分担金の賦課・徴収について新たに規定する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

議案第67号の阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について申し上げます。

本案は、本郷小学校区放課後児童クラブについて、小学校敷地外に専用施設を設け、運営場所を移転したことに伴い、条例に定める所在地を変更する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号から議案第67号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第68号	令和7年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
議案第69号	令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第70号	令和7年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第71号	令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第72号	令和7年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第73号	令和7年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、議案第68号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第69号、令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第70号、令和7年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第71号、令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第72号、令和7年度阿見町水道事業会

計補正予算（第1号）、議案第73号、令和7年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第68号から議案第73号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第68号、一般会計補正予算は、既定の予算額から4億1,222万3,000円を減額し、221億6,777万7,000円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第16款国庫支出金で、調整給付支給事業及び給食費第2子以降無料化の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を新規計上、補助率の変更により就学前教育・保育施設整備交付金を増額。

第23款町債で、国庫支出金の増額により保育所等整備事業債を減額、補助金採択により事業費を令和6年度補正予算に計上したことに伴い、子育て支援総合センター整備事業債を減額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第2款総務費の税務総務費で、昨年度の調整給付における不足額を支給するため調整給付金を新規計上、選挙費で移動期日前投票所を実施するため選挙事業における関係経費を新規計上。

第3款民生費の児童福祉施設費で、補助金採択により事業費を令和6年度補正予算に計上したことに伴い、子育て支援総合センター整備工事を減額、保育所費で、交付基準額の変更により就学前教育・保育施設整備交付金を減額。

第9款教育費の小学校管理費で、医療的ケア児を支援するため看護師派遣委託料を新規計上。

そのほか、第1款議会費から第9款教育費まで、人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

第2表、債務負担行為補正につきましては、学校給食費で給食配送車借り上げについて、令和8年度から令和13年度までの契約を行うため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

第3表、地方債補正につきましては、防災行政無線整備事業債ほか2件について、事業費の変更により限度額を変更するものであります。

議案第69号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額から9万円を減額し、49億8,991万円とするものであります。

その内容は、人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第70号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額から405万6,000円を減額し、42億7,094万4,000円とするものであります。

その内容は、人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第71号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額から132万8,000円を減額し、13億2,967万2,000円とするものであります。

その内容は、人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第72号の阿見町水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について、71万3,000円を増額するものであります。

その内容は、人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第73号の阿見町下水道事業会計補正予算は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について549万円を増額、第4条に定めた資本的収支について700万円を増額するものであります。

その主な内容は、収益的収入では、牛久市区域外流入に係る受益者分担金を増額、収益的支出では、牛久市区域外流入に係る牛久市への負担金を増額するものであります。また、資本的収入では、国からの交付金の内示割れによる国庫補助金を減額、それに伴い、企業債を増額、資本的支出では、農業集落排水の管路破損に伴う工事請負費を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第68号から議案第73号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 議案第74号 | 総合運動公園B球場照明灯改修工事請負契約について |
| 議案第75号 | 予科練平和記念館屋上防水・外壁改修工事請負契約について |
| 議案第76号 | 君原小学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について |
| 議案第77号 | 朝日中学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について |
| 議案第78号 | 本郷小学校校舎増築工事請負契約について |

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第6、議案第74号、総合運動公園B球場照明灯改修工事請負契約について、議案第75号、予科練平和記念館屋上防水・外壁改修工事請負契約について、議案第76号、君原小学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について、議案第77号、朝日中学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について、議案第78号、本郷小学校校舎増築工事請負契約について、以上5件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第74号から議案第78号までの工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本案5件は、工事請負契約に関して、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第74号、総合運動公園B球場照明灯改修工事請負契約について申し上げます。

本案は、総合運動公園B球場の照明灯について、水銀灯からLED灯への改修工事を実施するものであります。

議案第75号、予科練平和記念館屋上防水・外壁改修工事請負契約について申し上げます。

本案は、予科練平和記念館において外壁及び防水の劣化による雨漏りが発生していることから、展示物や保管物の保存等、記念館を運営していく上で不可欠な建築物の耐久性維持と機能向上を図るため、改修工事を実施するものであります。

議案第76号、君原小学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について申し上げます。

本案は、君原小学校体育施設の教育環境及び災害時の避難所としての衛生環境の向上を目的として、屋内運動場のトイレ等改修工事を実施するものであります。

議案第77号、朝日中学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について申し上げます。

本案は、朝日中学校体育施設の教育環境及び災害時の避難所としての衛生環境の向上を目的として、屋内運動場のトイレ等改修工事を実施するものであります。

議案第78号、本郷小学校校舎増築工事請負契約について申し上げます。

本案は、本郷小学校の児童数増加に伴い、適切な教育環境の提供を目的として、校舎の増築工事を実施するものであります。工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案5件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第74号から議案第78号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第79号 牛久市公共下水道への区域外流入について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第7、議案第79号、牛久市公共下水道への区域外流入についてを議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第79号、牛久市公共下水道への区域外流入について提案理由を申し

上げます。

本案は、牛久市公共下水道を阿見町の住民の利用に供するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第79号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第80号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第8、議案第80号、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第80号の損害賠償の額を定めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年4月2日午後6時20分頃、阿見町大形64番83地先の町道第5314号線において、当該道路上に陥没が発生していたことにより、走行中の相手方の自動車の一部を損傷させ

損害を与えたため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第80号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第81号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第82号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第83号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第9、議案第81号から議案第83号までの阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについての3件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第81号から議案第83号までの阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第3項の規定により、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任することとされており、委員の任期は3年であります。現在3名の委員が在任しており、本年6月23日で任期満了となります。

当該委員のうち、渡會光恵氏は、専門的知識を有する町民で、人格・識見ともに優れており、適任であることから、引き続き選任したいと考えております。

また、加藤怜氏、豊嶋郁夫氏は、専門的知識を有し、人格・識見ともに優れており、適任であることから、新たに選任したいと考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第81号から議案第83号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第81号から議案第83号までについては、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号から議案第83号までについては、原案どおり同意することに決しました。

議案第84号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第10、議案第84号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求ることについてを議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第84号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員会委員である岡田治美氏が、本年6月5日に任期満了を迎えることから、後任の教育委員会委員として石田貴也氏を任命いたたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は現在、有限会社石田設備設計事務所に勤務されております。地域住民からの信頼も厚く、あさひ小学校PTA会長を務めるなど、人格・識見ともに優れ、保護者でもあることから、教育委員会委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第84号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第84号については、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第84号については、原案どおり同意することに決しました。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前10時31分散会

第 2 号

[6 月 4 日]

令和7年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月4日（第2日）

○出席議員

1番	野口雅弘君
2番	筧田聰君
3番	前田一輝君
4番	小川秀和君
5番	紙井和美君
6番	武井浩君
7番	武藤次男君
8番	佐々木芳江君
10番	栗田敏昌君
11番	石引大介君
12番	高野好央君
13番	栗原宜行君
14番	海野隆君
15番	久保谷充君
16番	久保谷実君
17番	吉田憲市君
18番	細田正幸君

○欠席議員

9番 落合剛君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	服部隆全君
教育長	宮崎智彦君
町長公室長	小倉貴一君
総務部長	黒岩孝君

町民生活部長	齋藤 明君
保健福祉部長	戸井 厚君
産業建設部長	野口 正巳君
教育委員会教育部長	糸賀 昌士君
政策企画課長	糸賀 隆之君
総務課長	石田 栄司君
財政課長	坂入 紀章君
税務課長	菅谷 隆宏君
町民活動課長兼 男女共同参画室長兼 町民活動センター所長兼 男女共同参画センター所長	荒井 孝之君
防災危機管理課長	安室 公一君
生活環境課長	堀越 多美男君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	栗原 雄一君
都市計画課長	鶴田 広秋君
道路課長	大徳 一徳君
上下水道課長	田崎 和徳君
学校教育課長	飯塚 洋一君
生涯学習課長	大橋 雅道君
指導室長兼 教育相談センター所長	細田 愛君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹 久
書記	堀内 淳
書記	糸賀 正芳
書記	加藤 佳子

令和 7 年第 2 回阿見町議会定例会

議事日程第 2 号

令和 7 年 6 月 4 日 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和7年第2回定例会

一般質問1日目（令和7年6月4日）

発言者	質問の趣旨	答弁者
1. 高野 好央	1. 町益の為に埋蔵文化財包蔵地指定区域を見直すべきではないか	町長・教育長
2. 武井 浩	1. 防犯・火事・交通安全対策について 2. 女性支援新法の取組について 3. 英語教育とプログラミング教育の充実について	町長 町長 教育長
3. 佐々木芳江	1. 要介護（要支援）認定について	町長
4. 紙井 和美	1. スマート技術で実現する安全・清潔な水の環境整備と学校での安全でおいしい飲み水について	町長・教育長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に關係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、12番高野好央君の一般質問を行います。

12番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔12番高野好央君登壇〕

○12番（高野好央君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私の一般質問は、町益の為に埋蔵文化財包蔵地指定区域を見直すべきではないかであります。

埋蔵文化財包蔵地とは、文化財保護法第93条に「貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」として規定されており、これら埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合には、法に基づき事前の届出が必要となります。さらに、住居跡等の遺構が確

認された場合には、その発掘費用が原因者負担になるなど、土地利用上の制約や土地の価格形成に重要な影響を与えることとなります。

当町において埋蔵文化財包蔵地が注目され始めたのは、圏央道牛久阿見インターチェンジ周辺開発である実穀地区の事業化進捗の遅れからだと思います。開発面積のほぼ半分に当たる区域がこの埋蔵文化財包蔵地に指定され、莫大な発掘費用が想定されており、事業化に大きな影響を及ぼしていると思われます。圏央道の2つのインターチェンジを核としたまちづくりにより市街化を拡大し、工場や物流施設等の立地を進める当町の総合戦略にも、埋蔵文化財包蔵地の存在は大きく影響を及ぼします。

12月議会での町執行部からの答弁は、範囲の縮小を目的とする変更は受け付けないということでしたが、所管である文部科学省、文化庁の通知等をいろいろ調べていきますと、当町の埋蔵文化財包蔵地指定の在り方に大きな疑問が生じます。

今回は、埋蔵文化財包蔵地の文化庁通達の解釈も含め、周知の埋蔵文化財包蔵地指定の実態と町益に及ぼす影響について、以下6点質問いたします。

1つ、実穀地区の試掘調査の状況と見通し、並びに本発掘となる区域及びその費用が提示できる時期はいつか。

2つ、実穀地区以外でも、土地利用に多大な影響があるため、大規模流通業務の開発適地として指定した県道竜ヶ崎阿見線沿道の現実的な立地の可能性は。

3つ、埋蔵文化財包蔵地指定の取扱いの根拠となっている平成10年9月29日付文化庁次長通知から埋蔵文化財包蔵地指定の当町の解釈は。

4つ、当町の埋蔵文化財包蔵地指定の実態は。文化庁通知に基づいた分布調査、試掘調査、確認調査が全てなされての指定なのか。

5つ、埋蔵文化財包蔵地は相続税評価の減額対象となるが、その認識はあるか。

6つ、文化庁通知にあるとおり、根拠に基づく包蔵地指定の訂正・見直しの考えはあるか。

以上、答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

高野議員の、町益の為に埋蔵文化財包蔵地指定区域を見直すべきではないかについての質問にお答えいたします。

1点目については、教育長より答弁いたします。

2点目の、大規模流通業務の開発適地として指定した県道竜ヶ崎阿見線沿道の現実的な立地

の可能性についてであります。

当該地域は、阿見町都市計画マスターplanにおいて、生産流通ゾーンとして新たな産業用地の創出の検討を進める地域となっていることを踏まえ、令和7年4月1日に県道竜ヶ崎阿見線の一部を都市計画法に基づく指定路線として指定し、市街化調整区域では困難であった大規模流通業務施設の立地を可能としたところであります。

御質問にあります現実的な立地の可能性といたしましては、制度開始から間もないことから明言はできませんが、当該地域は圏央道や主要地方道へのアクセスが容易なことに加え、一団の産業用地が不足している状況であることから、埋蔵文化財の調査が必要な地域であっても、一定の企業ニーズはあるのではないかと考えております。

3点目及び4点目については、教育長より答弁いたします。

5点目の、埋蔵文化財包蔵地は相続税評価の減額対象となるが、その認識はあるかについてであります。

埋蔵文化財包蔵地の相続税評価は、土地利用に制限がかかることにより、価額が低く評価されると認識しております。埋蔵文化財包蔵地の評価方法は、文化財がないものとした場合の価額から、発掘調査費用見積り額の80%相当額が控除されるとされております。

なお、埋蔵文化財包蔵地に存する評価対象地の発掘調査費用を、土地所有者自らが負担しない場合や、評価対象地が既にほかの減額措置の適用を受けている場合等は、埋蔵文化財包蔵地の減価の適用はありません。

6点目については、教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、教育長宮崎智彦君、登壇願います。

[教育長宮崎智彦君登壇]

○教育長（宮崎智彦君） 皆さん、おはようございます。

町益の為に埋蔵文化財包蔵地指定区域を見直すべきではないかについての質問にお答えいたします。

1点目の、実穀地区の試掘調査の状況と見通し、並びに本発掘となる区域及びその費用が提示できる時期はいつかについてであります。

牛久阿見インターチェンジ周辺地区における試掘調査につきましては、令和6年11月より対象地域を設定し、順次進めているところでございます。5月末現在、全対象地域のおよそ3分の1に相当する約11万平方メートルにつきまして、町としての調査は終えております。

今後は県道バイパス事業で過去に県が実施した調査を参考に、本発掘調査が必要となる可能性が高い地域を優先して町の試掘調査を進めてまいります。

本発掘調査の費用につきましては、それらの調査結果等に基づき算出してまいりますので、正確な費用が確定するのは予定している試掘調査が完了した段階となります。

3点目の、埋蔵文化財包蔵地指定の取扱いの根拠となっている文化庁次長通知の解釈についてであります。

平成10年9月29日付文化庁次長通知につきましては、埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等についての通知となり、埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整等について示したものと認識しております。当町におきましても、当該通知をはじめとする国・県の指導の下、埋蔵文化財包蔵地の指定につきまして適切に取り扱っております。

また、埋蔵文化財包蔵地の解釈ですが、埋蔵文化財は土中に存在する性格上、掘削をしないことには正確な位置が分からぬという性質があります。埋蔵文化財包蔵地は、遺構・遺物等の遺跡に関するものが残る可能性がある土地と捉えております。

4点目の、当町の埋蔵文化財包蔵地指定の実態についてであります。

埋蔵文化財包蔵地の指定の際には、既往の試掘調査及び確認調査の結果や文献調査を基に詳細な分布調査を行い、県と協議の上でその範囲を定めております。

6点目の、文化庁通知にあるとおり、根拠に基づく包蔵地指定の訂正・見直しの考えはあるかについてであります。

埋蔵文化財包蔵地につきましては、県の指導の下、取り扱っており、現在、範囲の変更を行う予定はありません。見直しについては、平素から行っております試掘調査や確認調査等の結果を踏まえ、隨時その内容を更新することで対応しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、昨年12月議会で牛久阿見インターチェンジ周辺開発について、一般質問では特に埋蔵文化財包蔵地について町民の皆様方より大変多くの反響をいただきました。

重要なことなんですが、結構分かりづらい部分でもありますので、図面で示してほしいという声もたくさんありましたので、今回は、いばらきデジタルまっぷを拡大コピーしまして、分かりやすく示させていただきたいと思います。議員、執行部の皆さんには、パネルと同じマップが示されているかと思います。

まず、赤い線が阿見町の市町村界となります。阿見町を囲ってあります。薄い緑色が埋蔵文化財包蔵地の指定区域となります。

このマップを見ていただけると、隣接する土浦市、それから牛久市、稲敷市と比較して、いかに当町の埋蔵文化財包蔵地指定区域が多いかが御理解いただけるんじゃないかなと思います。

それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず、試掘調査の現状から伺っていきたいと思います。

現在、約7か月で3分の1に当たる11ヘクタールの調査ということで、本発掘区域とその費用の提示時期について答弁のほうがありませんでしたので、これが見通しがつかないということなのか、どうなんでしょう。大まかで結構ですので示すことはできないでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えをさせていただきます。

現在までに試掘調査を行った結果を基にしまして、事業予定者の公募時期に対応できるよう、本発掘調査費用の概算算定を行う予定としてございます。正確な費用につきましては、さらに試掘調査を進めていく中で算出をしていくこととなります。

今後は、過去の調査事例から本発掘調査が必要となる可能性が高いエリアについて試掘調査を優先して進めてまいる方向で関係課と調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　実穀地区は土地区画整理事業となります。本発掘費用を含めた総事業費が全て積み上がった上で減歩率、すなわち土地での負担割合が算出されます。準備会役員の方々ともお話をすると機会がありましたら、埋蔵文化財発掘費用算出のスピードアップをお願いされるかと思います。事業計画を策定するためにも、早急に本発掘費用が知りたいのではないかでしょうか。算出を早めることは可能でしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えさせていただきます。

ただいま申し上げましたとおり、概算費用の算出につきましては、事業予定者の公募時期に対応できるように進めてございます。過去の調査事例から本発掘調査が必要となる可能性が高いエリアにつきまして試掘調査を優先して進めていきまして、費用の精度を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　今後、事業予定者の公募があるので金額についてはなかなか答えられない部分もあるかと思うんですが、本発掘区域の費用の提示時期、その時期については通告書にも入れてありますので、大まかでも時期を答弁いただいたかったというのが本音なんですが。ちょっと残念ではあります。

試掘調査の方法は幾つかやり方があるかと思います。町直轄、民間業者への業務委託。当町

では町直轄で試掘調査を実施しているのでしょうか。その体制、専門職の人数も併せて伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えさせていただきます。

試掘調査につきましては、基本的には町直営にて行ってございます。

体制でございますけれども、現在文化財の担当は職員が3名、それから会計年度任用職員が1名ということで、計4名体制となってございます。そのうち、埋蔵文化財の専門職の要件を満たすものは正職員1名となってございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　文化庁からの通知があるんですが、この通知に関しては後ほど詳しくお話ししたいと思うんですが、この通知では、民間調査組織の導入についても認めております。当町でも令和3年度に実績があるようなんですが、実穀地区の試掘調査において、民間調査組織に委託する考えはあるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

現在のところ民間委託の予定はございません。

理由としまして、1つには、民間調査組織の導入につきましては費用負担が大きく増えるという側面がございます。また、今回の事業予定地につきましては、現況が山林の箇所が多く、試掘調査を行うに当たっては事前に伐採等の環境整備が必要となります。単純に民間調査機関の組織の導入ということが発掘調査のスピードアップにつながらないというところも踏まえまして判断しているところでございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　それでは、令和3年度に民間調査組織に委託した経緯をお伺いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えをさせていただきます。

これまで町では、試掘調査について、その全てを民間調査組織に委託して行ったという例はございません。令和3年度は、町が調査主体となりまして本発掘調査を実施してございます。この調査におきまして、調査支援という形で民間委託を行ってございます。町直営で本発掘調査を実施する場合に、その調査を行っている期間、職員が調査員として現場で指揮を執る必要がございます。試掘調査を含みます通常の事務事業にも支障を来さないよう、その一部につい

て民間委託を行ったという経過でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 先ほどもちょっと話が出たんですけど、この民間調査組織の導入によるメリット・デメリットをどのように考えているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

民間調査組織の導入につきまして、メリットとしましては、マンパワーの不足を補うことができるというふうに考えてございます。デメリットといたしましては、先ほど申し上げましたとおり、現在、町の試掘調査費用につきましては国庫補助金を受けて行っているところですけれども、民間調査組織の導入につきましては補助の対象外となることで、町の費用負担が大きくなるというところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうしますと、現状、民間調査組織を導入しない理由というのは先ほどもありました補助の対象外。それ以外、何か調査を導入しない理由というのはあるんでしようか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

繰り返しになって恐縮なんですけれども、民間調査組織の導入には、今御指摘のとおり費用負担が大きく増えるという側面があります。なおかつ、今回の事業につきましては、先ほど申し上げたとおり、試掘を進めていく上では樹木の伐採等が必要になるなどございますので、単純に民間調査組織を導入したことによってスピードアップが図られないというところで判断しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 現状、職員の方だけだと、この試掘調査にしても、埋蔵文化財のほうを調べることがなかなか人数的にも大変だと思います。ここはやはり民間調査組織というのを上手に使って、スピードアップ。民間調査組織だけだと、なかなかお金もかかるし、いろいろ難しい部分もあるんでしょうけど、その辺上手に使って、ぜひスピードアップというのを積極的に考えてほしいなと思っております。

それでは、実穀地区以外でも、圏央道の2つのインターチェンジを核としたまちづくりを目

指すには、埋蔵文化財包蔵地の存在というのは大きく影響してきます。大規模流通業務の開発適地とした指定路線、県道竜ヶ崎阿見線の指定路線延長は何キロでしょうか。また、指定路線延長で立地可能延長は何キロでしょうか。そのうち包蔵地沿道延長は何キロか、お伺いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

まず、指定路線についてなんですかと、現道竜ヶ崎阿見線のうち吉原の新山交差点から国道125号線バイパスと交差する追原交差点までとなります。距離にしますと3.48キロメートルになります。

このうち立地可能な延長はということなんですかと、こちらにつきましては、指定路線と同延長の3.48キロメートルとなります。また、この指定路線沿道で埋蔵文化財の包蔵地を含む延長はということなんですかと、こちらにつきましては、図上計測とはなりますが約1.92キロメートルとなります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　それじゃ、せっかく作ったんで、もう1回。もったいないので、もう1回示します。

この指定路線の大規模流通業務施設誘致、これは総合計画基本構想に基づくまちづくりの一環であり、税収増、雇用増などが見込める、大変評価できる施策だと期待しております。しかし、路線延長3.48キロのうち造成可能な山林、畠地のほとんどが埋蔵文化財包蔵地に指定されており、指定されていないのは僅か神田池周辺のみ。神田池、この辺ですか、神田池周辺のみとなっております。

答弁では、埋蔵文化財の調査が必要であっても、一定の企業ニーズはあるのではないかとの見解だったんですが、埋蔵文化財包蔵地は発掘調査に相当な期間、費用が生じることは、不動産業界では周知の事実であり、企業としてなかなか手を出しづらいのではないかでしょうか。

指定路線沿線の企業立地がなかなか進まないのは、埋蔵文化財包蔵地の影響があるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

埋蔵文化財包蔵地の調査や試掘などの対策につきましては、指定路線かどうかにかかわらず、文化財保護法に基づく必要な対策になっております。そのため、企業立地が埋蔵文化財包蔵地の影響で厳しいかどうかということではなくて、文化財保護法に基づく必要な対策を実施していただくということで考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 開発など土地利用計画を進める上で、埋蔵文化財包蔵地は避けて通れない部分です。開発担当部局として、埋蔵文化財包蔵地指定区域に対してどのような考えを持っているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

先ほどの回答と同様となってしまいますが、法に基づく調査を実施することが必要な地域であると認識しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、埋蔵文化財包蔵地取扱いの根拠となっております、平成10年9月29日付文化庁次長通知について、質問のほうをしていきたいと思います。

この通知は先ほど教育長答弁にあるとおり、埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整を示したものです。通知以前は、埋蔵文化財は地中に存在するため掘ってみないと分からぬという考え方で、開発事業に多大な影響を及ぼしました。そのため本通知では開発事業と折り合いをつけるべく、埋蔵文化財包蔵地の把握・決定等の方法を明確に通知しております。

通知内容をしっかりと把握されているのか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

今、議員のほうからもございましたとおり、当該通知につきましては、埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等についての通知となりまして、埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整等について示されたものとして認識してございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、検索できる方は検索していただけるとありがたいんですが、平成10年9月29日付文化庁次長通知と検索していただけると、この通知が出てきます。この文化庁次長通知の6枚目、6ページ目ですかね、埋蔵文化財包蔵地の把握と周知についてというのがございます。

これちょっと読みますね。「周知の埋蔵文化財包蔵地は、法律によって等しく国民に保護を求めるものであるから、その範囲は可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として国民に提示されな

ければならない」。

この中で適切な方法とは、次の7ページ目に載っているんですが、「埋蔵文化財包蔵地の所存・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘・確認調査その他の調査の結果によって的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること」。

続いて、客観的な資料ですね。客観的な資料とは、「都道府県及び市町村において、「遺跡地図」「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また、必要に応じて、関係資料の配布等の措置を講ずること」となっております。

答弁では、埋蔵文化財包蔵地は、遺構・遺物等の遺跡に関するものが残る可能性がある土地とありましたが、これ皆さん、気づかれましたでしょうか。通知では「その範囲は可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ」とあります。

平成10年本通知以降、可能性がある土地というような曖昧な区域指定は駄目ということなんですよね。これ区域を指定する上で非常に重要な部分なんですが、これ十分に理解されての現在の指定なんでしょうか、伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

埋蔵文化財包蔵地の指定につきましては、既往の試掘調査の結果の積み重ね、それから文献調査を基に、過去に分布調査というのを行ってございます。その調査結果を基に、県のほうとも協議を行いまして、範囲というものを決定しているというところでございます。

この手続につきましては、基本的には他市町村も同様にこの手続にのっとって、包蔵地の範囲というのが定められているものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 阿見町の埋蔵文化財包蔵地指定の経緯をお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

平成10年に行われました県の一斉調査の際に行われた分布調査というものがベースとなってございます。その後、平成27年、28年度に範囲の精査も実施してございまして、このときは町独自で分布調査等を行ってございます。その結果が、現在の包蔵地指定の範囲となってございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 現在の包蔵地、指定区域はいつの調査が反映されているんでしょうか、伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） ただいま申し上げましたとおり、最終的には平成27年、28年度に行われました調査結果を基にしまして、県と協議の上決定した範囲を平成29年度より用いております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 平成27年、28年度、県のほうで見直しをかけていると。そのベースになるのは平成10年の県の一斉調査ということで、その文化庁通知に基づいて行われた調査ということで間違いないんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えします。

平成27年、28年度の調査におきましても、既往の試掘調査結果、それから文献調査を基に、分布調査を行った上で範囲を定めておりまして、文化庁通知に基づいたものとなってございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうすると、昭和58年出版の阿見町史に掲載されています埋蔵文化財包蔵地と現在の包蔵地を比較すると、約100倍ぐらいの範囲が拡大されております。文化庁次長通知に基づいて試掘調査など各種調査が行われ、その結果、指定区域の拡大となつたんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

いずれの年代の調査におきましても、既往の試掘調査結果、それから文献調査を基に分布調査を行った上で範囲というのを定めてございます。昭和58年から比較しますと、考古学の学問的進展もございますので、単純に比較は難しいものと考えてございます。

また、平成10年、11年度の分布調査では、105か所の埋蔵文化財包蔵地が新規に確認されておりますので、議員御指摘がありました単純に何倍に拡大したということで比較できるものではないというふうに考えてございます。

現行の範囲を定める際に行われました平成27年、28年度の調査におきましても、結果として範囲が狭まった包蔵地もございますし、広がった包蔵地もございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 分かりました。そうしますと、この通知で常備が義務づけられている遺跡地図、遺跡台帳には、それら証拠が明確に示されているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

当町におきましても、埋蔵文化財包蔵地カードや遺跡地図、それから議員のほうで御紹介がございました統合型のG I Sシステム、こういった形で遺跡の情報を管理しております、既往の調査結果についても随時更新を行っているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 遺跡台帳のほうには、地表からの遺物採取等の分布調査、試掘確認調査等の時期や箇所が図示されるなど、包蔵地指定の根拠が明確に示されていなければなりませんが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

ただいま申し上げましたとおり、現行の埋蔵文化財包蔵地につきましては、埋蔵文化財包蔵地カード、それから遺跡地図、統合型G I Sにより情報を管理してございます。基本、調査結果につきましては、これらを随時更新する形で行っておりますが、確かにG I S等ではそこまで詳細というの表示されていない状況ではございますけれども、遺跡地図であったり包蔵地カードのほうには、こういった調査の発掘の時期や箇所、こういったものは記録してございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、平成27年、28年、文化財保護指導員報酬。平成27年が155万7,000円、平成28年が155万7,000円。工事請負費遺跡試掘工事が、平成27年が140万7,000円、平成28年が145万8,000円。平成27年度・28年度に調査をして、平成29年度に見直しということなんですが、この予算的に、調査見直しの根拠にちょっと私、疑問となるんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

当時ですけれども、当然職員もおりまして、さらに文化財保護指導員というところも雇用しまして調査を行ったというところで、当時、取り得る体制の中で実施したものと捉えております。その上で、県と協議の上範囲というのを確定しておりますので、適切に取り扱ったものと認識してございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） この文化財保護指導員1名と思われるんですが、この1名での調査というのは限界があると思います。そうすると、この1名でどのような調査を行ったんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

調査は、文化財保護指導員の指導の下、学芸員を含む町職員で行ってございます。既往の試掘調査結果や文献調査を基に分布調査を行いまして範囲を定めてございます。試掘調査につきましては、掘削を伴う調査につきましては、調査自体も遺跡を破壊する行為であるというふうに捉えてございます。

通常開発等により遺跡が破壊される可能性がある場合に行われる調査の方法で、保護すべき埋蔵文化財包蔵地の範囲を定める段階では、試掘調査までは実施しないものと認識してございます。当時、開発等に伴い実施した試掘調査結果については、反映させてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） これは、そのときに、それに伴う試掘調査というのは行ったんでしょうか。また、平成10年から11年にかけて行われた一斉調査、こちらで民間調査会社への委託というのがあったかと思うんです。文化財保護指導員1名と町職員での調査は目視であり、今までの試掘調査などの実績を踏まえて、民間調査会社との机上での包蔵地区域指定だと推察するんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えします。

平成10年、11年度の調査につきましては、考古学の専門家として民間の発掘調査会社に分布調査等を委託してございます。平成27年、28年度の調査につきましては、文化財保護指導員の指導の下、町直営にて分布調査を行っているところでございます。

繰り返しになりますが、いずれの時期の調査におきましても、そこまで蓄積されました既往の試掘調査の結果、それから文献調査などを基にしまして分布調査を行いまして、県と協議の

上範囲というのを決定しているということで、適切に取り扱ったものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうすると、この実穀地区の埋蔵文化財包蔵地、これ先ほども話出した遺跡台帳などには、根拠となる試掘調査などはどのように示されているんでしょうか。この遺跡台帳、遺跡地図への示し方、その内容をちょっとお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

実穀地区に関する遺跡は、延戸遺跡と向田遺跡の2つとなります。埋蔵文化財包蔵地カードや遺跡地図、統合型G I Sの形で、遺跡の情報は管理してございます。遺跡の規模、時代、現況、土器片等の遺物の分布等も包蔵地カード等に記載してございます。

また、こうした調査結果につきましては随時更新を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） これ、現在の包蔵地を見ると、この高台部分のほとんどが指定されているんです。水田、谷津田等は外されている区域が多数見受けられるんですけど、地形や等高線に沿って指定されているのではないかと推察されるんです。地形、等高線などを勘案して、可能性のある範囲を包蔵地指定というのは、これは通知と異なると思うんですよね。

それで、毎年度決算において各事業実績の報告があります。埋蔵文化財保護事業においても埋蔵文化財確認事務等の実績件数が報告されているんですが、この内容について説明をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

埋蔵文化財包蔵地の所在確認事務ですが、こちらは、開発予定地が埋蔵文化財包蔵地内に含まれているかの確認となります。令和4年が547件、令和5年が537件、令和6年が560件となってございます。

次に、文化財保護法第93条取扱い事務でございますが、こちらは民間による埋蔵文化財包蔵地内の工事件数となります。令和4年が79件、令和5年が97件、令和6年が78件となっております。

次に、文化財保護法第94条取扱い事務となり、こちらは国及び地方公共団体並びに旧公社等による埋蔵文化財包蔵地内の工事件数となります。令和4年が2件、令和5年が2件、令和6年が3件となっております。

次に、埋蔵文化財包蔵地隣接地取扱い事務ですが、こちらは埋蔵文化財包蔵地に隣接する箇所での工事件数となります。令和4年が6件、令和5年が5件、令和6年が9件となっております。

試掘確認調査でございますが、こちらは法第39条、第94条隣接地取扱い事務のうち、試掘調査を実施した件数となります。令和4年が43件、令和5年が39件、令和6年が48件となってございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 様々な事務を取り扱っておりますが、官民合わせた法に基づく申請というのが、令和4年度81件、うち試掘調査43件、令和5年度は99件、うち試掘調査39件、令和6年度は81件、うち試掘調査48件ということなんですが、このうち本発掘調査、すなわち埋蔵文化財に該当した件数というは何件だったんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

町が法に基づき取り扱った事務の本発掘調査件数ですが、令和4年、5年度はともにゼロ件、令和6年度は2件となります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） これ、そうすると埋蔵文化財は、地中に存在するため把握が難しいのは十分理解しております。しかし、令和4年度81件中ゼロ件、令和5年度99件中ゼロ件、令和6年度81件中2件。これだと、この包蔵地指定の信憑性に欠けるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

本発掘に至った件数はただいま申し上げたとおりでございますが、これら法に基づく届出等の中には、埋蔵文化財が確認されたが本発掘には調査の実施には至らなかつた場合や、試掘調査に至らない規模での工事の届出というのも含まれてございます。

また、文化財保護の観点からは試掘調査や本発掘調査も遺跡の破壊と捉えておりまして、調査を行わなければ破壊が避けられない場合に実施するものとされてございます。文化財保護法の趣旨に基づきまして、本発掘調査をせずとも埋蔵文化財の保護が果たせる場合には、優先して調査以外の埋蔵文化財保護を行ってございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 文化庁通知に基づいた、可能な限り正確に把握、かつ、適切な方法で定めるという包蔵地を的確に把握せずに指定した結果というのが、この毎年の実績報告に上がってきてているのではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

教育長答弁にもございましたとおり、当町におきましても、当該通知をはじめとする国・県の指導の下、埋蔵文化財包蔵地の指定につきましては適切に事務取扱を行っているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 分かりました。

それでは、相続税評価額の減額対象についてなんですが、こちら国税庁のホームページにも詳しく掲載しております。埋蔵文化財包蔵地に指定されると、不動産つまり個人の財産に多大な影響を及ぼすということであり、これは国税庁も認める重大な制約となっております。

減額対象になる認識はしているとの答弁でしたが、対象の地権者などには周知などは行っているんでしょうか、お伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えをいたします。

御質問の相続税につきましては、国税のため、現在町で周知等は行ってございませんが、議員からありましたとおり、国税庁のホームページに埋蔵文化財包蔵地の相続税評価に関する内容が掲載してございます。また、相続税に関する問合せ等があった場合には、竜ヶ崎税務署を御案内しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） ありがとうございます。

そうしますと、現在指定されている埋蔵文化財包蔵地は文化庁次長通知とは少し異なった解釈により調査、指定となっているのではないか。個人等の財産に重大な制約を課し、土地利用計画にも影響を及ぼすこととなるため、指定には慎重かつ丁寧な調査が必要だと思います。

通知との違いを認め、訂正することが妥当だと思いますが、全てを見直すには莫大な費用、時間、労力が必要となります。現実的ではありません。土地利用の優先度を見極め、包蔵地指

定を訂正、変更してはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

これまで御答弁させていただきましたとおり、埋蔵文化財包蔵地につきましては、県の指導の下、適切に取り扱っておりまして、現在指定範囲の変更について行う予定はございません。見直しにつきましては、平素から行っております試掘調査や確認調査等の結果を書き換え、随時その内容を更新することで対応してまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　それでは、長々と質問してきましたが最後に、令和4年の文化審議会文化財分科会の第一次報告書というのがあるんです。これ後でちょっと見てもらえばと思うんですが、その中にこのようなことが書かれております。「埋蔵文化財の保護を図る第一歩は、埋蔵文化財包蔵地の存在や内容等を適切に把握し、それを周知することである」、これは埋蔵文化財包蔵地を適切に正確に把握することで、逆に保護することにつながるということを言っているのではないでしょうか。

当町を取り巻く状況として、圏央道4車線開通が2026年。また、併せて千葉県部分も開通し、近い将来は拡張された成田新国際空港と直結という、まさに当町にとって千載一遇のこの時期に、埋蔵文化財の誤った解釈で当町の土地利用という町益が失われることがあつてはならないと思います。

近隣自治体では着々と準備が進められております。西から常総市の圏央道スマートインターチェンジ周辺地区や大生郷地区。つくば市では、本年3月に開通した圏央道つくば西スマートインターチェンジ周辺地区。そして土浦市の常磐道桜土浦インターチェンジ周辺地区と。最近のマスコミに発表されただけでもこれだけの地区が、圏央道4車線化開通にあやかろうとしております。

埋蔵文化財包蔵地を、平成10年文化庁通知の正しい方法に基づいた指定に訂正することで、土地利用が劇的に進むのではないかと思います。町執行部の皆様方には、中長期的な視点で対処されますよう切にお願いいたします。

最後に、埋蔵文化財担当職員の方々の名誉のために申し上げます。現在の職員の方々が解釈を誤っているのではなく、当時の解釈が多少違うのではないかなど私は思っておりますので、今後の進捗に期待しまして質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（野口雅弘君）　これで12番高野好央君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時5分といたします。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番武井浩君の一般質問を行います。

6番武井浩君の質問を許します。登壇願います。

[6番武井浩君登壇]

○6番（武井浩君） 皆さん、おはようございます。今回も一生懸命質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、防犯・火事・交通安全対策についてお伺いをいたします。

まず、それぞれの町内における発生状況について事前に確認をさせていただきましたので、簡単に触れたいと思います。

空き巣などによる窃盗、自動車やオートバイなどの盗難、車上荒らしなどの刑法犯認知件数は、令和2年からのコロナ禍による社会経済活動の低下に合わせるかのように、認知件数も減少しておりました。しかし、令和5年から再び増加傾向にあります。

次に、火事についてですが、ここ数年、建物火災の件数は減少しているものの、残念ながら、人がお亡くなりになるような火災が複数件発生しております。

次に、交通事故の状況ですが、やはり移動制限があったコロナ禍の頃から、交通事故件数は減少しております。その後も件数は横ばいが続いているようですので、このまま減少する方向に推移してほしいと願う次第であります。

防犯対策、火災予防、交通安全、この3つのテーマにおいて一番大事なことは、町民の命を守ることであります。そのためには、町や警察、消防などの行政による取組も大切ですが、町民が自ら自分を守るという意識を高めていくことも大変重要なことだと思います。

そこで、次のことについてお伺いをいたします。

1点目、町民一人ひとりの防犯意識を高める施策としてどのようなものがあるのでしょうか。

2点目、不審者による住居侵入などの犯罪に遭わないようにするための対策として、家庭や地域で取り組めるものにはどのようなものがありますか。

3点目、火災予防も町民の意識を高めていく必要があると思いますが、町ではどのような取組を進めていくのですか。

4点目、火災が発生した場合に備え、日頃から避難経路を確認しておくことも大事かと考えます。町民が自らの命を救う取組として、有効なものはどういうものがありますか。

5点目、交通安全対策について、どのように町民の意識を高めていくのですか。茨城県警察

本部では、この春から信号機のない横断歩道で、ハンドサイン運動の推進に力を入れておりますが、町の対応についてお伺いをいたします。

6点目、改正道路交通法施行令により、来年9月から、中央線がなく道幅が狭い道路のうち、速度規制がかかっていないものの法定速度が時速60キロから30キロに引き下げられます。これは画期的な交通安全対策であると思いますが、町では、その周知や実効性の確保について、どのような取組を予定されていますか。

以上、千葉町長の前向きな答弁を期待いたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　武井議員の、防犯・火事・交通安全対策についての質問にお答えいたします。

1点目の、町民一人ひとりの防犯意識を高める施策についてであります。

近年、住宅へ侵入する窃盗や、住民が暴行を受ける凶悪な強盗事件、偽電話やインターネットによる特殊詐欺など、悪質かつ巧妙で多様化している犯罪が増加する中で、被害に遭わないために町民一人ひとりが防犯意識を高めることはとても重要な取組であります。

当町では、防犯意識を高める取組として、牛久警察署や阿見町防犯連絡員協議会と連携しながら、防犯キャンペーンや青色パトロール車による巡回を実施し、町民への啓発活動を継続的に行っております。

また、県警では令和6年度から、警察官が県内の全世帯を1軒1軒訪問し、窃盗や詐欺などの被害に遭わないよう働きかける巡回連絡事業を実施しております。

2点目の、住居侵入などの犯罪に遭わないための家庭や地域で取り組める対策についてであります。

防犯対策は、犯罪へのディフェンス力の強化が重要であると言われております。防犯対策に使われる標語として「鍵かけ、声かけ、心がけ」というものがありますが、戸締まりがしっかりとしている住宅や、住民の方々が挨拶などの声かけを活発に行っている地域では、犯罪の発生率が低いとされております。

また、防犯カメラの設置や、玄関や窓の二重施錠等の物理的な対策も防犯効果が高いとされていますが、各家庭や地域ぐるみでの防犯に対する心がけが最も重要であると考えております。

3点目の、火災予防への町民意識を高める町の取組についてであります。

現在、町では火災予防週間に合わせて、防災無線放送や、あみメール、町の公式LINE等を活用した火災予防啓発の広報活動を実施しております。また、消防団による啓発活動として、

各行政区や学校における防災教室も行っております。

しかしながら、今年に入り火災により4名の尊い命が失われました。心より御冥福をお祈り申し上げます。また、このことで、火災の発生を未然に防ぎ、命を守る行動を取ることの重要性を改めて痛感しており、町といたしましても今後さらなる啓発活動を強化してまいります。

4点目の、火災発生に備えた町民自らの命を救う取組についてであります。

昨今、火災防止及び被害軽減に向けた取組は多岐にわたりますが、特に自分の命を守る上で有効な手段の1つとして、住宅用火災警報器の設置が挙げられます。総務省の調査によれば、火災による死亡に至った原因の約4割が逃げ遅れによるものとされており、いち早く火災の発生に気づくことが命を守る上で極めて重要であります。また、住宅用火災警報器は、火災の発生を迅速に知らせてくれるものであり、屋内の適切な位置に配置することによって初期対応や避難の判断を早め、大切な命を守ることに大きく寄与するものであります。

住宅火災における犠牲者のうち、65歳以上の高齢者が70%以上を占めている状況にあることから、今後、特に高齢者一人暮らし世帯への住宅用火災報知機の設置について、関係機関と調整を図りながら検討してまいります。

5点目の、交通安全対策の町民意識を高める取組及びハンドサイン運動の推進についてであります。

交通安全対策は、町民の生命を守ることや、安心して暮らせる地域づくりを推進していく上で、とても重要な施策の1つであります。当町では、交通安全への意識を高める取組として、牛久警察署や牛久地区交通安全協会阿見支部、阿見町交通安全母の会と連携しながら、交通安全キャンペーンや、小中学校、保育所等を対象とした交通安全教室等、様々な交通安全に関する取組を継続的に行っております。

また、令和7年2月3日から、自転車用ヘルメットの購入補助金制度を開始し、自転車を利用する幅広い世代の町民に対して、ヘルメット着用の普及を促進し、町民意識を高める取組を実施しております。

ハンドサイン運動につきましては、「その手で合図！止まってくれてありがとう大作戦」を合い言葉に、歩行者が道路横断時に手を挙げる合図と、車に対して会釈などによる感謝の意を伝えることにより、歩行者とドライバーの良好な信頼関係を構築しながら、道路横断時の安全性を高める取組であります。

町では、交通安全教室開催時に、子供たちへハンドサインについて指導するとともに、キャンペーンやホームページ等で周知するなど、ハンドサイン運動を推進しております。

6点目の、改正道路交通法施行令の施行による法定速度引下げに伴う町の取組についてであります。

国では、住宅地等の幅員の狭い道路における歩行者や自転車の安全性の強化を目的に、令和8年9月から、幹線道路等を除く生活道路について、自動車の法定速度を現行の60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げられることになりました。

この法定速度の引下げに伴う町の取組の予定といたしましては、現時点で国や県からの詳細な情報提供や対策方針が示されていないことから、取組方針は未定ですが、今後、国や県の動向に注視しながら、町民への適切な周知や必要な対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 大変前向きな御答弁賜りました。本当にありがとうございます。

少しだけ再質問をさせていただきたいと思います。

まず、防犯灯についてお尋ねしたいんですが、防犯灯も犯罪予防には大事なものかと思います。町の防犯灯設置要綱によりますと、既設の防犯灯までの距離がおおむね40メートルとなっておりますが、例えば市街化区域など住宅が密集するところや、特に通学路になっているところは要件を緩和して、もっと短い間隔でも必要な場所に防犯灯が設置できるようにしたらしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えさせていただきます。

町の防犯灯設置要綱では、各行政区間の公平性を保つために、夜間不特定多数の人が通行し、防犯上特に必要であると認められる場所であることや、防犯灯の設置間隔に関して、おおむね40メートル以上とし、かつ、その間に防犯灯に類する照明器具がないことと規定しております。

また、防犯灯の専用柱を建てる用地の確保が困難となってきておりすることから、電柱に占用して設置することが大半であり、電柱の間隔に合わせた設置となるケースが多くなっています。

しかしながら、犯罪発生状況や、特に危険性が高いなど特別な事情がある場合には、要件を緩和することを検討したいと思いますので、その際は御相談いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） ありがとうございました。ぜひ、いろんな基準があるでしょうけど、実態に合わせた対応をしていただきたいと思います。

次に、先ほど答弁で自転車用ヘルメットの購入補助金の話がございました。今年度、今年度というか実施されてから、予定している補助件数と、現在までの実績を教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えさせていただきます。

令和7年度予算での予定件数といたしましては300件を予定しております。また、令和7年2月から3月末までの当補助制度の申請件数は64件、4月から5月末までの申請件数は59件。合計123件の申請件数となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。ありがとうございます。

この補助金の申請については、いわゆる紙ベースでの申請書を提出する必要があると思いますが、購入した領収書を携帯のカメラで撮影をして、スマホを使って簡単に申請できるようになされたらいかがかだと思います。

例えばランドセルの申込みや各種健診においては、既にいばらき電子申請・届出サービスという県と市町村が共同で運用しているシステムを使って、いわゆる電子申請ができるようになっているかと思います。DXの推進という観点から、ぜひスマホ申請ができるようにお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えさせていただきます。

DXを推進する上で電子申請の導入は重要であり、行政サービスの向上にもつながりますので、早期の導入に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、高齢者や障害者などの世帯に対する住宅用火災警報器の設置に関する支援について、先ほど町長答弁もございましたが、改めてお尋ねしたいと思います。具体的なことを御答弁いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えさせていただきます。

町長答弁にもありましたように、住宅用火災警報器は、火災の発生を迅速に知らせてくれるものであり、初期対応や避難の判断を早めるためにも大変有効であると認識しております。

議員御指摘の高齢者や障害者などの世帯に対する支援につきましては、今後、支援方法等を含め、関係担当課と調整を図りながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、ちょっと振り返って防犯カメラについてお尋ねしたいんですが、令和5年度から行政区の防犯カメラ設置事業というのが始まっているかと思うんですが、ちょっと事前に確認したところ実績がないようでございます。これについて、どうしてなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えさせていただきます。

防犯カメラの設置は行政区の意向となりますので明確な理由は分かりかねますが、地域によって防犯に対する状況が異なりますことから、防犯カメラの必要性について考え方が異なるのではないかと思われます。

また、行政区防犯カメラ設置補助事業の場合は、設置費用の一部を行政区に御負担をしていただくことになりますが、上限で20万円の補助金が交付されますので、地域予算等での要求での防犯カメラ設置が採択とならなかつた場合でも、当補助金での設置を御検討いただきますよう、行政区と調整していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。ぜひ調整のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ちょっとハンドサイン運動についてお尋ねしたいんですが、ちなみにJ A F——日本自動車連盟が調査したところによりますと、信号機のない横断歩道での車の一時停止率という全国調査がございます。全国平均が53%なんですけれど、残念ながら茨城県は35.2%、47都道府県中、本当に下のほうになっております。

そういう状況で、このハンドサイン運動というのも大切なものかと思うんですが、例えば、広報あみの表紙というのはとてもインパクトがある素材となっております。広報あみの表紙などを活用して、町民に浸透する対策を取ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えさせていただきます。

ハンドサイン運動の広報あみの表紙への掲載については、町民への周知として非常に高い効果があると思われますので、広報担当と相談していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、横断歩道についてお尋ねしたいんですが、場所によっては雑草が繁茂してしまって、見にくいところがあります。すごく背の高い草が生えて、子供とか背の高くない方がちょっと見づらいのかなということがあります。このほか道路敷や、民地の草木が繁茂してしまって交通の視界を遮るような場所があります。その対策についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

草木の張り出し等により交通の視界を遮る支障箇所につきましては、道路敷であれば道路管理者である県や町のほうで除草・剪定等の対応をしております。また、支障箇所が民地の場合につきましては、土地の所有者等に対して適切に指導を行っております。また、急を要するなど、やむを得ない場合につきましては、民地におきましても道路管理者が対応するというケースもございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　6番武井浩君。

○6番（武井浩君）　分かりました。ぜひ交通安全の観点から積極的な取組をお願いしたいと思います。

防犯対策・火災・予防交通安全、この3つのテーマについて今回質問をさせていただきました。やはり、町や警察、消防などによる行政による取組とともに、町民が自らを守るという意識を高めていくことも大切であると思います。今後もあらゆる機会を使って、啓発活動を積み重ねていただきたいと要望させていただきまして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　6番武井浩君。

○6番（武井浩君）　それでは、次の質問に入らせていただきます。

女性支援新法の取組についてであります。

現代社会において、女性が持つ悩みは極めて多様化しており、幅広い支援が必要とされています。また、困難な問題を同時に複数抱える方々の割合も非常に多くなっておりまして、困難の複合化という観点も必要とされているところであります。

新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした経済や生活への影響で、女性の貧困問題、DV、虐待など様々な問題が浮き彫りになり、また困難の複合化ということで支援ニーズも多様化したことなどから、新法として困難な問題を抱える女性の支援に関する法律、これがいわゆる女性支援新法でございますが、議員立法で提出され、令和4年に可決成立し、令和6年、昨年の4月1日に施行されました。

女性支援新法は、女性国会議員の方々が党派を超えて結束し、国会に議員提案をされ、成立

をされたものであり、まさに政治を形にしたものであります。この法律の理念は、広く社会に浸透するとともに社会に変革をもたらすものでなければならないと考えます。

このことについて、次のことを質問させていただきます。

1点目、町の困難な問題を抱える女性への支援についての現状はどのようなものですか。また、町としての課題には何がありますか。

2点目、同法第4条で、国及び地方公共団体は同法第3条の基本理念にのっとり困難な問題を抱える女性の支援のために必要な施策を講ずる責務を有するとされていますが、町ではどのような施策を進めていくのですか。

3点目、同法第11条第2項では、女性相談支援員を置くよう努めるものとするとされております。困難な問題を抱える女性の支援には、やはり専門職が必要ではないかと思います。女性相談支援員を設置する考えはありますか。

4点目、同法第8条第3項において、市町村基本計画は努力義務とされてはいますが、何らかの計画を立てるべきと考えます。町として基本計画を策定する予定はありますか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　続きまして、女性支援新法の取組についての質問にお答えいたします。

1点目の、町の困難な問題を抱える女性への支援についての現状と課題についてであります。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律において、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援のために、必要な施策を講ずることが国及び地方公共団体の責務とされております。

当町の阿見町第4次男女共同参画プランにおいて、「生涯を通して、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり」として、相談窓口の周知、DV防止対策や被害者支援等、あらゆる暴力の根絶のための幅広い取組を通して、安心して暮らせるまちづくりを推進しているところであります。

また、DV相談の実施状況につきましては、令和6年度は36件の相談がありました。令和5年度の相談件数は22件で、14件増加しております。DV、虐待相談体制は関係機関と連携を図っている一方で、夫婦間、親子等の家庭の問題、健康上の問題、経済困窮等といった多様な相談に対応するワンストップでの支援体制に至っていないことが課題であります。

2点目の、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策についてであります。

阿見町第4次男女共同参画プランにおいて、困難を抱える人々への包括的な支援体制の構築とあらゆる暴力の根絶を施策の方向性とし、相談窓口の周知と相談体制の充実及びDV・虐待

相談と被害者支援のため、関係機関との連携を進めているところであります、継続して取り組んでいくことが重要であると考えております。

3点目の、女性相談支援員を設置する考えについてであります。

議員御指摘のとおり、複雑化する困難な問題を抱える女性への支援には、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が必要であると考えておりますので、女性相談支援員の設置につきましては、ワンストップで対応できる組織体制の検討も含め、調査研究に努めてまいります。

4点目の、市町村基本計画の策定についてであります。

基本計画の策定につきましては、阿見町第4次男女共同参画プランが令和8年度で期間満了となることから、次期男女共同参画プランの改定につきましても、関係各課と調整し、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の目的、基本理念を考慮した計画の策定を検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） ありがとうございます。

ここでちょっと答弁にありましたが、ワンストップでの支援体制にはなってないということがございました。現状どのような相談体制になっているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えさせていただきます。

庁内の相談体制につきましては、阿見町第4次男女共同参画プランにありますように、ケース内容によって関係各課が個別に相談対応をしている状況ですので、被害者支援の総合的な推進、関係機関で情報交換を行うとともに、緊密な連携を図るために、町民活動課、男女共同参画室、町民課、社会福祉課、高齢福祉課、おやこ支援課、指導室、包括支援センター、基幹相談支援センター、恵和社会復帰センターで組織するきずな会議というものを開催しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） ありがとうございます。

そのきずな会議というのは、年に何回ぐらい開催されているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えさせていただきます。

きずな会議は年2回開催しております。また、随時開催できる体制にもなっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。

この支援を必要としている人に、必要な支援が届かなければ、女性支援新法の理念は達成できないと思います。支援を必要としている人に対して、どのようにアウトリーチしていく考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えさせていただきます。

ただいまの質問にありましたアウトリーチとは、生活上の課題を抱えながら、自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくり、SNSやインターネットを活用した接触などにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のことを意味するものであります。

当町におきましても、電話相談や面談等は、関係機関と連携して実施はしておりますが、アウトリーチ支援までには至っておりません。

今後の対応策としましては、さらなる相談体制の充実に努めることが重要であると考えますので、県内市町村の動向を注視しながら、アウトリーチ支援についての調査研究に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。どうぞよろしくお願ひします。

町内に、女性を支援する団体というのはあるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えさせていただきます。

町内に女性支援を行っている民間団体はございませんが、県内にある民間の相談機関として、NPO法人ウィメンズネット「らいず」、また一般社団法人アイネットと連携し、女性支援を行っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。

この女性支援新法、先ほど申し上げたように女性国会議員の方々が党派を超えて結束し、国会に議員提案され成立したものであるということでございます。この女性支援新法の理念を踏まえた今後の相談体制の在り方については、どのようにお考えなのでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えさせていただきます。

女性支援新法における、夫婦間、親子等の家庭の問題、健康上の問題、経済困窮等といった多様な相談に対して、ワンストップで、さらにきめ細やかな相談対応をしていくために、包括的な相談体制の構築が必要だと考えており、今後女性相談支援員の配置に向けての検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　6番武井浩君。

○6番（武井浩君）　ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

今回、一般質問させていただいたように、困難な問題を抱える女性への支援というは、複合的な課題も非常に多いのが実情でございます。そのような中、女性支援新法の目的にありますように、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に向けて、さらなる支援体制の充実に取り組んでいただきたい、そのことを要望して、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　6番武井浩君。

○6番（武井浩君）　続きまして、英語教育とプログラミング教育の充実についてであります。

社会のグローバル化や人工知能・AIなどの技術革新が進み、先の予測が困難な時代となつております。これに対応した学習指導要領の改訂が行われ、2020年度より小学校から順次実施されております。この中で、小学校中学年から外国語教育を導入、また、小学校におけるプログラミング教育を必修化するなど、社会の変化を見据えた新たな学びへと進化しております。

大学入学共通テストには、2025年、本年から新教科として「情報」が加わりました。この「情報」への対策としては、プログラミング教育の基礎をしっかりと学習しておく必要があるということでございます。

また、ICT——情報通信技術の授業支援、環境整備には、ICT支援員の活用は不可欠なものであると思います。

そこで、教育環境の変化と現況について質問させていただきます。

1点目、学習指導要領の改正により、英語は5年生から教科化されて成績の対象になりましたが、英語教育の実施状況及び充実強化策についてお伺いをいたします。

2点目、プログラミング教育は何年生からどのような形で学んでいるのか。さらに、今後充実させていくための方策についてお伺いをいたします。

3点目、学校教育現場では、ICTの活用は、もはや不可欠なものとなっております。ICT支援員の配置状況、活用策についてお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君）　英語教育とプログラミング教育の充実についての質問にお答えいたします。

1点目の、英語教育の実施状況及び充実強化策についてであります。

学校においての英語教育は、小学校3・4年生から外国語活動として週1回、5年生からは英語が教科となり、年間の授業時数が70時間とされているため、毎週2時間程度授業を行っております。

当町では、外国語指導助手、いわゆるALTを中学校に1名ずつ、また、小学校には実態に応じて掛け持ちするなどの方法で5名を配置しております。

小学校では担任とALTで授業を行っており、教科担任制を取っている小学校では、外国語専科の教員とALTが行っております。

小学校の英語では、英語によるコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することが目標となっているため、児童が英語に多く触れることができるよう、ALTによる生の英語を聞くこと、できるだけ日本語を使わずに英語で授業を進めて会話の機会を増やすことを大切しております。

また、タブレットで使える「スピーキング・クエスト」という学習アプリを令和5年度より導入し、児童生徒が個別に、実態に合わせて話すこと・聞くことの力を高められるようにしております。

教師の指導力の向上に向けては、計画訪問の際にお互いに授業を見合ったり、県の研修事業に参加した教員がその成果を町内の教員と共有するなどしております。

今年度は小学校英語専科の加配教員を1名増やすことができました。今後も、英語教育の充実を図るために、さらに県に要望し配置を進めていくことで、専門性の高い教育の展開を進めまいります。

2点目の、プログラミング教育の状況と充実の方策についてであります。

小学5年生から算数、理科、総合的な学習の時間、音楽、技術家庭科等で実施しております。ゲーム感覚で学べるプログラミングに関する教材ソフトもあり、発達段階や学習経験に応じて適切なものを選定し、活用しております。

プログラミング教育はコンピューターに意図した処理を行うよう指示しながら、情報活用能力、論理的思考力を育てるものです。児童生徒に楽しさ、面白さ、達成感を感じさせながら進

められるように、参考となる実践事例を共有するなど、教員の研修の充実を図っております。

今後もコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境整備、ＩＣＴ支援員の活用、地域や民間との連携などの教育資源の効果的な活用を進めていきたいと考えております。

3点目の、ＩＣＴ支援員の配置状況、活用策についてであります。

現在、3名のＩＣＴ支援員を配置しており、幾つかの学校を掛け持つ形で、今年度は各学校に毎月1回支援を行っております。

支援の内容としましては、児童生徒のタブレットの各種機能の設定と不具合への対応、各学校のデジタル教科書の登録設定などデジタル環境の整備、様々なトラブルへの対応、教員への研修、授業のサポート、情報モラル授業への参加など多岐にわたっております。

このように、専門的知識とスキルを持つＩＣＴ支援員は、学校のＩＣＴ全般に係る授業支援、校務支援を行っており、プログラミング教育が必修化された現在の学校において、なくてはならない存在となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 御答弁ありがとうございました。

再質問させていただきたいと思います。

小学校での英語教育についてなんですが、担任とＡＬＴで授業を行っているということでございます。また、その中で教科担任制を取っている小学校と、取っていない小学校があるとのことです。それは学校の規模による違いなのですか。できるだけ、そういった違いのないようにしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） 指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えさせていただきます。

小学校における3・4年生の外国語活動や、5・6年生の外国語——英語において、小学校英語専科の加配がついている学校は教科担任制を取ることができます、配置されていない学校は担任が授業を行っております。

小学校教諭は、外国語活動及び外国語——英語を指導することになっており、教員の指導力向上のための研修を校内外で行ってまいりました。県の配置数、加配数が限られているため、どの学校においても人員を配置し、一律教科担任制を行うことは難しいのが現状です。引き続き、阿見町として県に要望し、人員配置できるよう努力してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。引き続き、県への要望を続けていただきたい、そう思います。

次に、そしたらこの県の研修事業に参加された先生の成果と課題を共有しているというお話がございましたが、具体的にどのような形で共有されているのでしょうか。

また、それによってどのような成果が表われているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えさせていただきます。

県の研修事業に参加した先生の資料を校内のT e a m sなどを使って共有したり、校内研修を設けたりして伝達しています。

成果としては、先進的な学校の実践を知ることができるので、各学校の実情に合わせて活用できる点を取り入れながら、質の高い授業につなげるようにしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。引き続き、質の高い授業につなげていただきたいと思います。

次に、小学校におけるプログラミング教育についてお尋ねをしたいんですが、特色のある教育を行っている学校はあるのでしょうか。また、その内容について具体的に教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えさせていただきます。

特徴的なところでは、君原小学校においてマインクラフト、阿見第二小学校では桃太郎電鉄のアプリを活用したプログラミング学習を行っております。また、あさひ小学校ではプログラミングクラブを設置することで、異学年で交流しながらプログラミングの仕組みを学んでいます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。各学校によって特色があるんだなということが分かりました。この桃太郎電鉄のアプリ、ちょっと興味が湧きました。ほかの学校も、様々な工夫で子供たちの興味を引くようなことを取り組んでいただきたい、そう思います。

次に、A I の進化は目覚ましいものがありますが、どのようにA I の活用を進めていらっしゃいますか。また、必要なアプリの教材は十分にあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えさせていただきます。

現段階では、先進校の実践事例などを集めるなどの準備中です。今後は、各学校のＩＣＴ担当と連携を図りながら、学習において効果的なアプリの導入を検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

国際化が進み、A Iなどの情報通信技術の発達も続いている中、子供たちの未来のために、英語教育、プログラミング教育というのは大変重要なことであると思います。また、こういった教育の充実は、新たに住宅を取得しようとする若い子育て世代の方々へのアピールポイントにもなると思います。阿見町に住んでよかったですと思えるようなまちづくりには、教育の充実というのは欠かせないことだと思います。

これからも、よりよい学習環境のために、特に現場の小中学校の先生方の御尽力を賜りますよう要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで6番武井浩君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時ちょうどといたします。

午前1時54分休憩

午後 1時00分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番佐々木芳江君の一般質問を行います。

8番佐々木芳江君の質問を許します。登壇願います。

〔8番佐々木芳江君登壇〕

○8番（佐々木芳江君） 皆様、こんにちは。私は幸福実現党の佐々木芳江でございます。本日も一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、質問する前に要介護、要支援認定についての介護の歴史的背景というところをちょっと説明させていただきたいと思います。

介護の歴史的背景として、1970年には高齢化率が7.1%でしたが、2000年には17.2%に急増し、高齢化が急速に進みました。1973年は福祉元年と呼ばれ、年金や医療費に関する福祉政策が拡充されました。老人医療費の窓口負担の無償化もこの時期に行われました。

しかし、その後、オイルショックなどで振り戻しが起き、日本型福祉社会論——家族による支え合いの再評価で戻そうといたしましたが、少子高齢化や核家族化が進み、老老介護が社会問題化をされ始めて、1990年、日本型福祉社会論、介護の家族の支え合いが限界となり、国や

自治体の介護支援が必要との流れになり、この辺りで介護保険制度が構想され、10年後の2000年にこの制度がスタートしました。介護は大変という認識が国民全体に広まり、家族だけではなくプロの手が必要という意識が根づきました。

そんな中で課題も出てきました。介護ヘルパー2級取得講座は盛況でしたが、現在は参加者が来ない状況です。導入後25年が過ぎ、当初全国平均一月2,911円だった介護保険料は、全国平均6,014円と約2倍以上の負担増となり、介護保険給付費は3.6兆円から13.8兆円と4倍近くに激増し、給付額の半分は国と地方の税金で賄われています。今後、高齢者人口がピークに達する2040年問題に向けて、政府丸抱えの介護保険制度は根本的な見直しが必要ではないかと思います。

そこで今回は、介護保険制度の入り口である要介護認定について質問をさせていただきます。まず、大きく1点、認定調査の現状について。

令和6年度における要介護、要支援認定の申請から認定までの平均日数は。

過去3年間——令和4年度から令和6年度の要介護認定申請件数は。

認定調査1件当たりの面談時間、調査票作成時間はそれぞれどれくらいか。

過去3年——令和4年度から令和6年度における認定調査の委託件数——委託先の内訳とそれぞれの委託件数は。令和6年度については委託料も伺います。

次、2点目、介護サービス提供をより円滑にするための要介護認定の効率化について。

申請から認定まで30日を超える要因は何か。

今後、要介護申請の増加による認定のさらなる遅延が懸念されるが、被保険者やケアマネジャーへの負担が増加する等の影響はないか。

要介護認定の効率化の必要性への見解は。

認定調査におけるタブレット端末の導入や、介護認定審査会の簡素化・資料郵送方法見直し・ペーパーレス化について、それぞれメリット・デメリットはどのように考えているか。

要介護認定の効率化に向けて、当町でできることを検討するべきではないか、見解を伺う。

以上でございます。それでは、よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　佐々木議員の、要介護、要支援認定についての質問にお答えいたします。

1点目の、認定調査の現状についてであります。

まず、当町の令和6年度における申請から認定までの平均日数は35日です。なお、令和5年度においては、当町は35日、県平均は42日、全国平均は40.2日となり、当町の申請から認定ま

での期間は平均より短いものとなっております。

次に、過去3年間の申請件数は、令和4年度が1,649件、令和5年度が1,834件、令和6年度が1,814件です。認定調査1件当たりの面談時間は30分から40分程度、調査票作成時間は60分から90分程度です。

次に、過去3年間における認定調査の委託件数につきましては、令和4年度は、入所施設や入院先が所在する市町村への委託が5件、居宅介護支援事業所への委託が6件、合計11件となっております。また、令和5年度は、市町村への委託が6件、事業所への委託が43件で合計49件、令和6年度は、市町村への委託が1件、事業所への委託が30件で合計31件となっております。

令和6年度の委託料につきましては、市町村へ委託する場合には委託料がかかりませんが、事業所への委託は1件当たり3,300円から5,170円となっております。

2点目の、介護サービス提供をより円滑にするための要介護認定の効率化についてであります。

まず、申請から認定まで30日を超える要因といたしましては、主に、主治医意見書の遅延が考えられます。

次に、要介護申請の増加により認定がさらに遅延した場合の、被保険者やケアマネジャーへの影響につきましては、認定結果は申請日に遡って適用されるため、結果が出る前でも必要に応じてサービスを利用するすることは可能であり、影響はないと思われます。円滑なサービス利用開始のため、引き続き申請から認定までの期間短縮に努めてまいります。また、状況により、介護認定調査員の増員も検討してまいります。

次に、要介護認定効率化の必要性につきましては、申請受付・認定調査・介護認定審査会などの要介護認定に関する業務についてBPRで分析しており、効率化の必要性はあると考えております。

続いて、認定調査へのタブレット導入、介護認定審査会の資料の郵送方法見直し・ペーパーレス化のメリットにつきましては、業務効率化や調査票の精度向上、審査会資料の視認性向上、紙代及び郵送料の削減、審査会委員の資料参照期間の確保や審査会のオンライン化等のメリットがあります。デメリットは特にありません。

介護認定審査会の簡素化につきましては現在実施しておりませんが、メリットといたしましては、介護認定審査会委員の負担軽減が考えられます。デメリットといたしましては、簡素化のための一定の要件を満たす対象者について、認定調査による一次判定の結果のみで判定することとなり、調査時の特記事項や主治医意見書の内容が反映されないことになります。

最後に、要介護認定の効率化に向けて当町でできることにつきましては、認定調査へのタブ

レット導入や介護認定審査会のペーパーレス化等、DXを進めることによって効率化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） 町長、ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

要介護、要支援認定調査の現状について再質問いたします。

令和6年度における要介護、要支援認定の申請から認定までの平均日数は35日とお答えいただきました。申請から30日を超えておりますが、全国平均より当町は短いかと思います。

要介護認定の申請には新規有効期間満了に伴う更新認定、実際の心身の状態が大きく変化した場合には、認定有効期間内でも区分変更の申請が可能な区分変更認定の3つの申請があります。保険者が行っている申請の受付から認定までのプロセスは、申請者の状態を把握する認定調査、これと並行して、かかりつけ医が記入をする主治医意見書の依頼、認定調査を基にコンピューターの一次判定が行われて、最終的な認定結果が出るというプロセスになっております。

そこで、過去3年間、令和4年度から令和6年度の要介護認定申請件数についてであります
が、申請件数の総数は、令和4年度と令和5年度と比較しますと197件の差がございますが、
理由をお教えください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

令和元年度末より令和4年度まで、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、認定調査が困難な場合においては、要介護認定の有効期間について、従来の期間に新たに12か月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できるとされておりました。令和4年度においては、この臨時的な取扱いについて、206件有効期限を延長しております。そのため、令和4年度の申請件数が少なくなっています。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） それでは、その206件の有効期間を延長するというのはどなたが判断されるのでしょうか。また、延長することによって問題はなかったのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

御本人、御家族やケアマネジャーの判断によるものと思われます。

延長したことによって、問題は生じておりません。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） それでは、過去3年間——令和4年度から令和6年度における認定調査の委託先の内訳と、それぞれの委託件数と令和6年度の委託料を先ほど町長から伺いました。そこで、令和4年度が11件、令和5年度が49件で、38件の差がございますが、理由をお教えください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

令和5年度より、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いがなくなり、申請件数が増えていること、また、令和5年度中に認定調査員2名が退職し、新規採用するまでに時間がかかったことが理由となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） それでは、認定調査員は常勤換算で何人おりますでしょうか。調査員1人当たりの年間件数をお聞きいたします。また、令和7年度の予算もお教えください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

現在5人の調査員がおりますが、常勤に換算すると3名となっております。

令和6年度の調査員1人当たりの年間調査件数なんですけれども、およそ360件となっており、令和7年度の調査員報酬の予算額は945万7,000円となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） 先ほど町長の答弁で介護認定調査員の増員も検討してまいりますというお話を伺いました。そこで、今、認定調査の現状をずっと伺っていたんですけれども、私が調べたところ、訪問調査、認定調査票の作成に1件約2時間かかっています。それから、調査場所も町外もございますし、往復時間を加味しますと2時間半はかかるかと推察されます。先ほど1人当たりの年間調査件数およそ360件のことですが、熟練者との違いはあるかとは思いますが、頑張って1日に二、三件が平均かなと思います。

令和7年度調査報酬予算は945万7,000円のことですが、令和6年度の予算841万6,000円より増額になってますが、その理由をお教えください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

増額の理由としましては、介護認定調査員の時間単価が上がったことによる増額となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） これ正しいかどうか、ちょっとお聞きした、金額を聞いたんですが、時間単価ですよね。これお1人が過去は1,200円のところが1,400円。200円ほど上がったというふうには聞いております。しかし、それでも本当に苛酷な状況の中でのお仕事であるならば、本当にこの報酬でいいのかなということは疑問に思います。

それでは、介護サービス提供をより円滑にするための要介護認定の効率化について質問いたします。

申請から認定まで30日を超える要因は、主に主治医意見書の遅延が考えられるとのことでした。主治医意見書については、医師が多忙であるとか迅速に対応いただけないケースもあるかと思います。ただ、その結果、担当課の事務にも影響が出てくるのではないかと思います。

そこで、認定調査へのタブレット導入、介護認定審査会の簡素化、資料郵送方法見直し・ペーパーレス化、それぞれメリット、デメリットについてお聞きしました。そこで、デメリットについては特にないとのことでございましたが、介護認定審査会簡素化のための要件とは何か、お教えください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

簡素化のための要因としましては、6つございます。第1号被保険者であること、更新申請であること、コンピューター判定結果の要介護度が前回の認定結果の要介護度と一致していること、前回判定の有効期限が12か月以上であること、コンピューター判定結果が要介護1または要支援2の者の場合は状態安定性判定で安定と判定されていること、コンピューター判定結果の要介護認定等基準時間が一段階重い要介護度に達するまで3分以内でないこと、以上6つが挙げられています。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） 当町では簡素化の要件を満たす対象者は、以前お聞きしましたところ、全体の10%から20%とのことでございました。今おっしゃった6つの要件をそろえている方ということでございます。それで、簡素化に向けては事務局の手間が煩雑になるため、事務ミスを防ぐ観点からも導入は見送っている状況とのことでございましたが、ちなみに簡素化を

実施している市町村の事例は御存じでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

簡素化を実施している市町村、福岡県大川市なんですけれども、そこに確認したところ、コロナ禍で実施していた有効期間12か月延長の影響により、令和5年度の審査対象者が増えたため、簡素化を導入したことです。その結果、審査件数が減ることによる審査会委員の負担軽減や審査会の時間短縮といった効果が上がったとのことです。

ただし、介護認定調査や主治医意見書の依頼は通常の審査対象者同様に行うため、コスト等の削減にはつながらず、申請から認定までの日数も短縮にはならなかつたということです。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君）　調べていただいて、ありがとうございます。

私も何件かお聞きしたんですが、まだまだ調査研究中というところが多いと聞いております。それで、認定調査はタブレット端末による現地での入力が可能になるということで、時間削減が見込まれると言われております。国ほうも、要介護認定に関しては、効率化や簡素化を調査研究中かと思います。当町では、簡素化はデメリットが多く、現在実施していないことでしたが、効率化によっては時間削減は可能なのではないでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたが、認定調査へのタブレット導入や介護認定審査会のペーパーレス化等DXを進めることによって、効率化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。

様々な住民の方々からもやはり、この更新手続というのが非常に、こういう言葉はいけないのかもしれませんけれども、とても面倒くさいかなというようなこともお聞きしておりますし、やはり負担は住民の方もたくさんかかっているんじゃないかなと私は思っております。

そこにやはり当町として、そういうDX化を進めて、導入を進めて効率化をしていくことによって、やはり、安い税金ではないんですけども、税金が浮くということもあるのではないかでしょうか。こういうところも私は住民のためによいかなと思いまして質問させていただいた結果でございます。

それでは結論といたしまして、今回は介護保険制度の入り口である要介護認定について様々

に質問をいたしました。厚生労働省では平成30年4月から、一定の条件の下に2次判定を省略する介護認定審査会の簡素化を可とする通知を出しているとのことでございましたが、先ほどもお話を聞いていましたら、やっぱり課題山積で現状は厳しい状況かと思われました。

担当課の皆様も日々効率化に向けていろいろ工夫されておられるかと思いますけれども、現場や被保険者の生活に直結をしてきますので、国や県が示す方針の範囲内で自助努力を最大限に發揮していただいて、被保険者への介護サービスの提供が円滑に行われるためにも、早い段階でのシステム導入をお願いして結びといたします。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで8番佐々木芳江君の質問を終わります。

次に、5番紙井和美君の一般質問を行います。

5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

[5番紙井和美君登壇]

○5番（紙井和美君） 皆様、こんにちは。本日、最後の登壇となります。お付き合いのほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、スマート技術で実現する安全・清潔な水の環境整備と学校での安全でおいしい飲み水について質問をさせていただきます。

近年、自然環境の破壊とともに、環境汚染への不安が取り沙汰されています。「水と空気はただ」だなんて言われた時代は、山から流れるおいしい水を飲み、外に出て新鮮な空気で深呼吸をする、それが当たり前がありました。しかし今では、便利で快適で楽に生活できる代償として、大気汚染や土壤汚染が進んでしまい、心身の健康と安全のためには、お金をかけて整備し、自己防衛しないといけないという時代になってしまいました。

そんな中で私たちが今できることができが、地球環境を守り、全ての生命の健康を守ることであります。そこで今回の質問は、生命の源である安心して飲める水の供給と環境整備、健康のために水分補給することの大切さ、持続可能な社会のためにペットボトルを減らすSDGsの取組や、産学官民連携の重要性など、4つの観点から提案するものであります。

当町の配水インフラ、水の供給と水質管理、当町の全小中学校児童生徒の水分補給など、以下の点について質問をいたします。

1、現状評価とリスクの把握について。現在、当町内の水質管理体制及び配水インフラの老朽化状況についてのデータやリスク評価はどのようにになっているでしょうか。

2、現状評価と今後の計画について。水質検査結果やインフラの老朽化状況を踏まえ、どの箇所が最も緊急性があると判断されているか。今後の具体的な計画やスケジュールについて伺います。

3、浄水工程などにおけるＩｏＴセンサーと自動化システムの運用体制について。茨城県では、霞ヶ浦浄水場でオゾン促進酸化処理など最新の浄水技術を取り入れた施設が完成し、土浦市、つくば市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、阿見町、利根町の県南7市町村で給水人口39万人に供給される計画であります。阿見町としましては、県の企業局以外の配水もありますので、浄水工程と配水管の状態をリアルタイムで監視するＩｏＴセンサーによるシステムを取り入れてはどうか。それにより、異常検知時の迅速な対応に寄与すると考えられます。当町における導入についての見解をお伺いいたします。

4、子どもたちの学校における実態について。現在の学校で安全でおいしい飲み水について取り組んでいることは何でしょうか。

5、学校における飲み水の安全性について。その透明性と信頼性を確保するため、水質検査計画に基づく検査結果の保護者への情報提供や意見交換、フィードバックをどのように実施していく予定でしょうか。

6、学校における飲み水は一旦受水槽を経由しているため、夏場は温まり、ぬるくなってしまします。さいたま市では、配水管に直結した水飲み場を整備して、新鮮で冷たい水を飲めるようにしています。受水槽を経由しない飲み水の提供についてお伺いいたします。

7、学校に浄水機能付の無料給水サーバーを設置する取組を利用している自治体が増えています。試験的に運用する間は利用料もかかりず、入会金や初期コストはなく、無料の契約が終わった後でも、その後に断っても解約金や違約金など追加コストもかからないというリスクのないものであります。まずは学校に浄水器型サーバーを導入するというのはいかがでしょうか。

以上、7点についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　紙井議員の、スマート技術で実現する安全・清潔な水の環境整備と学校での安全でおいしい飲み水についての質問にお答えいたします。

1点目の、現状評価とリスクの把握についてであります。

水道水の水質管理につきましては、阿見町水質検査計画に基づき、配水場3地点、取水井3地点、末端配水3地点において、法令等に定められた水質基準項目などについて定期的に検査を実施しております。現状では水質に問題はない結果となっており、検査結果は町ホームページでも随時公表しております。

配水インフラの老朽化状況につきましては、令和6年度末時点の配水管総延長約406キロメートルのうち、法定耐用年数である40年を超過している管路の延長は約25キロメートルであり、

割合として約6%となっております。

2点目の、現状評価と今後の計画についてであります。

水質検査結果に関する評価と計画に関しては、水質に問題はないことから、引き続き法令等にのっとった検査を実施し、適正な水質管理に努めてまいります。

次に、管路の老朽化状況を踏まえた現状評価と今後の計画についてであります。

配水管路の評価は経過年数に加え、管種、口径、重要防災拠点経路、避難所給水経路などの条件により管路を点数化し、優先順位を定めた更新計画を策定しております。

今後の計画といたしましては、今年度に青宿・新町地区の老朽管約1.6キロメートルを更新し、令和8年度以降に中央・上郷・二区北・二区南地区などにおける老朽管を順次更新していく予定となっております。

3点目の、浄水工程等におけるIoTセンサーと自動化システムの運用体制についてであります。

当町の水道水には2種類あり、県企業局で浄水処理された水をそのまま配水しているものと、地下水を追原と福田の浄水場で浄水し、配水しているものがあります。

当町で地下水を浄水する工程においては、水質が良く高度な処理が不要であるため、浄水工程におけるIoT等の導入は検討しておりません。

しかしながら、当町においてもIoTセンサーによる末端管路の残塩監視、スマートメータ導入による検針作業の効率化、AI解析に基づく管路の危険度判定などを活用することにより、業務の効率化や省力化を図ることは重要であると考えております。県企業局においてもDX化を推進していることから、今後の県企業局との経営統合に向けた協議の中で、新技術の活用についても併せて検討してまいります。

4点目以降については、教育長より答弁いたします。

○議長（野口雅弘君） 次に、教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君） スマート技術で実現する安全・清潔な水の環境整備と学校での安全でおいしい飲み水についての質問にお答えいたします。

4点目の、現在の学校での安全でおいしい飲み水について取り組んでいること及び5点目の、学校における飲み水の安全性と保護者への情報提供及びフィードバック体制につきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

学校では、当町の安全に管理された水道水を飲用として使っております。近年は熱中症や脱水症状の対策のために、体調管理の面から水分の補給はいつでも自由に行えるよう児童生徒が家庭から水筒を持参するようにしております。足りなくなった際には水道水を補給しております。

学校における飲み水の安全性につきましては、学校保健安全法における学校環境衛生基準に従って、主に養護教諭が毎日水質の検査を行っております。また、長期休業明けの前日には受水槽や水道管の水を一旦放水した後、残留塩素の測定及び色・臭いなどの点検を行い、児童生徒を迎えるようにしております。

現在、水質検査結果についての保護者への情報提供や、住民、保護者との意見交換、フィードバックは特に行っておりませんが、今後、必要に応じて検討してまいります。

6点目の、受水槽を経由しない飲み水の提供及び7点目の、学校への浄水器の導入につきましても、関連しておりますので一括でお答えいたします。

当町の小中学校においては、水道水の水圧を安定させることや、災害等により水道管からの供給が途絶えた際にも受水槽に残る水を確保できることから、受水槽を経由する給水方式を採用しております。

議員御紹介のさいたま市の事例では、学校の屋外水飲み場について、受水槽を介さずに水道本管に直接つなぐ直結式を採用することで、夏休み期間など児童生徒の登校が少なく水の使用量が減る際にも冷たい水を飲むことができるよう工夫されております。直結式にはこのような利点がある一方で、整備に当たっては財源を確保する必要があります。

浄水器の導入に関しては、先行自治体である取手市に確認いたしましたところ、令和6年度より全ての小中学校に冷水が出るウォーターサーバーを各1台設置しており、大規模校においても行列ができることなく円滑に運用され、各学校からも好評を得ていると伺っております。当町におきましても、ウォーターサーバーを設置することで、児童生徒が持参した水筒に冷たい水を補給できるなど、熱中症対策として有効であると考えられ、今後、小中学校の意見も確認しながら、導入の必要性について調査・検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございました。

それでは、1点目について再質問をさせていただきます。

阿見町水質検査計画の中に、放射性物質それとPFOA、PFOSの検査がありますけれども、ここ直近の結果としてどのような数値が出ているかお尋ねいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

まず、放射性物質検査についてお答えさせていただきます。

放射性物質の検査規定に関しては、厚生労働省の通達に基づき、放射性セシウムの数値が水道水1キログラム当たり10ベクレルという目標値が定められております。当町では、取水

井3地点において年4回の放射性物質検査を実施しており、ここ3年間の実績としては、検出下限値である水道水1キログラム当たり約1ベクレルを下回っております。

次に、PFO-S、PFO-Aに関しましては、こちらも厚生労働省の通達に基づき、これらの合算値が水道水1リットル当たり50ナノグラムという目標値が定められております。こちらは配水場3地点において、令和5年度より年1回の検査を実施しております。令和5年度、令和6年度ともに検出下限値である水道水1リットル当たり5ナノグラムを下回っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 分かりました。引き続きその数値の動向を見ていただきたいなというふうに思っています。

2点目について再質問させていただきます。

京都府の水道管の破損による漏水は記憶に新しいところでございますけれども、これは年に一度の点検で、今年1月下旬の調査では異常がなかったと。ところがその4か月後、4月30日に破損したというふうに報道されております。

先ほど管路の老朽化について更新計画をお聞きいたしましたけれども、現在の老朽化の点検方法、それと更新する場合の管種についてお尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

まず、現在の老朽管の点検方法についてお答えさせていただきます。

これまでには、検針員による見回りや職員などが現場に出た際ににおける見回りにより、漏水のおそれがある状況を発見した場合に報告を受けるという体制で実施しておりました。しかし、昨今の漏水事故を受けまして、当町といたしましても、これまでの見回りに加え、緊急輸送道路や口径が200ミリ以上の水道管を対象に、職員による目視点検を実施していく方針であります。

次に、更新する場合の管種についてお答えいたします。

老朽管を更新する際は、大きな地震のときにも、その機能を維持できる耐震管を採用しており、口径に応じて塩化ビニール管やダクタイル鉄管を使用しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。塩化ビニール管は柔軟性があって非常に破損もしない、さびない、使いやすいということで。あと、ダクタイル鉄管はこれは本当にすごく重いというデメリットがあるんですけども、これを使うことによって、かなり震災時にも

役立つというふうに聞いております。ありがとうございます。安心しました。

それで、老朽化の点検方法についてお尋ねいたします。

検針員や職員の見回り、また先ほど目視点検というふうにありましたけれども、これ、I o Tセンサーの導入について、再度お尋ねしたいと思います。

I o Tセンサーの導入において、異常な水漏れを早期に検知するなど、迅速な修復対応が見込まれる利点があります。さらにはスマートメーターの導入で、水使用量の最適化が図られます。また、各家庭や公共施設などの日々の水の使用状況を正確に把握することができます。

これによって地域全体の水の需要の予測、また適切な配分節水対策、これも提案するという利用者にとっては非常にメリットのあるものであります。そういう仕組みが実現できるほか、また、さらには検針員の方の負担をかけることなく、効率的で実効性の高いものが図られるというふうに考えております。これら新技術の活用については、どのようにお考えか、再度お尋ねいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

I o Tセンサーの導入における漏水検知につきましては、道路上の制水弁などに高感度センサーを取付け、その情報をプラットフォーム上に集約、解析して漏水の有無を判別することで、漏水の早期発見、補修につなげるというメリットがございます。また、スマートメーターにつきましては、水道料金の検針業務の効率化、水需要の把握など、水道事業の管理にとって様々な効果が期待できるものと考えております。

当町におきましても、これらの新技術の導入は水道事業経営基盤強化のためにも重要であると考えております。今後、県企業局との経営統合に向けた協議の中で、新技術の活用について、メリットや費用対効果を整理しつつ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君）　ありがとうございます。

当町における企業局から購入している水道水と地下水の利用の割合について、お伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

当町における水道水の配水量ですが、平均して1日当たり約1万3,000立方メートル程度を配水しております。そのうち企業局より購入している分が約8,000立方メートル、地下水が約5,000立方メートルとなっております。割合といいたしましては、企業局分が約60%、地下水が

約40%となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございました。

土壤の環境汚染が懸念される昨今なんですけれども、井戸水を水道水に変える自治体が多くある中で、当町は地下水である井戸水を維持しております。災害のときなどに重要なというふうには考えておりますが、当町の地下水の水質と、あと井戸水を維持していくメリットについてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

当町における地下水の水質につきましては、先ほど町長から御答弁いただいたとおり、水質において問題はなく、かつ高度な処理を必要としない安定した良質な水質となっております。

次に、井戸を維持していくメリットにつきましては、議員御指摘のとおり、災害時における水源として活用が期待できるほか、水質が良いため浄水に費用を要しない分、多額のコストをかけず水道水を供給できることが挙げられます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 分かりました。当町のメリットを活かしながら、自然の井戸水も活用していただければなというふうに考えております。

それでは、教育委員会部門の第4点目について以降の再質問を行わせていただきます。

今回質問するに当たっては、単においしい水を飲むということだけではなく、健康のための水分補給の重要性、またペットボトルを減らすSDGsの啓発ということで、教育の観点から提案するものでございます。

まずは水分補給の重要性についてであります。

私たちの体は成人男性で60%、成人女性で50%と、体の半分以上を水分が占めています。中小学生では、それよりも多いとされています。血液においては水分が90%を占めており、水は、その血流を良好にし、体温を調節いたします。1日に汗や尿などで失う水分は2.5リットルと言われてますが、体内の水分が一、二%減ると軽い脱水症状、10%失うと健康障害、20%ほど失うと死に至ります。したがって、喉が渴く前に、少しづつ小まめに水分補給をすることが重要であります。

水の飲み方については、1日2リットルというふうに言われていますが、これは人によって摂取量は異なってまいります。常温か人肌程度で体を冷やさずに、小まめに少しづつ飲むこと

が重要ではないかというふうに考えております。また、健康上は必要以上に利尿作用があるカフェインが入っているものや糖分を含んだものはなるべく控えたほうがいいのではないかというふうに考えています。

そこで、日常の健康を考えたとき、夏の熱中症予防はもちろんのことですけれども、暑い時期だけでなく、秋から冬にかけての隠れ脱水症状というのもあります。小まめな水分補給は大変に重要であります。学校内での水分補給に関してはどのように指導をなされているかというのをお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君）　お答えさせていただきます。

児童生徒には水分補給の大切さについて、知識として理解できるように指導するとともに、日常生活の中で小まめに水分を取るように声かけをしています。また、児童生徒が自分が水分を取りたいタイミングで摂取できるようにするために、年間を通して自宅から水筒を持参することにしています。

教室以外での授業の際にも水筒を持って移動するようにし、特に体育の授業では、授業の開始時、活動の合間、授業の終了時において、小まめに水分補給が行えるようにしています。また、休み時間や掃除の時間の始まりや終わりには、うがいや手洗いの指導と同時に水分を取るように声かけを行っています。

授業中でも机のそばに水筒を置くなどして、児童が飲みたいときに自由に水分を取るように伝えています。特に低学年の児童は遊びや活動に夢中になり、水分を取ることを忘れてしまうような傾向がありますので、子供たちの様子をよく観察して意図的に声かけを行っております。
以上です。

○議長（野口雅弘君）　5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君）　安心しました。昔は「今は飲んではいけない」とかいう、そういう時代がありましたけれども、やはり水分摂取はその人その人によって違いますので、飲みたいときに、また必要だと思われるときに飲めるというのは非常にありがたいなというふうに思っていますので、これからもその啓発をよろしくお願いしたいと思います。

先ほど答弁がありました学校環境衛生基準、これ校内の全ての環境基準管理の中で、飲み水の安全性についても厳格な管理が求められています。物理的、化学的検査では、飲料水のpH値が一般的に5.8から8.6の範囲内であること、また、残留塩素濃度、濁り、有害物質、重金属、農薬などの含有量が各関連法令ガイドラインに基づく規定値以下であること、また、微生物化学検査では、大腸菌群など微生物についても一定の安全基準値以下であることが求められております。

このように、学校環境衛生基準における飲み水の安全性の確保は、国の定める厳しい規定に基づいて管理されるため、安心して利用できる水が提供されることを目指しております。当町の小中学校では、主に養護教諭が毎日水質の検査を行っているというふうにありました。全校同じレベルで検査をしているのか。また、実際に定期的な検査が行われることで、どのような成果や課題があったかをお尋ねしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君）　お答えさせていただきます。

原則として飲料水の供給者により水質検査が実施されていることから、学校では日常的に、色や濁りの確認、残留塩素の濃度検査を行っております。町内の全ての学校において毎朝、養護教諭が、飲用に適しているかどうかの残留塩素の濃度をはかる水質検査を行い、養護教諭が出張等で不在の際には教頭や保健主事が水質検査を行っております。

日常的に頻回に使用する給水栓で数分間にわたって滞留した水を放出し循環を進めて、残留塩素が基準値以上であるかを確かめます。毎日検査することで、飲用水としての安全を確認できます。この結果は、保健日誌等に毎日記録しておき、日常的な状況の把握や異常のあった際の迅速な対応につなげることができます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君）　ありがとうございました。

課題に対するお答えはありませんでしたが、恐らく毎日1人の教諭が測るという、この人的負担というのはあるのではないかというふうに考えております。ぜひDXを取り入れられるような状況を、また今後考えていくべきいいのではないかというふうに考えていますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

児童生徒の学校での水分補給についてですけれども、先ほどお聞きしまして安心しました。保護者に対しての通達はどのように行っているかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君）　お答えさせていただきます。

児童生徒の水分補給の重要性や水筒持参に関して、保護者に対しては年度当初の懇談会の際に説明したり、スクリレ等を活用して、文書で水分補給の重要性や水筒の持参についてお知らせしたりしています。そのほかにも、時期に応じて学校だよりや保健だより、学年だよりなどの各種たよりで保護者に対して何度も理解と協力を呼びかけております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。当町の水道水が安全であるということは、よく分かりました。

しかし、保護者や児童生徒たちは塩素や味、そういったことでやはり水道水をそのまま飲むことをちゅうちょして、家でも浄水器を通して飲んでいるという方が増えています。水筒を持参していらっしゃいます。そういった飲物がなくならないようにと重い水筒を持参することとか、あと、ペットボトルを予備に持たせるとか、そういうことの大変さはどのように認識しているかお尋ねしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えさせていただきます。

水筒に入れた飲み水がなくならないようにと大きな水筒を用意している児童生徒もおります。重い水筒を持参するのは大変なことなので、無理のないように家庭の実態に合わせて水筒の大きさを考えていただくようにしています。

水筒の飲物がなくなってしまった際には学校の水道水を水筒に補充するように声をかけていますが、保護者のお考えにより水道水を飲用に利用しない御家庭もあり、学校で水道水を飲むことに抵抗がある児童生徒もいることから、補充用のペットボトルを持ってくることを認めております。これもかさばって重いので、持ち運びは大変であると学校側も考えております。引き続き、児童生徒の負担にならないよう、御家庭との連携・協力を進めてまいります。

また、文部科学省の通知で、水筒を肩からたすきがけにしていたために、転倒した際、胸を打つてしまったという、ほかの地域での事例による注意喚起がありました。これについても、各学校で児童生徒や保護者に注意を促しているところであります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございました。

今回この質問に対しまして知り合いの方に——10校それぞれいるんですけども、全部合わせて50人ぐらいにお聞きしました。その中で、やっぱり調査した中で一番多かったのが、水筒が重たいということです。タブレットを入れたランドセルよりも重たいというふうにおっしゃっていました。

ここに实物を持ってきたんですけども、これ350ミリリットルの水筒ですよね。これ私がいつも使っているやつですけど。これが子どもに持たせている1リットルの水筒なんですね。今水筒も高くて、これめちゃくちゃ重いんです。これに水を入れると、本当にタブレット何台分いるんだろうかというぐらい重いんですね。女性同士だから分かると思うんですけど、これ、大きいから一晩では渴きませんよね、洗っても。でも、いつも何とか乾かすのに中に入れて乾

かしたりね。大きい水筒は本当に不便であります。また、持ち運びも大変であります。

そういうことから、例えばこの350ミリリットルのこれでしたら、なくなったらすぐに補給して飲む、あるいは、こういう水筒がなければコップを持ってくればいいかなというふうに思っているんです。喉が渴いたときに水分補給をするということにできるのかなというふうに思っています。それは保護者の方も、できればこの水筒でないほうが、このちっちゃいほうがいい、コップがいいというふうにおっしゃっていました。

先ほどの受水槽を経由しない水道管に直接つなぐ直結式の水飲み場、さいたま市でやっているものですけど、これはかなりの財源がかかります。ですから無理かなというふうに思うんですね。そこで水道管に直接つなぐ浄水型のウォーターサーバーの設置を提案させていただきたいと思っています。

これは企業との連携協定を結ぶことによりまして、全小中学校2台ずつ、設置工事やメンテナンスは全て企業が無償で行います。常温サーバーのレンタル費用は2年間無償で、2年たった後継続する場合は1台3,300円のみ、水道代だけで電気代は要りません。冷水は内臓を冷やすため、私の個人的な考えでは、体のためには常温水がよいのではないかというふうに考えているところでございます。

それであれば、各校2台ずつ設置しても、1台3,300円、1校6,600円。小中学校10校合わせて20台で1か月6万6,000円という金額です。水道直結ボトルフリーでタンクレスのために、安全安心でメンテナンスも教員の手を煩わせることはございません。SDGsのポスターの掲示やボックスを設置して、なぜこの水が大事かというのを啓発するものが横にいろいろ印刷された段ボールのカバーがあつたりするんですけども、そういうものも設置をして、本当に設置の目的や意義も分かりやすく児童生徒に伝えています。

そこで産学官民連携の観点と、あとSDGsの観点から、かすみがうら市や小美玉市のように、まずは企業と連携協定を結んでいただいて、設置をスタートさせてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

これが、小美玉市。2022年にスタートして、ちょっと私も窓口にお話に行ったことがありましたけれども。小美玉市、あと、かすみがうら市、鉾田市、坂東市、あとはパートナー協定みたいなので、霞ヶ浦高校の各フロアと、あと茨城大学のキャンパスの中、あと取手市の教育委員会の市内20校全域ということで設置をされています。

そういうことで、この夏が到来する前に何とか検討していただければなというふうに思うんですが、先ほど、研究、検討しますというときは大体あんまり前向きにはならない状況の答えというのは分かっておりますので、そこを何とか子どもたちのために。2年、3年ってやると、子どもたち卒業してしまいますから。ですから、その辺を考慮しながら、何とか早急にい

いろいろ調査していただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えをさせていただきます。

企業と連携協定を結びウォータースタンドを導入する場合は、常温のものであれば約2年間の無償期間があること、それから議員のほうからも御紹介いただきました初期導入費用、そしてメンテナンス費用もかからないということなど、比較的低コストで導入ができると、導入が可能となってございます。一方で、学校のほうで通年の子供たちの利用があるのかどうか、また、連携協定の無償期間2年間の終了後は有償になってまいりますので、そこの財源を捻出するということも検討の課題の1つではございます。

児童生徒の水分補給や、御提案のありましたSDGs教育の観点、非常に重要でございますので、町としても御提案の内容というのはすごく魅力的であると考えてございます。教育長答弁にもございましたとおり、小学校によってはその設置場所というのも各校それぞれ水道の位置とかが異なってまいりまして、すぐに設置できる場合と、やはりその配管を工事しなければいけないとか個々の事情もございますので、そういったことも調査をさせていただきたいと考えております。

また、このウォータースタンド社のほうをちょっと確認をさせていただきまして、この6月からもう既に繁忙期に入っておりますし、仮に協定を結んだとしても、すぐに無償で台数がそろうかどうかというのはちょっと分からぬというような状況もございますので、その辺も含めまして、ちょっと内容のほうは精査をさせていただいて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君）　ありがとうございます。もう少し早い段階でスタートできればよかつたのかななんて考えているところでございますけれども。

SDGsにおいては、もちろん御承知のとおり17項目あるうちで、これに関係するのは、3番目の「すべての人に健康と福祉を」、6番目の「安全な水とトイレを世界中に」、9番目の「産業と技術革新をつくろう」、11番目の「住み続けられるまちづくりを」、12番目の「つくる責任つかう責任」、14番目の「海の豊かさを守ろう」、この6項目が関わってくるのではないかとなって。それも子供たちにちょっと話しながら、ぜひとも推進していただければなと考えているところでございます。

最後なんですかね、先ほど申し上げました産学官民連携、これはやはり企業と行政、大学、私たち民間、NPO法人、といった団体が一緒になって進むことの大きな意義があると

思うんですけども、町長にお伺いしたいと思います。

これからの中づくりにおいて、SDGsの観点から、社会に貢献しようと努力する企業とタイアップして、企業の技術開発、また各大学の研究、民間の活力、それらを地方公共団体の我々が社会の発展のために連携活用をしていく、それは大変重要なことではないかなというふうに考えております。

特に企業においては、自らの利益追求だけではなくて、いかに社会貢献するかが重要視されてきますので、それを行政と民である我々住民が見極めていくことが必要ではないかなというふうに考えております。

町長の御意見を伺いたいんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に答弁することはできますか。それでは、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　それでは、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、産官学民連携してSDGsを推進していくということは大変重要なことであるというふうに思っております。先ほど来、議論を聞いていますと、教育部局も大分前向きな答弁をしているような感じがいたします。恐らく進んでいくのではないかなというふうに思いますけれども、何分夏までにということになるとちょっと難しいのかなというふうに思います。

また、今日の話の中では、学校の水が水道水も含めて安全なんだということが分かったということではよかったですというふうに思います。特に受水槽でためている水、どうするんだと。それから、休みの間のときの水をどうするんだというのは、放水してから検査をすると。毎日検査をしているということなので、学校の水は安心だということ。それから熱中症対策もしっかりできているんだなというふうに思って安心をしたところであります。

先ほど来の浄水器の話、教育部門からの話もありましたので、少し私も見てみましたけれども、先ほど御提案の小美玉市、坂東市等を含めますと、みんなプラスチックごみの削減の推進ということでSDGsの推進というような協定を結んでいます。その中身も調べてもらいまして検討させていただきたいと思います。しかしながら、夏までにというのはちょっと難しいかと思いますので、その辺のところを御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君）　ありがとうございます。前向きな御答弁をいただき大変うれしく思いますと同時に、水の健康、また安全についてはすごく力を入れているということもよく分かつたと思いますので、これを見ている保護者の方々も恐らくすごく安心するのではないかとい

うふうに考えております。

どうぞこれからも子どもの健康、また一人ひとりの住民の安心のために、みんなでいろんな知恵を出し合いながら進めていきたいというふうに考えております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで5番紙井和美君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時13分散会

第 3 号

[6 月 5 日]

令和7年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和7年6月5日（第3日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘 君
2番	筧 田 聰 君
3番	前 田 一 輝 君
4番	小 川 秀 和 君
5番	紙 井 和 美 君
6番	武 井 浩 君
7番	武 藤 次 男 君
8番	佐々木 芳 江 君
9番	落 合 剛 君
10番	栗 田 敏 昌 君
11番	石 引 大 介 君
12番	高 野 好 央 君
13番	栗 原 宜 行 君
14番	海 野 隆 君
15番	久保谷 充 君
16番	久保谷 実 君
17番	吉 田 憲 市 君
18番	細 田 正 幸 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葦 繁 君
副 町 長	服 部 隆 全 君
教 育 長	宮 崎 智 彦 君
町 長 公 室 長	小 倉 貴 一 君

総務部長	黒岩孝君
町民生活部長	齋藤明君
保健福祉部長	戸井厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
防災危機管理課長	安室公一君
都市計画課長	鶴田広秋君
農業振興課長	浅野裕治君
学校教育課長	飯塚洋一君
指導室長兼 教育相談センター所長	細田愛君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	糸賀正芳
書記	加藤佳子

令和 7 年第 2 回阿見町議会定例会

議事日程第 3 号

令和 7 年 6 月 5 日 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和7年第2回定例会

一般質問2日目（令和7年6月5日）

発言者	質問の趣旨	答弁者
1. 武藤 次男	1. 阿見町の東部地域（竹来中学校地区）の今後について	町長
2. 久保谷 実	1. 阿見町の鳥獣被害の現状とこれからの対策について	町長
3. 小川 秀和	1. 小中学校体育館等への空調整備の計画について	町長・教育長
4. 石引 大介	1. 小規模特認校（君原小学校）の今後の展望について	教育長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に關係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、7番武藤次男君の一般質問を行います。

7番武藤次男君の質問を許します。登壇願います。

[7番武藤次男君登壇]

○7番（武藤次男君） おはようございます。武藤次男でございます。本日一番最初のトップバッターとして一般質問させていただきたいと思います。

本日私が質問させていただきたいのは、質問事項、阿見町の東部地域（竹来中学校地区）の今後について、こちらのほうでございます。

質問の要旨を読み上げます。

第7次阿見町総合計画においては、全体としての10年後を見据えた基本構想の将来像として、地域力が高く、誰もが幸せに暮らせる町を掲げています。当町においては近年増加の傾向にあ

りますが、人口が増加している地区と減少している地区があることから、地域バランスの変化や地域の実情に即したまちづくりを進めていく必要があると思います。少子高齢化の対応をしていくため、子育て支援の充実・強化や、高齢者が暮らしやすい地域づくりがより一層求められています。

ここで、第7次総合計画内に収められております当町の住みにくいポイントという部分でございますが、まず最初に、①公共交通が不便、②娯楽レジャー施設の不足、③道路の整備が不十分、④生活必需品の買物が不便、⑤働く場所が少ない、このようなことがアンケート結果として出ています。

そして、ここで阿見町の中学校、こちらのほうの3年生と1年生の人数の推移を確認してみますと、まず朝日中学校、3年生に対して1年生127%です。27%の増加と。そして阿見中学校、3年生104人に対して1年生100人ということで96%、そして竹来中学校、こちらですが、3年生110人に対して1年生は95人、86%とマイナスになっております。

このような部分の中で、この将来像を実現化するために前期基本計画の実行を推進していることだと思いますが、その将来像の中で、阿見町の東部地域（竹来中学校地区）はどのような位置づけになっているのでしょうか。

以下の点について伺います。

1番、東部地域については新入生が少なく、子育て世代に選ばれづらい実態があると思うが、どのような対策があるのか。

2番、東部地域における公共交通の運行状況は必ずしも十分ではないと思われるが、そのことに対する町の現状認識と、それに対する対策はどのような手段が考えられるのか。

3番、地域で暮らすために必要な生活必需品（食糧その他）購入のために免許返納者が徒歩でも訪問可能な商業施設に対する現状認識と対策はどうか。

こちらにつきまして、当町の考え方、こちらのほうをお伺いしたいと思います。千葉町長におきましてはいつも前向きな意見をいただいておりますので、今回につきましても前向きな意見、こちらのほうをお待ちしております。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

武藤議員の、阿見町の東部地域（竹来中学校地区）の今後についての質問にお答えいたします。

1点目の、東部地域については新入生が少なく子育て世代に選ばれづらい実態があるがどの

ような対策があるのかについてであります。

阿見町都市計画マスターplanでは、阿見町第7次総合計画が示す土地利用構想の実現を目指した都市計画の総合的な指針として、土地利用の方針と市街地や都市施設の整備方針などの計画的なまちづくりの方策を示しております。

当町の東部地域につきましては、東南部地域の地域づくり構想において、筑波南第一工業団地、阿見東部工業団地、阿見吉原地区、福田工業団地に生産・流通機能の集積を図るとともに、阿見吉原地区においては、商業や住宅といった多様な機能の集積を図り、良好な市街地環境の形成を推進しております。また、市街化調整区域においては、南平台市街地の良好な住環境の維持と持続可能な地域づくりを推進するため、市街化区域編入を検討するとともに、既存の集落については、区域指定制度を導入し、上島津地区、下島津地区、上条地区、追原地区、君島地区、福田地区において集落の維持と活性化を図っており、引き続き東部地域が持続可能な地域となるよう検討してまいります。

2点目の、東部地域における公共交通に対する現状認識と対策についてであります。

当町の主要な公共交通は路線バスとなっており、東部地域においては、掛馬地区、島津地区を通る霞ヶ浦線、南平台市街地や追原地区、君島地区等を通る君島線、荒川沖駅と阿見吉原地区をつなぐあみプレミアム・アウトレット線が運行しております。

しかしながら、運転士不足等による路線の廃止や減便もあり、公共交通が行き届かない空白地帯が目立つ状況があります。こうした公共交通空白地帯を解消し、交通手段に不便を来している町民の生活を支えるため、町では、自宅から目的地を乗り合いで送迎するデマンドタクシー「あみまるくん」を運行しており、病院やスーパーマーケット等への移動手段として御利用いただいております。

今後は、利用者のさらなる利便性の向上を図るため、乗り合い率を高めて、より効率的に運送できるよう運行方法の調査研究を行うとともに、土曜日運行の効果測定を行い、運行日の拡大を検討してまいります。

3点目の、免許返納者が徒歩でも訪問可能な商業施設に対する現状認識と対策についてであります。

これまで当町の東南部地域における大きな商業施設としては、阿見吉原地区にあみプレミアム・アウトレットのみが立地しておりましたが、令和7年4月11日にカスミ阿見よしわら店が開業したことで、日常の買物に関する同地区の利便性は大きく向上したものと考えております。しかしながら、その他の地区については、徒歩で訪問可能な大きな商業施設は立地しておりません。こうした日常の買物に御不便を感じている町民への買物支援の取組として、町では「あみまるくん」を運行して商業施設までの移動手段を提供するとともに、令和元年度には株式会

社カスミと連携して移動スーパーの取組を実施しており、現在も地区によって異なりますが、週に1回から2回の販売が実施されております。

今後につきましては、先ほど御説明いたしました「あみまるくん」の利便性の向上に取り組むことで、免許を返納された方でも日常の買物に不自由しない環境を整えてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 答弁ありがとうございます。

それでは、再質問のほうさせていただきたいと、そのように思います。

まず、南平台市街地を市街化区域に編入すること、こちらにつきましては可能なのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

南平台市街地については、道路、公園、ライフライン等の都市基盤が整備され、良好な住環境が形成されていることから、市街化区域編入の検討を行っております。しかし、都市計画制度の運用に関する原則的な考え方を示す都市計画運用指針において、新たな市街地については、おおむね50ヘクタール以上であることが示されており、現時点では難しい状況となっております。このため、地区計画制度などの活用を図ることで、段階的な市街地整備を検討し、地域住民と丁寧に協議を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 承知いたしました。

それでは、区域指定制度が運用された地区では、どのような建物が建てられたのでしょうか。お願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

区域指定制度につきましては、市街化調整区域内のあらかじめ指定された区域において、既存集落の維持、保全を目的に、申請者の出身要件を緩和できる制度でございます。制度が適用されることで、住宅や一定の規模な店舗や事務所の立地が可能となるものでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） なるほど。それでは、区域の指定後、どの程度の建物が建ったのでしょうか。実数でお答えいただければと思います。また、それによって人口はどのようになった

のでしょうか。こちらのほうもお教えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

平成30年の区域指定以降、令和6年度末までの建築確認申請の件数で確認しますと、具体的に上島津地区が8件、下島津地区が2件、上条地区が2件、追原地区が2件、君島地区が8件、福田地区が2件となっております。合計いたしますと24件となっております。

また、東南部地域の人口につきましては、平成30年の区域指定以降、令和6年度までの6年間で見ますと、吉原1丁目から6丁目は増加傾向となっております。しかし、その他地域については減少傾向となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君）　ありがとうございます。

それでは、今度は交通の便、こちらにつきましてお話を伺いします。

土浦市では、障害者福祉施設で施設利用者の送迎の車の空き時間に一般住民の運送を行っている事例があると聞いていますが、阿見町でもそういったことは可能なのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

議員から御指摘いただいた運送につきましては、身体障害者や要介護者など1人で公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が有償で運送を行う福祉有償運送ではないかと推察いたします。阿見町においても、事業者により福祉有償運送のサービスが提供されております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君）　承知しました。

それでは、施設利用者の送迎の空き時間に、今度はストレッチャーなどのそういった移動が必要な傷病者及び手帳、こちらのほうの所有者ではなく、一般住民の運送を行ってくれるよう町から要請すること、こちらのほうは可能なのでしょうか。お答えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　施設の送迎運送、ストレッチャー等を利用した運送につきましては、対象者を施設利用者に限定することや、運送に対する実費を超える費用を受け取らないこと等などを要件とすることで、道路運送法における許可または登録が不要となる運送であ

ると思われます。

ストレッチャー等、施設を利用しない一般の町民の方を送迎することは、そういった施設利用者の送迎では難しいと考えております。町といたしましては、デマンドタクシーの利便性の向上を図ることで、より多くの町民の方に利用していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） それでは、デマンドタクシーの利便性の向上、こちらのほうをお願いしていきたいと、そのように思います。

それでは、関東鉄道さんでは65歳以上の高齢者を対象に、一般乗り合いバス路線で利用できる関鉄ふれ愛バス、こちらのほうを発行しています。日頃からバスで移動している町民にとってはよい制度だと思うので、町においてもこのような制度を町民に向けて大きく発信してみたいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

これまで路線バスに関しましては、特に町民生活に影響のある情報につきましては、運行事業者と協力して町のホームページ等でも周知を行ってまいりました。議員から御提案をいただきました関鉄ふれ愛バスにつきましても、関東鉄道株式会社様に確認し、積極的に周知に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 承知いたしました。

それでは続きまして、阿見吉原地区にスーパーマーケットのカスミが開業したが、どのようにしてこちらのほうは実現したのでしょうか。その経緯をお知らせください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

阿見吉原地区につきましては、圏央道阿見東インターチェンジに直結するなど恵まれた広域交通ネットワークを活かした商業業務系施設と、水と緑があふれる自然環境を活かした良好な住宅が共存する拠点の形成を目的として、茨城県が土地区画整理事業によりまちづくりを行った地区でございます。県におきましては、商業、生産、流通、住宅などの多様な機能が集積する区域として良好な市街地の環境を実現するため、商業施設の立地など条件を付して保留地を売却しており、最終的には事業者であるカスミが進出を決定されたものと理解しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） なるほど、承知いたしました。

それでは、私の居住地であります南平台市街地、こちらのほうなんですけども、今、近隣に商業施設がないものですから、このような質問をさせていただきますが、南平台市街地は東部地域では、阿見吉原地区に次いで人口の集まった地区だと思いますが、カスミさんのようなスーパーマーケット、こちらのような商業施設、これが開業できないものなのでしょうか。お聞かせください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

南平台市街地におけるスーパー等の商業施設の開業につきましては、先ほど御説明させていただきました、面積規定等による課題等に加えまして、周囲の土地との高低差や付近の道路に農地があることなどといった地形上の特徴もございます。こうしたことから町としては引き続き段階的な市街地整備を検討してまいりますが、最終的にスーパーマーケットの開業というところにつきましては、経営上の判断を行って進出していただける事業者の存在が課題になるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 承知いたしました。

今まで、住まいにつきまして、それから交通につきまして、そして商業施設につきまして、そのような先ほどのアンケートで町民の方からの要望事項、こちらのほうのベスト5に入っている部分につきまして質問させていただきましたが、こういったことを逐次、前に推進していくことによりまして、住んでいる人の心は町への思いであふれ、誰にとっても自慢の町、みんなが誇りを持って住み続けたい町、このような思いを込めて、地域力が高く、誰もが幸せに暮らせる町、再びこの目標を完遂していただけますよう節に祈りまして、私の質問、こちらのほうを終わらせていただきたいとそのように思います。

○議長（野口雅弘君） これで7番武藤次男君の質問を終わります。

次に、16番久保谷実君の一般質問を行います。

16番久保谷実君の質問を許します。登壇願います。

[16番久保谷実君登壇]

○16番（久保谷実君） 皆さん、こんにちは。トップバッターが早かったもんで、焦って出てきましたもんで、すいません。

私、第2回定例会の一般質問で、阿見町の鳥獣被害の現状とこれからの対策についてということを質問いたします。

昨年から米の値上がりは、いまだかつてない異常事態となっており、テレビや新聞などで毎日のように取り上げられています。自分たちが毎日食べているお米がどのような仕組みで生産され、どのようなルートで自分たちの元に届いているのかを理解する問題提起としては、大変勉強になる事柄だと思い、毎日興味深く見ていました。また、自然界に生きる動物との関わり合いも大変難しい状況になってきていると感じています。特に農業は広い田畠を利用して収益を上げるという職業であるわけで、自然との関わり合いも強く、農業者本人の努力だけではどうにもならないことが数多くあり、ここ数年、阿見町でも鳥獣被害を耳にすることが多くなりました。

そこで次のことを質問いたします。

町民が発見したときにはどのように対応すればよいのか。

当町での被害はどのようなものが多いか。

そして、3番目、どのような地域に発生しているのか。

現在の対応策は。

これから被害を少なくするためにどのように対応していくのか。

以上5点質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　久保谷議員の、阿見町の鳥獣被害の現状とこれからの対策についての質問にお答えいたします。

1点目の、町民が発見したときにどのように対応すればよいのかについてであります。

町民の方が鳥獣を発見したときの具体的な対応につきましては、県の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に指定されているイノシシ及び報奨金制度に定められているキヨンを発見した際には、猟友会による調査、対応が必要となるため、目撃後、速やかに町への情報提供をお願いしております。情報提供を受け、当町では、猟友会と連携し、現地調査等を踏まえた上で、実情に即した捕獲・駆除等の対策を実施しております。

また、アライグマやタヌキ、ハクビシンなどの中型獣類を発見した場合は、町が必要に応じて箱わなの貸出しを行っており、各自で設置して捕獲していただいております。特にアライグマを捕獲した際には、一般町民による運搬は外来生物法に基づき原則禁止されているため、町職員が回収し、県による殺処分により対応しております。

そのほか、タヌキやハクビシンなどの動物につきましては、鳥獣保護管理法に基づき、捕獲をした各自において対応をお願いしております。

その他の動物につきましては、鳥獣保護管理法及び動物愛護の観点等から、当町では捕獲等の対応を実施しておりません。そのため、民間業者へ依頼するなど各自での対応をお願いしております。

2点目の、当町での被害はどのようなものが多いかについてであります。

当町では、県が実施する被害状況調査に基づき、農業者への被害実態調査を実施しております。その結果によりますと、令和5年度につきましては、カモ等によるレンコンの食害が約1,020万円で最も多く、次いで、アライグマやハクビシン、キジやカラスなどによる食害が、スイカで約70万円、メロンで約30万円、落花生で約10万円、トウモロコシで約10万円となっております。

3点目のどの地域に発生しているのかについてであります。

レンコンの食害につきましては、霞ヶ浦沿岸の廻戸・大室地区、乙戸川周辺の福田地区を中心発生しており、スイカ、メロン、落花生、トウモロコシ等については、大形地区、小池地区を中心に発生を確認しております。

なお、具体的な捕獲等の頭数につきましては、令和6年度の実績といたしまして、アライグマを71頭捕獲しております。内訳は、阿見地区で18頭、朝日地区で17頭、君原地区で9頭、舟島地区で27頭となっております。

次に、カモの捕獲数ですが、清明川沿いの島津地区、塙地区周辺で42羽、乙戸川沿いの実穀地区、福田地区で11羽を駆除しております。

4点目の、現在の対応策はについてであります。

1点目の答弁のとおり、アライグマ等については、捕獲用箱わなの貸出しにより、被害の防止を図っております。また、カモ対策といたしましては、昨年度より猟友会と業務委託を締結し、積極的に駆除を実施しております。一方、イノシシやキヨンにつきましては、直近では確認されておりませんが、発見された際は猟友会との連携を図り、迅速な対応に努めてまいります。

5点目の、被害を少なくするために、これからどのように対応していくのかについてであります。

被害を少なくする上で、箱わなによる捕獲は重要な手段であると考えております。引き続き貸出しを行うのはもちろんのこと、アライグマについては、県と連携を図り適切な対応に努めるとともに、町内における捕獲分布図を作成することにより警戒地域を把握し、注意喚起を図ってまいります。また、カモの食害対策につきましても、昨年度に引き続き、地元農家からの情報

を基に、獣友会と連携を図り、適正な時期に駆除を実施してまいります。

当町といたしましては、地域の実情に即した鳥獣被害対策を実施することにより、農業者の所得の向上を図り、地域農業の維持発展に向けて積極的に支援してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） まず1点目のところで、県の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に指定されているイノシシ及び報奨金が制度に定めているキヨンとありますけども、この捕獲等事業実施計画というのはどのようなものなんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画につきましては、県内で生息、被害発生地域の拡大が懸念されているイノシシにつきまして、被害拡大防止を図るために、捕獲等事業を実施する区域等の内容を定める計画であります。当町におきましては、この計画におきまして町全域が指定されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 報奨金制度についてはどうなっていますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） すいません、お答えさせていただきます。

キヨンの報償金制度につきましては、現在キヨンは有害鳥獣には指定されていますが、県内で明確な定着や被害を確認できていないため、捕獲及び目撃情報に対し報奨金を支払う制度で、県独自で設定し、未然予防に努めているところでございます。

なお、報奨金の額ですが、捕獲した場合は1頭3万円、目撃情報につきましては1頭2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） そうすると、今、阿見町では、イノシシもキヨンも被害がないということでいいんですね、そういう解釈で。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

現在、町のほうではイノシシ及びキヨンの被害というのは確認されておりません。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） それから、獵友会との連携を深めてという、獵友会という言葉が何回も出てくるんだけども、こことの契約というのかな、その協定というのはどのようになっているんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

阿見町獵友会との契約の状況ですが、業務内容といたしましては、イノシシ、キヨンの目撃情報があった場合に、生息確認や調査を行っていただく。また、イノシシ、キヨンの捕獲及び駆除というものをお願いするものでございます。そのほか、カモ類、カラス等の鳥類獣の捕獲及び駆除、イノシシ、キヨンの捕獲、わなを設置した場合のわなの見回り、そのほか、イノシシ、キヨンに対するパトロールというような業務内容になってございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 以前に北海道だったと思うんですけども、獵友会との契約の中で、獵友会のほうがこんな安くてはやってられない、イノシシの駆除をやめるということがニュースで出ていましたよね。阿見町ではそういうことはないんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

現時点では、獵友会からそういった御意見等はいただいておりません。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 続きまして、アライグマやタヌキ、ハクビシンということで、中型獣類を発見したときに、獣類は箱わなの貸出しということを書いてありますけども、今現在阿見町にこの箱わなというのは幾つあるんですか。そして、その貸出しの状況というのはどんなになっているんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

現在、町では、中型獣用の箱わなを41基、イノシシ用の箱わなを5基保有しています。現在の貸出し状況としましては、中型獣用の箱わなを31基対応中でございます。在庫としましては、10基在庫として今持っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） すいません、イノシシのほうはどうなっていますか。今ここ、5つあるって聞いたんですけど、その状況を。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） 失礼しました。お答えさせていただきます。

イノシシ用の箱わなは、町としては5基保有しておりますけれども、現在貸出しを行っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） それから、タヌキ、ハクビシンについては、各自において対応するということになっていますね。これアライグマは、町が持っていくてくれるって言ったらあれだけど、町が管理をするということになっていて、ハクビシン、タヌキについては、どのような経緯になっているのか説明をお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

アライグマ以外の捕獲した動物につきましては、生態系に影響を与えないような適切な方法で処理、殺処分がメインになるかと思うんですけども、処理をしていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 例えば、箱わなを借りていって、アライグマが入りました、あるいはハクビシンが入りました。町へ連絡はその人は当然するよね、箱に入れた人は。そうすると、町はどういうふうに言うんですか、その人に対して。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長浅野裕治君。

○農業振興課長（浅野裕治君） お答えいたします。

アライグマにつきましては、先ほどから答弁させていただいているとおり、特定外来種ということですので、町のほうで引取りをさせていただいて、県のほうの殺処分に持っていくということになります。それ以外につきましては、先ほど部長のほうからありましたとおり、生態系に影響を与えない範囲の中で殺処分、捕獲した方に殺処分をしていただくというようなことで回答をさせていただいております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） それは生態系に影響がなければ、捕まえた人が何をやってもいいと

いうか、そういう何かをやるということで、そういう解釈でいいんですね。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長浅野裕治君。

○農業振興課長（浅野裕治君）　お答えいたします。

久保谷議員のおっしゃるとおり、捕獲した方のほうで生態系に、繰り返しになりますけど、影響を与えない形で殺処分するということで規定されております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君）　それから、その他の動物につきましては、鳥獣保護管理法及び動物愛護の観点等から、町では保護等の対応を実施していませんと。そのため民間業者へ依頼するとなっていますけども、そういうことがあったときには町へ連絡があったと。そうすると、民間業者の紹介というのをやっているんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

町に連絡があった場合には近隣の事業者さんを紹介させていただいております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君）　続きまして、当町の被害についてです。

令和5年度の茨城県の被害というのは3億2,300万円なんです、鳥獣類による被害というの。一番多いのがカモで1億4,700万円、茨城県ですよ、これ。次に、バン類というのがあるんですよ、5,100万円。このバン類というのは何なんですか、これ。阿見の被害を見るとバン類というのは入っていないんだよね、カモ類は入っているけど。このバン類というのはどういうことなんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長浅野裕治君。

○農業振興課長（浅野裕治君）　お答えいたします。

バンは鳥獣ということで位置づけられておりますが、茨城県の有害鳥獣捕獲許可事務実施要領に、現時点では22種類の鳥獣の指定から外れているというような鳥獣のものでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君）　これ町ではカモ類となっているんで、バンの被害か、どれだけは分かりませんけども、県でいうとカモが1億4,000万円で、バン類が5,000万円ということは、カモの半分ぐらい、バンという鳥がやっているわけだよね。それが阿見でも、その比率はそんなに変わらないんじゃないかなと思うんですよ、カモ類とバン類のその比率は。そうすると、今、

カモは撃つわけだよね、猟友会との契約で。そうすると、バン類だけが撃てないんだから、どんどんどんどん増えてくるということは考えられるよね。その点についてはどうですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

バンが有害鳥獣に指定されていない理由といたしましては、その個体数が減少傾向にあります。鳥獣保護の観点から、狩猟機関に捕獲可能な狩猟鳥獣からも除外されている状況でございます。しかしながら、バンによる重大な農業被害が確認できた場合には、茨城県の担当部局と協議の上、捕獲がやむを得ないと判断される状況であれば、捕獲も含めた各種対応を検討することができるということになっておりますので、被害状況が著しい場合には、県と協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君）　今、県と協議をすると言いましたけども、それは阿見町だけが認められるということなの、茨城県全体で県が認めるということなの、どっちなんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

阿見町に限らず県全体ということになります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君）　カモ類で1億4,000万円、バン類で5,100万円という、3分の1近くをバン類の被害があると。恐らく阿見町でも被害の比率は変わらんでしょうから、これはどんどんバン類の被害が増えてくるということを考えられるので、その県に対して、バン類もそうでしょうよねということをカモと同じ扱いにということで要望をすべきだと思うんですけどもどうですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

バン類の被害状況のほうも、ちょっとこちらのほうで確認をさせていただきながら、そうしたバン類の対応につきましては、要望等も踏まえながら検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君）　県はカモ類とバン類に分けていると。ところが町はカモ類、バンというのは分けていないと。そうすると、なかなかバンの被害というのは分からぬよね。だから

ら、県がやっているようにカモ類とバン類に分けて、バン類の被害をきちんと把握して県に要望すると、そういうことにしなければ、いつまでたっても阿見町ではバン類の被害というのは分からぬよな、カモ類の中に入っちゃってんだもん。どうですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長浅野裕治君。

○農業振興課長（浅野裕治君）　お答えいたします。

地元の農業者さんの調査も含めまして、その辺のところの調査を進めていって、明確に分類できるように検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君）　私もこの質問をするのに調べたときに、茨城県の令和5年度が3億2,000万円と、鳥獣類の被害があると聞いてびっくりしたんですけども、例えば、アライグマとハクビシンとか、カモとか、そういうのの被害、これはいつ頃からこんなに増えてきたんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長浅野裕治君。

○農業振興課長（浅野裕治君）　お答えいたします。

町で今アライグマのほうの数字のみを把握している状況でございますが、アライグマにつきましては、捕獲数といたしまして、令和4年度11頭、令和5年度45頭、令和6年度71頭ということで、かなり右肩上がりに増えているというような状況でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君）　今、本当に右肩上がりですよね。そういう原因はどこにあると考えますか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長浅野裕治君。

○農業振興課長（浅野裕治君）　お答えいたします。

国のほうでも問題視しております、担い手不足によります耕作放棄地等が拡大していて、生息区域が増えているものと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君）　県で被害対策モデル地区というのをつくっているんだよね。県南では、稲敷市の阿波地区と土浦市のおおつ野地区、かすみがうら市の牛渡地区が指定されているんですよ。これは、阿見町はこの中には指定はされなかったというのは、もっともっと阿見町よりも被害が多いところがたくさんあるというふうに解釈していいんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長浅野裕治君。

○農業振興課長（浅野裕治君）　お答えいたします。

そのような解釈でよろしいかと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君）　発生している地域の問題なんですけども、カモがレンコンの食害ということで、廻戸・大室、それから福田地区ということになって、それで具体的な捕獲によつては、アライグマが71頭と、阿見地区で18頭、朝日地区で17頭、君原地区で9頭、舟島地区で27頭なんだよね。このアライグマが舟島地区が一番多いというのはどういうことなんですか、これ。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長浅野裕治君。

○農業振興課長（浅野裕治君）　お答えいたします。

そこまでの詳細な根拠を、申し訳ございません、うちのほうで精査はしていない状況になつております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君）　分かりました。それはそれで、じゃあ。ただちょっとこれ、異常に舟島地区が多いというのは、何か何でだろうなと思ったもんで。分からなければ、それはそれでしょうがない。

それから、現在の対応策なんですけども、箱わなを貸出していると。これは捕まえるのには非常に……。もう1点、箱わなをやるんですけども、例えば40基貸し出して、実際に捕獲できるというのはどれくらいの割合なんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長浅野裕治君。

○農業振興課長（浅野裕治君）　お答えいたします。

申し訳ございません、そこまでの数字も精査はしていないんですが、半数近くは捕獲できているというように実感はしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君）　そうすると、箱わなを貸し出す場合に、こうすると捕獲の率が上がりますよと。例えば、えさだよね、具体的には、こんなものを与えておくと捕まる確率が多いですよとか、そういうことは町では貸し出すときにやっているんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長浅野裕治君。

○農業振興課長（浅野裕治君） 町で行っていますのは、捕獲の箱わなを貸すときに許可証に必要事項を記入いただいて、先ほど言った処分を各自で行ってくださいというようなことを徹底はしておりますが、この餌を入れてくださいとか、その辺までの指示はしておりませんので、今後はその辺を関係機関と県のほうに聞き取りをしながら、丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 自分の知っている人で、アライグマを5匹も6匹も捕まえた人がいるんですよ。そうかと思うと、何か月も置いても全然入んないから町に返したという人もいるんですよ。そこら辺は、俺は餌が悪いんだろうって言ったんだけども、どんなものを入れておくかによって、かなりなんか違ってくるみたいなんだよね。ぜひ、せっかく貸し出すんだから、向こうの人もいるのを知っているから捕まえようとするわけだから、しゃにむに置くわけじゃないから、いつもここを通っているんだというのを知ってて置くわけですよ。それでも入んなかった人もいるわけ。それはやっぱり貸し出すときに、こんなことをしている人は捕獲の率が上がっていますよとか、せっかく貸し出すんだから、それくらいの指導はして捕獲率を上げるということをやったほうがいいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長浅野裕治君。

○農業振興課長（浅野裕治君） 議員御指摘のとおり、積極的にその辺の周知徹底のほうを図っていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） それから、カモの対策なんんですけども、猟友会との業務委託を締結し積極的に駆除と。これ、カモはいつでも撃てるわけではないでしょう。その辺、業務委託と締結の内容をお願いします。

○議長（野口雅弘君） 産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

カモの捕獲といいますか、猟友会の対応についてですが、通常は狩猟期間内のみということになるんですけれども、有害鳥獣捕獲の許可を受けた場合は狩猟期間外であっても許可の範囲内で捕獲できるということになりますので、許可を受けていれば期間外であっても捕獲できるということになっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 分かりました、それは。

そうすると今度は、その獣友関係者のお礼というか、それはどんな形になっているんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長浅野裕治君。

○農業振興課長（浅野裕治君） お答えいたします。

基本的に、射撃の訓練、その他、有害鳥獣捕獲におけるイノシシの捕獲経費、具体的に言いますと発砲所有許可証の書換えの手数料であったり、止め刺し、搬出、解体、廃棄等の経費、それとわなの経費というようなことで、それぞれ単価を決めて契約をさせていただいております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 分かりました。

次で5点目、被害を少なくするためにということで、箱わなということを一生懸命町がやっているのはよく理解できます。それで、その箱わなで捕まえてしまうというのが一番いいと思います。ただ、それは時間かかりますよね。それで、県が言っているのは、近づけない、侵入させない、捕獲するとやっているんですよ。阿見町がやってんのは捕獲するだよね。近づけない、侵入させない、県が言っている中でも、例えば電気柵とかワイヤーメッシュとかということを言っているんです。その点は、町は今は箱わなで捕獲をするということしかやってないんだけども、例えば電気柵とかワイヤーメッシュについてはどうのように考えていますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

阿見町では現在、その被害防止柵に対する補助等は行っておりませんが、近隣の市町村の一部では、こちらの被害防止柵の設置等に対する補助制度を運用しているところというのもございます。そのため、今後町としましては、近隣市町村における支援内容、またその実績等を聞き取りをしながら、県の実情に即した支援策であるかどうかも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 農家の人に聞くと、電気の柵を回すとぴたっと来なくなる、あるいはやっても駄目だって人もいるんだけども、そういうことでは、県も有効な対策だって言っているわけだから、その辺は十二分に検討して。捕獲はいいんだけども、捕獲はやっぱり半分ぐらいしか捕まらないと。やっぱりこれ時間かかりますよね。被害は今でも毎日毎日起きているわけだから、そこはちょっとよく考えてほしいなと思っています。

それから、あみメールに出てたんですけども、県で特定外来生物クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリというのが増えてきて、街路樹というのが枯れてしまうと。そういう中で、いばらきカミキリみつけ隊というのを募集して、県で退治した人は、カミキリを窓口へ持っていくとプリペイドカードがもらえるとか、何とか制度ができたそなんですよ。

これ、アライグマを持ってきた人とかそういうわけにはいかないだろうけども、何かそこをちょっと目先を変えて、もう少しこうみんながこういう鳥獣類がいるんだよということを認識できるような、そういう制度というのはお考えになつたらどうですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長浅野裕治君。

○農業振興課長（浅野裕治君）　お答えいたします。

今、議員から意見をいただきまして、そういったところも総合的に調査研究をして、検討していくべきなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君）　質問は以上です。

私が今回この質問をしようと思ったのは、本当に米騒動が連日騒がれていて、私たちの食糧は量、質とも、これからも大丈夫なのかなと考えたからでした。もう少し生産者に目を向けてもよいんじゃないかと、もっと自分たちの町の農業を知る必要があるのではないか、そういうことでいろいろ話を聞いているうちに、鳥獣の被害に悩んでいる方が結構な数がいると聞かされまして、アライグマやハクビシンに収穫目前の作物を食い荒らされたからもう作物を作るのをやめると、現にそういう人もいるんです。

もちろん農家ですから、それは農作物が少しでも高く売れたほうがいいに決まっているんですけども、そればかりではないはずだと。そこにはやっぱり一旦気持ちが切れてしまったら、もう絶対農業には戻ってこないと。荒廃の遊休地が増えているのはその典型的な例だと思うんですね。最初に言ったように、町民みんなが自分の食べるものをもっと興味を持つべきだというか、持つてほしいと思います。

そのために町は何ができるのかということを今日質問したわけですけども、答弁の最後に書いてあります、地域の実情に即した鳥獣被害対策を実施することにより、農業者の所得の向上を図り、地域農業の維持発展に向けて積極的に支援してまいります。この言葉を信じていますので、農業政策をよろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○議長（野口雅弘君）　これで16番久保谷実君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番小川秀和君の一般質問を行います。

4番小川秀和君の質問を許します。登壇願います。

[4番小川秀和君登壇]

○4番（小川秀和君） では、よろしくお願ひします。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

昨年の第3回定例会におきまして、公立学校体育館への暑さ対策について一般質問をさせていただきました。その際、体育館の広さに応じたスポットクーラーなどを配置してはどうかと御提案させていただいたところ、当時の教育長より、体育館の広さで使用するには効果が薄いといった声がある、今後は各校に応じて必要な台数を検討していく、さらに、本格的な冷暖房設備の導入についても、国や県の助成制度を活用することを視野に検討していくとの御答弁をいただきました。

政府は、学校体育館への空調整備の加速化を進めており、令和6年度補正予算で新設した空調設備整備臨時特例交付金の周知のほか、令和7年度の地方交付税措置を通じ、ランニングコストなどの運用経費支援にも取り組んでいくとのことです。また、体育館は、災害時に避難所にもなることから、令和6年の9月時点の全国設置率18.9%から、設置ペースを2倍に加速させたい考えとのことです。

今、御説明しましたこちらの新設された臨時特例交付金は、令和7年3月6日時点での情報として、避難所に指定されている公立小中学校体育館に空調を新設する場合の補助率が2分の1となっております。あの2分の1は、起債充当率が100%となっており、そのうち50%は交付税措置の対象で、実質地方負担は25%とのことです。対象工事費の下限額は400万円、上限額は7,000万円で、対象期間は令和15年度までとのことです。令和7年度からは、学校体育館の空調設備のランニングコストに対しても国が支援に取り組みます。また、光熱費抑制のための断熱性の確保を要件としていますが、自治体の事情に応じた整備が可能になるよう、必ずしも空調設備と同時に確保されなくても構わないとのことです。

文部科学省のホームページには、学校体育館への空調設備の早期実施に向けてとの題名で、早期実施に向けた支援のポイントやQ&Aなどが分かりやすく解説されております。そのQ&Aには、整備に関する問合せなどが例として記載されており、自治体の情勢に合わせた整備を進めることができるようです。お困りの場合は御相談ください等の回答が記載されております

が、また、本交付金は令和15年度までで、年度が進むごとに需要が拡大する可能性があるため、早めの御検討をとの回答もされています。

昨今の異常な暑さ対策と、いつ起るか分からない災害への避難所の対策として、この制度を使い、早めの対応が必要なのではないでしょうか。この状況を踏まえ、質問させていただきます。

小中学校体育館等への空調設備の計画について、3つ質問させていただきます。

1つ目、WBGTセンサー指数が高く、体育館での授業や部活動ができない等の理由で弊害は出ていますか。

2つ目、大規模災害時の避難計画の中で、協定を結んでいる他自治体との被災者の受入れはどここの施設になりますか。また、どの程度の受入れ人数を想定していますか。

3つ目、政府は補助制度を使った体育館への空調整備で、年度が進むほど自治体からの需要が拡大するとして整備の早期実施の検討を進めていますが、現在の町としての進捗状況と今後の見通しをお伺いします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　小川議員の、小中学校体育館等への空調整備の計画についての質問にお答えいたします。

1点目については、教育長より答弁いたします。

2点目の、大規模災害時の避難計画の中で協定を結んでいる他自治体の被災者の受入れはどここの施設になりますか。また、どの程度の受入れ人数を想定していますかについてであります。

現在当町では、避難者の受入れに関して3種類の協定を他自治体と結んでおります。1つ目が千葉県酒々井町、静岡県御殿場市、埼玉県深谷市及び神奈川県開成町の県外自治体との相互応援協定、2つ目がひたちなか市及び福島県いわき市との原子力災害における広域避難に関する協定、3つ目が河内町との大規模水害時に関する避難者受入れ協定であります。

1つの相互応援協定につきましては、災害時に被災者を一時収容するため必要な施設を相互に提供するとしておりますが、協定の中で、その施設や人数を具体的に取り決めているわけではありません。しかしながら、被災者を当町で受け入れてほしい旨の要請があった場合は、小中学校や各公民館等の町指定避難所を基本として受入れ場所を選定いたします。

2つの原子力災害を想定した避難者受入れにつきましては、町内の小中学校や各公民館等の町指定避難所のうち20か所にて、約5,100名を受け入れる想定をしております。

3つ目の洪水による河内町からの避難者受入れについては、吉原交流センター及び旧吉原小学校体育施設、町民体育館で194名、総合保健福祉会館西側駐車場で車中泊300台を受け入れる想定をしております。

3点目については、教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君） 小中学校体育館等への空調整備の計画についての質問にお答えいたします。

1点目のWBGTセンサー指数が高く、授業や部活ができない等の理由で弊害は出ているかについてあります。

近年の異常なまでの暑さにより、学校ではこの時期においても児童生徒の熱中症への心配は絶えません。毎朝、管理職や養護教諭等がWBGTセンサーをグラウンドや体育館に設置し、隨時、暑さ指数を確認して、活動できるかを判断しております。夏になると、屋外のWBGT指数が朝から危険水準である31以上となり、屋外での体育の授業ができず、体育館で行なうことが大半となっております。時間帯によっては、体育館のWBGT指数も高くなり、体育館でも走ったり激しく体を動かしたりする運動はできません。このため、授業の内容を変更し学習時間を短くしたり、部活動では大会前に十分な活動ができなかつたりと様々な教育活動に制限がかかる状況が生じております。

3点目の現在の町としての進捗状況と今後の見通しについてあります。

小中学校の体育館は児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所として活用されることが想定されております。このため、空調設備の早期整備に向けて、国の令和6年度補正予算において空調設備整備臨時特例交付金が創設されております。この交付金は、空調設備の整備に加え、断熱工事も補助対象とされており、補助率は2分の1となっております。また、同事業に対する地方債や整備後の光熱費についても、地方交付税による財源措置が講じられるなど、とても有利な制度となっております。

本事業は、児童生徒の学習環境の改善とともに、地域の防災機能の強化にも資するものであり、交付金の対象期間は令和15年度までとされていることから、防災担当部局と緊密に連携しながら調査・検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） それでは、再質問させていただきます。

大規模災害時に指定避難所を運営するに当たって、現段階で懸念されていることは、どのようなことがあるでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えさせていただきます。

避難所生活の長期化を想定すると、食料、トイレ及び発電機の燃料等が不足するおそれがあります。また、避難所に従事する職員の数も限られており、人的資源、物的資源ともに被災自治体のみでは対応が難しくなることが懸念されております。その際は災害協定先等を活用して、人的、物的に必要な資源を受け入れる必要があると認識しており、当町においても、いざというときに円滑に外部からの支援が受けられるように受援体制を精査して整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君）　よろしくお願ひいたします。

続きまして、3つの協定を結んでおられるとのことですが、協定を結ぶ中で、指定避難所において被災者の生活環境についての取組等はございますでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えさせていただきます。

答弁の中で触れました3つの協定について、協定を結んだ相手先がそれぞれ異なり、被災者への支援内容が全て統一されているところではありませんが、人的なところでは、復旧作業や避難所運営に必要な職員の派遣や復旧活動を支援するボランティアの調整、物的なところでは、被災地に必要な物資を提供したり避難所を確保するなど、総合的に被災地を支援していく内容となっております。過去の大規模災害では、避難所生活において、生活環境が悪化して死に至ってしまう災害関連死が発生していることから、被災者の生活環境を保つことは重要であると捉えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君）　避難所の生活環境は非常に大事となっております。ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、夏場の体育館で授業を行う場合、どのような対策を取られていますか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長兼教育相談センター所長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君）　お答えさせていただきます。

体育館で授業を行う場合、授業前に必ず授業者がW B G T センサーの指数を確認しています。授業中は水分補給の時間や小まめに休憩時間を設けるようにしております。また、授業の初めや終わりには、児童生徒の健康状態を把握し、活動中も児童生徒の様子に目を配りながら授業を行っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） それでは、夏場の体育の授業、暑いと授業の内容の変更とか、あと短縮があるということなんですが、体育の授業の時間、その時間数というのを確保できているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長兼教育相談センター所長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えさせていただきます。

1年間の小学校の体育の時間の時数は、学年により異なります。1年生は102時間、2年生から4年生は105時間、5年生から6年生は90時間、中学校は全学年105時間となっており、この中には保健の授業も含まれております。暑さ対策として、夏場には保健体育の授業に変更するなど座学の時間を設けております。また、激しい動きのない授業を夏場に行い、運動量の多い授業を夏場以降に行うなど、授業の内容の時期の入替えをしていることから、体育の授業の時間数は確保されております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） それでは、夏場の体育館における授業、部活動においては、先ほどもありましたが、教職員の皆さん、また児童生徒の皆さん、大変な御苦労があると思います。現場からの御要望、また声があれば聞かせてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長兼教育相談センター所長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君） お答えさせていただきます。

近年の異常気象により、授業や部活動だけでなく学校行事や集会などで児童生徒が体育館に集まることも避けるようになっており、常に熱中症対策を意識しながら教育活動を行っているところです。先ほど御答弁いたしましたとおり、体育館内においてもW B G T センサー指数が高い場合には利用を控え、教室での座学に切り替えるなど活動に制限が出ております。このような現状や他市町村でも検討が進められている報道などもあり、学校の教職員からは空調設置を求める声が聞かされております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） それでは、茨城県内の公立学校体育館への空調設備の設置率と、昨年度の空調整備事業としての公立学校体育館への空調設置を行っている自治体の数を伺いたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

まず、令和7年4月1日現在における茨城県内の市町村における公立学校体育館への空調設備の設置率につきましては、18.1%となっております。

次に、町が把握しております県内自治体における令和6年度の空調整備事業に関する予算化の状況について御説明をいたします。令和6年度におきまして、空調整備に係る事業費を予算化しております自治体は全体で19市町となります。このうち、設計費を予算化した自治体が11市町、それから、工事費を予算化した自治体が8市町となっております。

なお、設計及び工事の実施件数につきましては、各自治体の公立学校数によって異なっております。学校数が多い自治体では複数年度に分けて整備を計画しているというようなケースも確認できてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） ありがとうございます。

前回、私、一般質問をさせていただいたときには、令和4年度の9月というのが一番新しい情報だったんですが、このときは茨城県内の設置率が2.6%でした。令和6年度9月には17%に上がっておりました。今年度、今分かっている範囲で18.1%ということで、本当にどこの自治体も本当に今大変、夏場の対策ですね、これにすごい早急に手を打っているということあります。

今回の公立学校体育館への空調設置に関しては、政府としても早期の実施を進めており、先ほども話しましたが、ホームページの中でも支援のポイントなどとして、事細かに幾つかの工事の事例の紹介、また、自治体の情勢に合わせた融通が利く等の補助制度、今回の補助制度はそういうふうになっております。

公立学校体育館への空調整備は急務と思われます。大事な事業が多々ありますが、今後の3か年実施計画の中に入れていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌

士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

教育委員会といたしましても、近年の気温上昇により屋外での児童生徒の運動に制限が生じているなど、教育活動に支障が生じている現状を踏まえまして、公立学校体育館の空調整備は必要性の高い事業であると認識してございます。一方で、本事業の実施に当たりましては、財政措置があるとはいえ、町の財政負担というのは大きくなっていますことから、町全体の財政状況や他の施策との優先順位等を踏まえた、3か年実施計画による総合的な調整を経る必要があります。事業化に向けましては、企画、財政部門とも連携をして調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

それでは最後に、公立学校体育館への空調整備に関して、御苦労されている教職員の皆さん、また、児童生徒の皆さんからも御要望が上がっているとのことで、また、大規模災害時の避難所としても、被災者の健康と安心を守るために非常にこの事業の優先順位は高いかと考えます。これから計画を立てていく上での町長のお考えをお聞きできればと思いますが、千葉町長、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） 町長、答えますか。

○町長（千葉繁君） はい。

○議長（野口雅弘君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） お答えいたします。

まず体育館のエアコンについては、当初からこれは最重要課題だというふうに私は思っています。ただ莫大な費用がかかるということでなかなかできないということでありましたけれども、今回、県の市長会も含めて、これまでずっと国に対して要望してきたんです。やはり財政のいいところ、悪いところで、こういうことが格差が出てはいけないというようなことで、やはり国の方で潤沢な補助金を出すべきではないかというようなことでうたつてきましたけれども、やっと本腰を入れてくれたということで大変うれしく思っています。

そういう中で、町としましては、まずは一つというようなことで、大規模修繕のときにエアコンをつけようということで、町民体育館、3月いっぱい終わりました。4月からエアコンはついているわけでありますけれども、先ほど来のお話の中でも、学校につけなくてはいけないと。それは授業も含めて、それから避難所になっているというようなことも含めて。こういったことで、せっかくこういう機会があって、期限が令和15年ということでありますので、

この辺は、先ほど教育部長からも話がありましたように、まずは政策サイド、それから財政部門というようなことで、しっかりと話し合いをしながら計画を立てていきたいなというふうに思っております。

こういう機会でなければなかなかできないということありますので、少し時間をいただきながら、これ設計もしなきゃいけませんし、十分に話し合ってまいりますので、少しお時間をいただきたいということでお願いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 失礼しました。町長ありがとうございました。

これからのお需要がどんどん拡大していくかと思われます。本当に早急に検討していただき、計画を立てていただければと思います。

以上をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（野口雅弘君） これで4番小川秀和君の質問を終わります。

次に、11番石引大介君の一般質問を行います。

11番石引大介君の質問を許します。登壇願います。

〔11番石引大介君登壇〕

○11番（石引大介君） 皆様、お疲れさまでございます。

2日目最後の一般質問を行わせていただきます。石引大介でございます。よろしくお願ひいたします。

早速ではございますが、通告に従い質問させていただきます。

今回は、小規模特認校（君原小学校）の今後の展望についてであります。

阿見町立君原小学校は、令和2年4月から町内のどこからでも通える学校として、町内初の小規模特認校制度が導入されました。君原小学校のように、小規模だからこそできる特色ある教育や少人数での教育のよきを活かしたきめ細やかな指導が行われています。私の子供たちもここ君原小学校でいろいろなことを学ばせていただきました。子供たちと先生との距離も非常に近く、保護者としても本当によい教育環境で安心して子供たちを預けることができました。改めまして、先生方や教育現場に携わる皆様へ心より感謝を申し上げます。

そのようなすばらしい学校へ、この特認校制度を利用し、学区外から君原小学校へ通う生徒たちも徐々に増えており、2024年度では全体の29.2%となっています。また、他自治体においても小規模特認校制度の導入を検討しているなど、今後の教育においてとても注目されています。阿見町の小規模特認校をよりよい学校へしていくことは、阿見町の教育にとって非常に重要なことでしょう。

そこで、以下の質問をいたします。

- 1つ、特認校制度を利用して通学している児童の推移はどうなっているか。
- 2つ、小規模特認校の周知、PRはどのように行っているか。
- 3つ、町として今後どのような小規模特認校君原小学校を目指していく考えか。
- 4つ、就学の条件に、通学に当たっては保護者の負担及び責任において行うことあるが、送迎支援など検討できないか。
- 5つ、就学の条件に、卒業まで君原小学校に通学することあるが、これを条件とした理由は何か。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長宮崎智彦君、登壇願います。

[教育長宮崎智彦君登壇]

○教育長（宮崎智彦君）　それでは、小規模特認校の今後の展望についての質問にお答えいたします。

1点目の、特認校制度を利用して通学している児童の推移についてであります。

令和7年5月現在、17名の児童が特認校制度を利用しておられます。年度別の推移では、令和2年度は3名、令和3年度は7名、令和4年度は9名、令和5年度は10名、令和6年度は19名となっており、令和7年度は全校児童の27.9%が特認校制度を利用して通学しております。

2点目の、小規模特認校の周知はどのように行っているかについてであります。

これまでのPR方法といたしましては、特認校だよりの発行、広報紙やホームページへの掲載、5歳児保護者へのチラシ配布、年2回の学校見学会の開催などを行ってまいりました。今年度につきましても同様のPRを続けてまいります。

3点目の、町として今後どのような小規模特認校を目指していく考えかについてであります。

君原小学校は当町で最も自然豊かな環境にある学校であります。令和2年4月のスタートから5年間、自然を活かした体験活動やポニーの乗馬体験、塙城址での校外学習、県立医療大学の協力による科学体験教室アイラボキッズ、伝統芸能の継承として、町指定無形民俗文化財である君島のひょっこ踊り体験、学校サポーター君原小ファンクラブによるゲストティーチャー授業、専属ALTの配置など、多様な活動を通し、児童一人ひとりへのきめ細かな指導を続けてまいりました。今後もこれまでの取組を継続して、さらに魅力あふれる学校となるよう取り組んでまいります。

4点目の、送迎支援の検討についてであります。

議員御指摘のとおり、君原小学校への通学は保護者の送迎を条件としており、現在のところ送迎支援を実施する考えはございません。

5点目の、卒業まで君原小学校に通学することを就学の条件とした理由についてであります。この条件は、小規模特認校制度を利用し、期間限定でお試して通わせてみたいという要望が出ることがないよう条件づけをしたものでございます。入学後に万が一、保護者の事情により君原小学校に通学することが困難になった場合は、本来の指定校に戻ることも認めております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 御答弁ありがとうございました。

それでは早速、再質問に移らせていただきたいと思います。

まず、初めにちょっと確認をさせていただきたいんですが、現在、阿見町立何々小学校ですか、阿見町立何々中学校というふうにあると思うんですが、この阿見町立、この意味、どういった学校であるということについてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

阿見町立という意味というお尋ねでございますが、学校教育法の第2条では、学校は、国、地方公共団体及び学校法人のみがこれを設置することができると定められております。同法に基づきまして、地方公共団体が設置した学校が公立学校となります。したがいまして、阿見町が設置した小中学校はこの公立学校に当たりまして、阿見町立となってございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 分かりました。

そうすると、阿見町が子供たちの教育環境の創出のために設置した学校であると、そういう認識でお間違はないですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） 議員御認識のとおりでございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 分かりました。

それでは、今回1点目から順序を追って再質問してまいりたいと思います。

まず1点目、こちら特認校制度を利用して通学している児童の、こちらの推移はどうなっているかという部分で、この特認校制度を利用して通っている児童のまず学年別、ここの人数というのはどのようにになっていますでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

令和7年5月現在の学年別の人数でお答えをさせていただきます。1年生は0人、2年生が5人、3年生が3人、4年生が4人、5年生が5人、6年生が0人となってございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　11番石引大介君。

○11番（石引大介君）　分かりました。

では次に、この特認校制度を利用して通っている児童は、どちらの地域から君原小学校に通われているのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

小学校区別に申し上げます。令和7年5月現在の小学校区、地区別の人数でございますが、阿見小学校区から6人、本郷小学校区から3人、阿見第一小学校区から6人、あさひ小学校区から2人となってございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　11番石引大介君。

○11番（石引大介君）　分かりました。

次に、特認校制度を利用して入学する新入生、つまり新しい1年生、こちらの児童の推移というのはどうになっているのかお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えさせていただきます。

特認校制度を利用して入学する新1年生の年度ごとの推移でございます。令和2年度から申し上げますと、令和2年度は0人、令和3年度が3人、令和4年度が2人、令和5年度が2人、令和6年度が5人、そして令和7年度は0人となってございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　11番石引大介君。

○11番（石引大介君）　分かりました。

では、1点目の最後なんですけれども、この小規模特認校制度というのは募集人数というのはどういうふうに決めているのか、各学年それぞれいろいろあると思うんですが、その辺りをどの

ように決められているのか、お伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

君原小学校の各学年の児童数でございますが、16人を上限に募集をしてございます。この上限につきましては、少人数教育のよさを活かした特色ある教育を継続するために、教育委員会で決定し設定しております。

なお、きょうだいで入学を希望する場合などにつきましては、16人を超えて入学を認めてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　11番石引大介君。

○11番（石引大介君）　分かりました。

そうすると、この小規模特認校制度、学区外から通われている子というのは、その推移を見てみると、ほぼほぼ横ばいで推移をしているというふうに感じました。

次に2点目の周知のほうに進んでいきたいと思うんですけれども、こちら、私も以前から目にさせていただいているんですけれども、特認校だよりというのを発行していただいていると思います。非常に私も拝見させていただいて、すばらしいつくりだなというふうに感心をさせていただきました。この特認校だより、この発行は今まで何回くらいされていらっしゃるんでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

小規模特認校だよりは、君原小学校の小規模特認校のPRに特化して発行してございまして、こちらは令和6年2月の発行が初回となりまして、現在この1回のみとなってございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　11番石引大介君。

○11番（石引大介君）　分かりました。

令和2年からスタートして、令和6年度の2月にこちらが発行されたということで、たった1回かというふうに思う方もいらっしゃるかと思うんですが、私はこの中身を拝見させていただいて、やはり令和2年からスタートをして、これまでに君原小学校がどんなすばらしい取組をしてきたのかというのが、この1枚に集約されているんだなという思いで拝見をさせていただいて、本当によくできた特認校だよりだなというふうに感じております。今後も非常に私は

こういったものを楽しみにしていきたいと思うんですが、今後、更新というのはどのようにされていく予定なのかお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

小規模特認校だよりにつきましては、今年度、今月、令和7年度版の発行を予定してございます。今後については、まだちょっと計画は未定でございますが、毎年度発行できるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　11番石引大介君。

○11番（石引大介君）　ぜひ楽しみにしていますので、よろしくお願ひいたします。

では、今回ホームページに掲載というのは、この特認校制度というのはどこに掲載されているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

町の公式ホームページのトップページの上部に、こども・教育というバナーがございます。そこをクリックしていただきますと、さらに学校というバナーがございますので、そこを選んでいただいて、各小中学校が出てまいりますが、その中で君原小学校のページを開いていただきますと、小規模特認校についてのお知らせ、学校の取組、行事なんかも含めて掲載してございます。また、トップページで検索というのもできまして、そこで特認校とかというふうに検索をしていただくことでもヒットしてまいりますので、そういうことで閲覧をしていただくという形となってございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　11番石引大介君。

○11番（石引大介君）　私もホームページを拝見させていただきまして、やはりここのホームページを御覧になる方というのは、やはり自分のお子さんをどういった学校に通わせたいかなと考えられている方であったりとか、あとは、今、実際に子供はどこかの学校に通っているんだけれども、なかなかうまくいかない状況だから、何かほかの学校とかを検討されているつていろんなパターンがあると思うんです。

阿見町としてやはり特色ある学校づくりということで、この小規模特認校制度というのを取り入れたのにもかかわらず、ホームページから入っていくと、バナーで飛んで飛んで飛んで、

この小規模特認校制度ってどこでアピールしているのかなって私は感じるんですけども、その辺りどうお考えになるかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、通常のホームページから入っていきますと、バナーをクリックしていくないと君原小学校まで到達はしないんですけども、例えば、この小規模特認校だよりが発行されたタイミングで、新着情報に出すとトップページに出てきたりとか、あとはそういったことも表示をすることが可能となりまして、そういうことも取り入れながら、町民の皆様の目につくような形で表示できるように検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　11番石引大介君。

○11番（石引大介君）　お願いしたいと思います。

このホームページを作成をするというのは、もしかしたら所管するのがほかの部署かもしれないんですけども、やはり小規模特認校制度って阿見町の特色ある教育だというふうに思うんです。近隣の自治体を見たとしても、取り入れている自治体ももちろんあるんですが、これから取り入れたいって思っているような自治体もあるぐらい物すごく注目されている取組だと思うので、ぜひ阿見町のホームページの中で、阿見町はこういった特色ある教育をしている町なんだよってアピールするためにも、やはりホームページの作り方とか、その辺りも含めて変えていっていただければなと思うんですけども、この辺りで何か御意見をお聞きすることってできますか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　御提案ありがとうございます。

ホームページのバナーの改裝は広報のほうとも相談をさせていただきたいと思いますが、確かに議員御指摘のとおり、この小規模特認校を設置しているというのは阿見町の一つの教育環境の大きなPRになると思いますので、どういった方法があるかというのはあるんですけども、ホームページ上で早めに到達できるような仕組みというのを検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　11番石引大介君。

○11番（石引大介君）　ぜひよろしくお願ひいたします。

次の質問なんですかけれども、答弁の中に年2回、学校見学会を開催されていらっしゃるという答弁があつたんですけれども、こちらの参加者数の推移というのはどのようにになっているのかお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

年2回の学校見学会を開始しました令和3年度からの推移を申し上げます。令和3年度の見学会は、1回目が3人、2回目が8人の計11人の参加、令和4年度の見学会は、1回目8人、2回目8人の計16人の参加、令和5年度の見学会は、1回目3人、2回目13人の計16人の参加、令和6年度の見学会は3回開催しております、1回目が6人、2回目が2人、3回目が4人の計12人の参加となってございます。令和7年度につきましては、見学会2回の開催を予定しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　11番石引大介君。

○11番（石引大介君）　分かりました。

そうすると、見学会に参加される方もほぼほぼ横ばいということで、毎年同じぐらいの方が見に来ていただいているというような認識をさせていただきます。この学校見学会に参加された方、保護者の方とかで、もしあればなんですが、どのような教育を希望しているとか、何か御意見など、相談などって受けたことがあるのかお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

御意見としましては、お子さんを大きな規模の学校ではなく、小さな規模の学校に通わせたいというそもそもの御希望である方、それから、君原小学校の様々な体験活動や事業方針、きめ細かな指導に魅力を感じて希望される方などが入学をされているという状況でございます。また、過去にはさきのコロナ禍において、感染症に不安を感じられて、密にならない学校を選択されたという方もいらっしゃったと聞いております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　11番石引大介君。

○11番（石引大介君）　分かりました。

君原小学校の様々な教育方針とか、阿見町内ってそれぞれの学校でいろんな教育方針というのはあると思うんですが、やはりこういった君原小学校の教育方針に賛同していただける方が

やはりもちろん選ばれると思うので、少し話は戻っちゃうんですけれども、小規模特認校というものをPRをしていく、こういうことは非常にやっぱり重要であって、今後も大切であると思いますので、ぜひ取組の強化をしつこいようですがお願いをしたいと思います。

次に3点目の質問の中で再質問を進めていきたいと思うんですが、答弁の中にゲストティーチャー授業というのがあったと思うんですが、こちら、どのようなものかちょっと具体的にお聞かせください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

ゲストティーチャーとは、担任教諭に代わりまして、ボランティアの方に御自身の専門的スキルなどを活かしながら講師を務めていただく授業となります。君原小学校では、書写の授業で君原地区にお住まいの書道教室の先生に、全学年、毎時間ゲストティーチャーとして授業をサポートしていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　11番石引大介君。

○11番（石引大介君）　分かりました。

同じように、答弁の中に、専属ALTの配置など多様な活動を通しということをお伺いしたんですが、こちらの専属のALTの配置、こちらもちょっと具体的な内容をお聞かせください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

外国語授業を行っておりますALTを君原小学校には専属で1名配置してございます。ALTにつきましては、小中学校10校に計8人を配置しております、そのうち学校7校では5人を配置しているという状況でございます。このため、基本的に学級数の少ない学校につきましては、1人のALTが2校を掛け持ちしたり、週5日の勤務を週3日に減らすなど、そういう対応をしてございますが、君原小学校につきましては、小規模校ではございますが、本来であれば掛け持ちになるところを1人専属で配置しまして、週5日授業を行っていただいていると。1年生から日常的に外国語に触れるができる体制としまして、それが君原小学校の一つの特徴にもなっているというところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時いたします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番石引大介君。

○11番（石引大介君） それでは、午前中に引き続きましてよろしくお願ひいたします。

それでは、3点目の質問の中で、引き続き再質問を続けさせていただきたいと思います。

答弁の中で、今後もこれまでの取組を継続して、さらに魅力あふれる学校となるように取り組まれるという御答弁がございました。これまでの取組を継続しつつ、新たに取り入れていくような、何か取り入れていけたらいいなというようなものを検討していることがございましたら、御説明をよろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

教育長答弁にもございましたとおり、君原小学校では様々な体験活動を通じまして、子供たちの豊かな心や感性を育む取組に力を入れております。同時に地域で子供たちを育てていくことを目指して、学校講演会や学校サポーター等、君原地区の多くの皆様に支えていただいております。例えば、農業体験を行っている田畠は地域の方が貸してくださっております。また、ひょっこ踊りも君島芸能保存会の皆さんのが御指導くださっています。こういった御支援や御協力を大切にしながら、君原小学校をさらに魅力あふれる学校となることを目指しております。

新たに取り入れる、また、今後取り入れようとして検討している取組につきましては、体験活動の充実がございます。体験活動を通じまして、子供たちの気づきの質を高め、感性や自主性を育むことに力を入れていきたいと考えております。一例といたしまして、竹を資源として利活用する取組がございます。君原地区にはたくさんの竹林がございまして、その様子を観察したり、竹を細かく碎いてチップ状にしたもの花壇にまいたりして、雑草の成長を抑える効果、植物の育成の違いを観察したりする予定でございます。

このほかにも、ＩＣＴを活用しまして、マインクラフトというまちづくりのゲームソフトを使いましてプログラミング教育を取り入れたり、ＡＩスマートコーチというアプリを体育の授業に導入したり、また、県の近代美術館から有名な絵画のレプリカを借用しまして校内に飾るなど、子供たちの豊かな感性を磨く取組を推進してございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 分かりました。

阿見町では東京農業大学、こちらとタイアップをして、竹林の整備なども行われているかと思います。ぜひ君原の子供たちに、そういった大学の先生が行なっている研究なども含めて、そういったほかの課とタイアップを進めながら、新しい授業を展開していくというのも、本当に子供たちにも勉強になると思いますので、ぜひ御検討などしていただければと思いますので、お願ひをしておきたいと思います。

こちらの特認校だよりのこの小さいこのQRコード、こちらのほうを読み込むだけで、君原小学校でどのような児童が活動しているのかというのを確認することができるようになっています。こちらの更新などというのはどなたが行なっているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

学校のホームページの更新は、基本的には各学校で実施しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 学校の先生が一生懸命更新をされていらっしゃるということなんですけども、やはり先生方も一生懸命特色ある学校のPRということで、そういったホームページ、そういった活動の更新というのをされていらっしゃると思いますので、ぜひ職員の方には、そういった先生たちの努力をさらに多くの町民の方に広められるようなサポートを今後もしっかりとしていっていただきたいと思いますので、重ね重ねで申し訳ないんですがお願ひをさせていただきたいと思います。

それでは、次の4点目、送迎支援の検討について再質問を進ませていただきたいと思います。

こちら通学の支援という部分で、説明会とかに参加された保護者の方から、そういった支援を町で検討してほしいとか、そういった御意見というのは今までございませんでしたでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

過去に学校説明会に参加されて、結果的に入学の申請をされなかつた保護者の方の中に、理由を伺ったという記録がございまして、そこで申されていたことが、やはり毎日の送迎の負担を考えると君原小学校を選択するのは難しいと判断したというような声があったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 私も割とそういった声って聞かせていただいているので、今回一般質問をさせていただいているんですけれども、やはり本郷のほうから君原小学校に毎日子供の送り迎えをするとかって考えたら、やはり保護者としてもちょっと大変かな、厳しいかなって思われるのを物すごく気持ち的に分かるんですけれども、今まで、町として令和2年から特認校制度を取り入れて、送迎支援について検討した経緯というのはあったんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

まず、当町のスクールバスについて説明をさせていただきます。当町のスクールバスにつきましては、阿見町立小中学校スクールバス事業実施要綱に基づきまして、学校の統廃合、または、就学すべき学校の指定により遠距離通学の必要が生じている児童生徒について、通学距離に係る教育条件の平準化を図るために、スクールバスを運行しているという状況でございます。ここで申し上げました就学すべき学校の指定とは、阿見町立学校通学区域規則に記載されている学校を指しております。小学生のスクールバスの対象者につきましては、学校再編により統廃合の対象となった旧実穀小学校、旧吉原小学校の行政区にお住まいの方が対象となって、それのみとなってございます。

したがいまして、小規模特認校制度の利用者につきましては、位置づけとして指定校変更制度利用者と同様の扱いとなりますので、君原小学校のスクールバスによる送迎支援というのは、こういった制度もございましたので具体的な検討は行っていないという状況でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 分かりました。

そうすると、君原小学校、特認校制度という阿見町の学校として特色ある学校の一つとして令和2年度からスタートしていると思うんですが、やはり君原小学校の教育理念に共感を受けて、自分の子供を君原小学校に通わせたい、けれども送迎が難しいという保護者の方のお気持ちを考えると、やはり例えですけれども、本郷からバスを1台流してあげるとか、そういうことも考えていく必要性というのは今後出てくるんじゃないかなと思うんですが、その辺りというのはどのようにお考えになられますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在、君原小学校は小規模特認校制度を利用する児童の皆さんには保護者の送迎を原則としてございます。方法としては、御提案ございましたスクールバスの運行、特に隣接する牛久市などでも特認校制度でスクールバスを運行しているというような情報も得ておりますし、そういうことも方法としては考えられるかと思います。先ほど御紹介しました保護者の声もございまして、そういう実態をつかんだ上で検討をすることも一つだけ考えておりますが、一方では、やはりバスの運行というのは、それなりにまとまった財源が必要になってまいりますので、それを踏まえて全局的な整理というのも必要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 現在も阿見小学校区から6人、本郷小学校区から3名、阿見第一小学校区から6人、あさひ小学校区から2人ということで、例えばなんですが、本郷ふれあいセンターに朝7時半、もうそこに保護者の方が子供たちを連れてくる。そこからの君原小学校への移動は町のバスで送りますよ。阿見町のほうでも、例えば、かすみ公民館、同じように君原小学校に1台バスを流しますよ。そこまでの送迎は保護者が行うというふうにすれば、スクールバスのように細かく回る必要性というのはなくなると思うんです。

この小規模特認校の見学に来た保護者の方に、事前にアンケートですとか、そういうものがもしあったら利用するか、しないか、もしかしたらうちはしませんよという保護者の方もいらっしゃると思うんです。なので、そういうことを事前にしっかりと調査を入れることによって、どれぐらいの規模のバスが必要になるかとか、そういうところも事前に把握ができるので、その予算を立てやすいというのもあると思うので、ぜひこれから、やるやらないはもちろんいろいろあると思うので、これ以上は申しませんが、ぜひ検討をしていただきたいと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えさせていただきます。

そうですね、学校見学会というのが今年度も2回予定しております、直近では7月に実施することが予定されておりますので、既に通われている保護者の皆様には送迎していただいているところではございますけれども、これから入学を検討されている方がどういった御意向というか、送迎自体がどのような御負担と感じられているかというのは、教育委員会としても把握したいと考えておりますので、君原小学校の学校見学の場でのヒアリングの方法も含めまして検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） ぜひよろしくお願ひいたします。

次の5点目に進ませていただきたいと思います。

5点目、就学の条件に卒業まで君原小学校に通学すること、こちらを条件とした理由はという御答弁をいただいたんですけれども、こちら同じように説明会へ参加された保護者の方から、この条件を懸念される声というのは今までなかったでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

就学の条件としてお示ししている中に、卒業まで君原小学校に通学をすることと記載してございますが、学校見学に参加された方などから、この点について懸念されるような御意見というのは頂戴したことはないというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） そうですか。ちょっと私は知り合いに1人、この条件がっていう子がいたんで今回この質問をさせていただいたんですけども。

令和2年から阿見町のほうで特認校制度をスタートして、今日まで行われてきたと思うんですが、牛久市さんでも同じように特認校制度を使っている、設けている学校があるかと思うんですが、確認したところ、こちらではこういった6年間卒業まで通わなければいけないというそういった条件というのは設けていないそうなんです。なので、そういった条件をつけていいことで、その問題とか課題とかが出るのではないかという、そういった調査研究というのは今までされてきたんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育委員会教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君） お答えいたします。

まず、特認校制度を開始する際に、条件を設けない場合の問題や課題というのは協議をしてございます。その際、条件をつけない場合に、君原小学校の教職員の人数や学級数の変更などが、児童生徒さんの数の増減によりまして生じまして、学校運営に支障を来すおそれがあるという懸念がございました。学校編制を確定する基準日というのは毎年5月1日となってございます。5月1日の児童数によりまして、教職員の配置人数、学級数、また、単式学級もしくは複式学級にするか、こういったことが決定してまいります。

卒業まで君原小学校に通学することという条件につきましては、教育長答弁にもございましたとおり、期間限定でお試して通学するというようなことが発生する可能性を懸念したためでございます。君原小学校は、小規模な学校であるために、児童一人ひとりの増減で複式学級や単式学級、そういう変更になる可能性もあること、そういう影響が君原小学校に必要な教職員の人数にまで影響してしまうこと、そういうことが考えられることから、当町といたしましては、こうした条件を設定しているという状況でございます。

また、御紹介いただきました牛久市のおくの義務教育学校でございますけれども、募集しているのが、生徒さんが新1年生、義務教育の中学生までも含めていますので、あと7年生ということで、その間の学年というのは入学を募集はされてないというところで、1年生で入ればその期間は継続して在籍されるというところも考えられて、その辺が阿見町は全学年で受入れを行っていますので、その辺も考え方の違いはあるのかなというふうには感じるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 分かりました。

やはり今までそういう声がなかったけれども、やっぱり考えていらっしゃる方というのは必ずいるかと思うんです。なので、1人でもこういった学校に行きたいという方を行きやすい環境づくりをしていくというのはこれからが必要になってくるかと思いますので、ぜひ間口を広げていただいて、1人でも多くの子が君原小学校に通いたいと思う、そういう気持ちをしっかりと受け止めていろんなことを検討していくだけれどと思いませんので、よろしくお願ひいたします。

今回の私の一般質問におきましては、送迎支援、こここの部分を何とかちょっと訴えさせていただきたいと思って、今回させていただいているんですが、答弁書の中には、実施する考えはないという答弁書から、今ほど部長のほうから、今後少しづつ検討をしていくというような御答弁をいただけたので、私は一歩前進かなと思って本当に今回一般質問してよかったですという気持ちでありますので、ぜひ実施に向けて前向きにお願いできればと思います。

最後に教育長へお伺いをさせていただきたいと思います。令和6年12月から宮崎教育長が就任をされまして、新体制での教育行政がスタートしております。阿見町の小中学校、そして、今回取り上げさせていただいている小規模特認校、こちらをどのようにしていくお考えか、また、どのような思いをお持ちか聞かせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（野口雅弘君） 教育長、大丈夫ですか、答弁できますか。

○教育長（宮崎智彦君） はい。

○議長（野口雅弘君） 教育長宮崎智彦君。

○教育長（宮崎智彦君） お答えいたします。

私は、小規模特認校である君原小学校を含め、全ての小中学校において、それぞれの実態や地域の特色を活かした学校づくりを目指していきたいと考えております。そして、どの学校に通う子供も中学校卒業後、それぞれの道を歩む上で必要な潜在能力、生きる力を高めていきたいと考えております。そのためには、まず、国や県、町の指針や指導方針に基づき、やるべきことはしっかりとやる、凡事徹底を図り、スタンダードを極めていきたいと考えております。誰一人取り残さない教育、主体的・対話的で深い学びの実現といった、このことについてはどの学校も共通して実践し、実現する必要があります。その上で、校長のリーダーシップの下、特色ある学校づくりを推進してまいります。

阿見町の学校は、特に小学校は大変バリエーションに富んでおります。バリエーションに豊富な学校を有することが、私は阿見町の教育の特色の一つだと考えております。それぞれの学校のメリットと地域の特色を活かした教育活動を展開し、特色ある学校づくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 11番石引大介君。

○11番（石引大介君） ありがとうございました。

ぜひ教育長の熱い思い、子供たちのためにこれからもよりよい教育環境をつくっていっていただけるように、心からお願ひをしたいと思います。

さて、冒頭に確認をさせていただきました、阿見町立の学校は、阿見町が子供たちの教育環境の創出のため、最高の環境でいろいろなことを学べるように設けられた学校であると思います。阿見町で住み暮らす子供たちが生き生きと、そして楽しく学べる場の創出は一番大切であると言って過言ではないと思います。阿見町の学校をさらに魅力あるものとしていただけるよう、そして、今回取り上げさせていただいた特色ある教育の一つとなっている小規模特認校をさらに魅力ある学校にして、子供たちの学びの場として選択できる環境づくりを切にお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで11番石引大介君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1 時 2 分 散会

第 4 号

[6 月 6 日]

令和7年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和7年6月6日（第4日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘 君
2番	筧 田 聰 君
3番	前 田 一 輝 君
4番	小 川 秀 和 君
5番	紙 井 和 美 君
6番	武 井 浩 君
7番	武 藤 次 男 君
8番	佐々木 芳 江 君
9番	落 合 剛 君
10番	栗 田 敏 昌 君
11番	石 引 大 介 君
12番	高 野 好 央 君
13番	栗 原 宜 行 君
14番	海 野 隆 君
15番	久保谷 充 君
16番	久保谷 実 君
17番	吉 田 憲 市 君
18番	細 田 正 幸 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葦 繁 君
副 町 長	服 部 隆 全 君
教 育 長	宮 崎 智 彦 君
町 長 公 室 長	小 倉 貴 一 君

総務部長	黒岩孝君
町民生活部長	齋藤明君
保健福祉部長	戸井厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
管財課長	渡邊修宏君
防災危機管理課長	安室公一君
廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長	村山幸二君
社会福祉課長兼福祉事務所準備室長	湯原将克君
おやこ支援課長	山崎由紀子君
農業振興課長	浅野裕治君
商工観光課長兼消費生活センター所長	本橋大輔君
指導室長兼教育相談センター所長	細田愛君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	糸賀正芳
書記	加藤佳子

令和7年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

令和7年6月6日 午前10時開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第85号 財産の取得について（消防団第8分団消防ポンプ自動車購入）

日程第3 一般質問

日程第4 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和7年第2回定例会

一般質問3日目（令和7年6月6日）

発言者	質問の趣旨	答弁者
1. 海野 隆	1. 投票率向上のために公職選挙法上、可能なあらゆる方策を実施すべきだ 2. ごみ処理行政について	町長・教育長 町長
2. 栗原 宜行	1. 町が行う契約は適正に行われているか 2. 町の補助行政は公平に適切に行われているか	町長 町長
3. 細田 正幸	1. 道の駅予定跡地（追原町有地）の利用について	町長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

諸般の報告

○議長（野口雅弘君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今定例会開会後に、町長提出議案第85号の提出がありました。よって、今定例会に提出された案件は、町長提出議案第66号から議案第85号まで、以上20件あります。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第85号 財産の取得について（消防団第8分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、議案第85号、財産の取得について（消防団第8分団消防ポンプ自動車購入）を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

議案第85号の財産の取得（消防団第8分団消防ポンプ自動車購入）について、提案理由を申し上げます。

本案は、消防団第8分団の消防ポンプ自動車が導入から21年経過しており、老朽化に伴い更新するものですが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第85号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、14番海野隆君の一般質問を行います。

14番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

[14番海野隆君登壇]

○14番（海野隆君） 皆さん、おはようございます。れいわ新選組の海野隆でございます。
それでは、今日最初的一般質問をさせていただきます。

3日投開票の韓国大統領選挙で、革新系、「共に民主党」の李在明候補が当選をいたしました。4日午前に大統領に就任をいたしました。3年ぶりに保守系から革新系に政権が交代しましたが、年間1,200万人の国民が相互に交流する最も近い隣国であり、日本文化のルーツの1つであるということから考えても、両国の理解と交流が一層進展することを祈っております。

この選挙で注目したのは投票率でございます。投票率は79.4%。約80%ということでした。

近年の日本における国政、地方問わず、投票率は低下の一途で、大都市部の首長、議会では20%台というところも珍しくないということになっております。代表制民主主義、間接民主主義は主権者たる国民の選挙によってその権限が付与され、選挙の公正は公職選挙法により規定されております。最近の選挙では様々な問題点や課題が指摘されております。選挙において投票率は民意をはかる重要な指標でございます。

現状の日本の選挙制度では、たとえ投票率が極端に低くても成立いたします。諸外国を見渡せば、投票率向上のために義務化を行ったり、多様な施設での投票を可能としたり、子供番組で選挙や投票を促すキャンペーンを行ったり、投票所までの移動手段を用意したりと様々な試みが行われ、成果も上げているということでございます。

日本でも、投票済みの入場券を示すと商店街での買物に割引があったり、抽せんで啓発品が当たったり、通勤通学の駅や買物をするスーパー、大学キャンパスなどに投票所を設けたり、投票所までの巡回バスを運行したり、移動の手段や外出できない方々のために自宅まで出向くというような多彩な方法で投票率向上を促してきております。しかし、どの方法も顕著な成果が表れたという報告はないものの、一定の成果があったことが報告されております。

阿見町における投票率は、各種選挙において、残念ながら茨城県平均から低い傾向があります。令和6年3月に実施された、最も身近な選挙で最も関心も高いと思われる阿見町議会議員選挙でも、令和2年に比して5%低下し42.78%と、引き続いて投票率が半数を割り込むという結果でございました。7月には参議院議員選挙、9月には茨城県知事選挙、来年2月には阿見町長選挙が予定しております。投票率向上は喫緊の課題でございます。

以下、投票率向上のための具体的方策について質問をいたします。

- 1、阿見町の投票率の現状についてどのように考えているか。
- 2、投票率低下の歯止めがかからない原因について。
- 3、これまで投票率向上のために実施された方策と成果について。
- 4、学校教育における選挙及び投票率向上への関心喚起について。
- 5、大学キャンパス内や東京医科大学茨城医療センター内、JR荒川沖駅前等への投票所設

置について。

6、移動期日前投票所を積極的に導入することについて。

以上質問いたします。

議長、資料があるんですけども、資料を配らせていただきます。

○議長（野口雅弘君） 分かりました。

○14番（海野隆君） すいません、お願ひします。

残余の質問は自席でやります。質問者席でやります。

[資料配付]

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 海野議員の、投票率向上のために公職選挙法上、可能なあらゆる方策を実施すべきだについての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町の投票率の現状についてどのように考えているかについてであります。

全国的に投票率の低下は問題視されており、当町においても同様の状況にあります。令和5年第1回定例会において述べたとおり、私が議員となった平成12年町議会議員一般選挙の投票率は62.18%でありました。昨年の町議会議員一般選挙の投票率は42.78%と約20ポイント低下しており、遺憾なことであると考えております。

2点目の、投票率低下の歯止めがかからない原因についてであります。

総務省が令和7年3月に発行した「よくわかる投票率」によれば、公益財団法人明るい選挙推進協会が実施した「令和4年参議院議員通常選挙における意識調査」において、棄権理由の1位は「選挙にあまり関心がなかったから」で35%、2位が「適当な候補者も政党もなかったから」で28%、3位が「政党の政策や候補者の人物像など違いがよく分からなかったから」で25%となっており、いわゆる政治離れによるところが大きいものと認識しております。

3点目の、これまで投票率向上のために実施された方策と成果についてであります。

これまで実施した主な施策といたしまして、令和元年7月の参議院議員通常選挙の際、本郷ふれあいセンターに期日前投票所を新たに設置しました。その結果、平成28年の参議院議員通常選挙では、県内44市町村中28位であった投票率順位が、令和元年の参議院議員通常選挙では10位に上昇しました。

また、令和4年7月の参議院議員通常選挙から、交通弱者への移動支援策として、町デマンドタクシー「あみまるくん」を利用して期日前投票をされた方を対象に、その往復利用料を助成する制度を創設しました。期日前投票者全体に対する利用者数は少ないものの、利用者から

の評価は好意的なものが多いことから、引き続き実施し、周知に努めてまいりたいと考えております。

さらには、令和6年3月の町議会議員一般選挙から、選挙人数の増加が著しい本郷投票区を、本郷第一投票区、本郷第二投票区に分割し、投票所を増設しました。その結果、投票日当日の投票者数が減少傾向にある中、本郷第一投票区と本郷第二投票区の投票者数の合計は、分割以前の本郷投票区の投票者数を上回る結果となっております。

そのほか、周知啓発として、あみメールや町公式X、防災行政無線及び広報車による投票呼びかけや選挙立会人の公募等を行ってまいりました。

4点目については、教育長より答弁いたします。

5点目の、大学キャンパス内や東京医科大学茨城医療センター内、JR荒川沖駅前等への投票所設置についてであります。

大学等への投票所設置につきましては、町内にある茨城大学農学部、県立医療大学等に在籍する選挙人の潜在的的人数が数十人という推計であったこと、これらの大学等は阿見町役場期日前投票所と近接した地域にあることから、設置を見送ってまいりました。

JR荒川沖駅前への投票所設置につきましては、投票所は原則として投票区内に設置するものとされており、投票区外、加えて他市町村への投票所設置が可能かどうか、調査研究してまいります。

6点目の、移動期日前投票所を積極的に導入することについてであります。

これまで移動期日前投票所について情報収集に努めるとともに、実施に向けた検討をしてまいりました。

当町においては、投票所への距離が遠い地域もあることから、移動期日前投票所の導入により、そのような有権者の利便性向上が図られるものと考えられます。

そのため、今年度執行予定の選挙における移動期日前投票所の実施に向け、現在準備を進めているところであります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、教育長宮崎智彦君、登壇願います。

〔教育長宮崎智彦君登壇〕

○教育長（宮崎智彦君） 投票率向上のために公職選挙法上、可能なあらゆる方策を実施すべきだについての質問にお答えいたします。

4点目の、学校教育における選挙及び投票率向上への関心喚起についてであります。

小学校においては、学級会などの話し合い活動や3・4年生から始まる社会科などで主権者教育が行われ、小学校6年生の社会科の授業で「国の政治のしくみと選挙」として初めて選挙に

について学びます。中学校においては3年生の社会科の公民的分野で選挙の意義と仕組みについて学びます。これらの学習を通して政治に関心を持ち、進んで政治に参加する大切さを学んでいます。

さらに中学校においては、生徒会役員を選ぶ選挙で町選挙管理委員会から投票箱をお借りし、本物の投票箱を使って役員選挙を行うなど、選挙への関心を高める方策を取っています。

また、昨年度の議会見学に加え、7月には町議会議員が各中学校を訪れ、生徒と交流する議員カフェを御提案いただき、さらに政治を身近に感じる機会になると考えております。

今後も、主権者教育を通して児童生徒の選挙への関心が高まるような工夫を凝らした指導を進めまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

2個目の再質問なんすけども、皆さんに今お配りしましたけれども、投票率向上については過去何回も議会で議論をしてきております。私も今回で4回ぐらいじゃないかなと思うんですけども、大体政党に所属する議員が質問しているというのが多いというふうに分かります。私たちのほうとしては、自分たちは投票される側ですので発信をしているのではないかなと思いますが、なかなか受け手のほうでそういうふうな形が表れないというのはちょっと残念です。

いわゆる政治離れというような形で投票率の低下のことを総括していますけども、政治離れというのはなぜ起きているというふうにお考えですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えをいたします。

町長答弁にありましたとおり、明るい選挙推進協会の意識調査によりますと、「全国的に関心がない」「政策や候補者の違いがよく分からない」といったものが上位となっております。

また、当町におきましても、令和5年度開催しました町民討議会におきまして、なぜ投票に行かないのかについて議論をしました際、「投票しても何の意味があるのか分からない」「候補者ことを知らない」「町や県の問題や課題を知らないから選挙に関心が薄い」などの意見がございました。

分からない、知らないといったことが共通していることから、周知啓発、あるいは教育や学習の機会など知るための機会が不足していることによりまして、政治や選挙が身近なものになつてない現状が主な要因ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） なかなか発信する側というか、投票してもらう側ももっと発信が大事だなというふうに思いますね。議員もそれぞれ議会の報告であるとかそういうものを日常的に発信すると、有権者に対して、そのことによってやり取りができるんじゃないかなというふうに思います。

答弁で、本郷ふれあいセンターに期日前投票所を設置したら、顕著なというか、相当成果があったというふうに答弁されていますね。これを見ると、やっぱりきちんとした手当てをすれば投票率が上がるのではないかというふうに思われます。

そこで、期日前投票所を、阿見町は3拠点とよく言われているんですよね。1拠点目がこの中央地区、2拠点目が荒川本郷地区、3拠点目がアウトレットの吉原地区。このアウトレットの吉原地区に新たに設置する考えがないかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えをいたします。

令和4年度に執行されました選挙におきまして、試行的に吉原交流センターに期日前投票所を設置いたしました。その結果、開所2日間で50人未満の投票者であったことから、人員体制等の面から本格導入を見送っております。

アウトレット近くに設置するには投票所としての十分な設備を備えた施設がないこと、当町の選挙人ではない誘客が多い場所であることから、移動投票所の設置の有用性を研究する必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 多分、平仮名のよしわらの人たちにとって、吉原交流センターあるいは吉原小学校というのは身近じゃないんですよ。廃校しちゃって。もう子供もそこに通っていないんだから。そういう意味では、相当、今、増えていますね。カスマストアもできていて。だから、あそこにやっぱり期日前投票所を設置すれば私は成果が上がると思いますので、さらに検討してください。

次の再質問をしたいと思います。

投票所というのは身近にあると投票率が上がるるのは、答弁にも触っていますけども、分割したときに成果が出ているわけですよね。分割して。身近に投票所があれば投票率が上がると。

ということからすると、以前にも一般質問をして、有権者数によって——本郷ふれあいセンターはすごく多かったんですよね。今、第一投票所と言ってあるのかな。非常に多かったので、それを分割したら成果が現れたということなので、ぜひ投票所を、たくさんというわけじゃな

いんだけど、つくることが成果に現れると思うんですけども、距離の問題もあると思うんですね。

私もあちこち選挙のときにいろいろと街頭宣伝をやったりとかお話ししたりすると、何となく私に投票してくれるかなと思うような人が、「でも、この人は一人暮らしで、しかも投票所から遠くてやってくれるかな」というような思いがあって、身近にあったら多分行くんじゃないかなと思うんですね。

それで、投票所までの距離についての何か基準みたいなものはあるんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君）　お答えをいたします。

投票所までの距離につきましては特に規定というものはございませんが、投票所までの距離につきましては投票区によって差異がございます。

一般的には投票所から距離があるほど投票行動が起こしにくい傾向にあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　じゃあ、その辺はまた検証してやっていただきたいなと思っています。

それと、先ほどあんまり身近に触れないということがあって、例えば、あみメールとかLINEとかホームページとか、ここに選挙公報とか候補者の政策等の詳細を、もちろん公平・平等にやるんだけども、公職選挙法上で認められた範囲の中でそういう情報をSNSを使ってやっていくと、そういうことは可能ですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君）　お答えをいたします。

過去の選挙におきまして、選挙公報のPDFデータを町のホームページに掲載した際に、公式LINEでお知らせしたことがございます。

候補者の政策や広報の内容について、町ホームページやあみメール等での周知をさらに工夫することは有権者の理解促進に資するものでございますので、検討の価値があると考えてございます。

ただし、公職選挙法上、行政側が候補者に情報を掲載する場合には、選挙の公正性確保の観点から内容や形式に一定の制限がございますので、そのため、制度上可能な範囲であります選挙公報のPDF掲載等の拡充について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君） ちょっと時間がないのではよっちゃって申し訳ないんですけども、答弁を用意されていた方には申し訳ないんですけども。打合せしてね。

JR荒川沖駅、私はここに期日前投票所とか移動投票所を置くべきだというふうに思うんですね。これまで投票率向上キャンペーンなんかをJR荒川沖駅で阿見町としてはやっていないと思いますね。区域外になるので。やってはいないと思います。

しかし、公職選挙法上は特にあそこに期日前投票所を設置してはいけないなどということは1つも書いていないわけですよね。通勤通学で荒川沖駅というのは相当朝晚あるんですよね。通勤通学者の数が多いので、ぜひ東口の辺りに期日前投票所とか移動投票所とかそういうものを置くというような選択というか、その可能性はありますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） お答えをいたします。

荒川沖駅は多くの住民が利用します交通結節点であるため、期日前投票所設置の候補地として適しているというふうに考えております。

今後、ただ、必要な法的整理、本当に設置をしているところがあるのかというのは調査をする必要があるかと思いますし、地元関係機関との協議、それから利用者の需要見込みなど踏まえまして実現可能性を研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 私が国に問い合わせた結果、それは全然書いていないので、各市町村の選挙管理委員会がどこに——期日前投票所をですよ、置くというのは可能ですよと、こういう回答はあったんですけど、それは電話でやり取りした範囲内でしたし、細かいいろんな設定条件を言わないで話しているので、ぜひ検討して、県、国のほうにいろいろ聞きながらやっていただきたいと思います。

JRの荒川沖駅に移動投票所、期日前投票所を設置すると、相乗効果があって、私はもう確実に投票率は上がると思います。

もう1つは、これは本当に申し訳ないんですけどね。ちょっと待ってね。

教育委員会のほうに再質問をしますけれども、小学校、中学校の場合はちょっと私もよく知らないで、小学校は今、児童会がないということで。昔、僕らのときには児童会も選挙を激しくやったような記憶があって、そのつもりでいたものですから。児童会は今はもう選挙をやらないで、中学校は本格的にやっているということで、よくよく分かりました。

それで、町内にある——これは選挙管理委員会かな。高校の連携は。選挙管理委員会か。ごめんなさいね。

町内にある霞ヶ浦高等学校、ここは在校生が18歳以上で投票権を持っていると思われますよね。霞ヶ浦高等学校との連携というのはどんなふうにやっていて、選挙管理委員会とはどんな連携ができているんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君）　お答えをいたします。

残念ながら、選挙に関しまして、これまで霞ヶ浦高等学校との連携を行った実績というのはございません。

今後、期日前投票所の設置、あるいは主権者教育の実施、あるいは模擬選挙などの取組等につきまして、学校側と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　これ、ごめんなさいね。教育委員会。せっかく用意してもらったのに。選挙管理委員会が、今おっしゃっていましたけど、高校、小学校、中学校も含めてなのかな、出前授業を実施していると。

私が調べたところで、秋田県の潟上市の選挙管理委員会が本格的に、本番に近いような投票体験を子供たち——高校生を子供たちと言うかどうか分からぬけれど、こども計画では高校生も入るから——子供たちに投票体験をさせていると、こういうことがあるんだけども、ぜひ霞ヶ浦高等学校で——今お話ししました、中学校は投票箱を借りているとかという形でやっているんだけども、選挙管理委員会が表に出す出前授業等を実施するべきだとも思うんですが、どうですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君）　お答えをいたします。

議員御案内の潟上市の取組につきましては、中学校の生徒会役員選挙におきまして、入場券や投票用紙、あるいは記載台等、実際の選挙で使用する備品を使った本格的な選挙を実施しまして、総務省の主権者教育に関する取組事例集にも取り上げられております優良な取組であるというふうに認識してございます。

当町ではこれまで投票箱の貸出し等を行っておりますが、さらに進んだ取組として、例えば、主権者教育、そういったことにつきましても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　時間配分の関係で、これで締めて終わりにしたいと思います。

予算にも出ておりましたけれども、最後の答弁に、今年度執行予定の選挙において移動期日

前投票所の実施に向けて準備を進めていると。予算も1台44万円ぐらいだったかな、出ていたと思います。ちょっと不確かですが。

具体的にはどんな移動期日前投票所で、車で動くと思うんですけども、どんなふうに行われるんですか。それを答えていただいて終わりにしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君）　お答えをいたします。

投票率低下の1つの要因といったしまして、自宅から投票所までの距離が遠くて投票することができないことが考えられます。そのため、投票所から1キロ以上離れている地区公会堂等を候補地としまして場所を選定いたしまして、ハイエース等の車両を使用いたしまして、3日間、1日当たり3か所程度、期日前投票所を設営したいというふうに考えております。具体的な運用のスケジュールや巡回ルート等については、詳細が決まり次第、速やかに周知してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　途中で述べましたけれども、投票所に遠いとか、それからなかなか移動する手段、車なんかがなくて近場じゃないと投票できないという人に関しては非常に有効な手段だと思うので、ぜひ成果を期待したいと思います。

この問題については以上終わりにしたいと思います。

次、お願いします。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　それでは、2番目のごみ処理行政についてお伺いしたいと思います。

ごみ処理行政で、まず最初に、龍ヶ崎市のホームページでは5月19日付で、「ごみ処理広域化の取組について」と題して阿見町も関わるごみ処理の広域化に関する進捗状況が報告されておりました。また、5月21日の建設通信新聞、「新ごみ処理施設　建設費は最大250億　26年度に候補地と基本構想　茨城県ブロック6会議」と報道されております。

私は令和4年12月議会で、稲敷・龍ヶ崎地方の広域事務組合である、し尿処理を行う龍ヶ崎地方衛生組合、消防及び水防を行う稲敷地方広域市町村圏事務組合、ごみ処理を行う龍ヶ崎地方塵芥処理組合の3組合の統合化・複合化が進行しておりましたので、一般質問を行いました。しかし、その当時、構成自治体の美浦村議会が条例案を全会一致で否決するなどにより、3組合統合化・複合化によるごみ処理行政の広域化は一時断念せざるを得ませんでした。その後、茨城県ごみ処理広域化ブロック6会議を組織し、協議を進めてきたと理解しております。

阿見町は長らく1人当たりのごみ排出量が県内で上位に位置していると、ごみ排出量の減量

が課題となっております。その中でも量的に大きいと言われている紙ごみの減量のため、雑紙を分別収集するために雑紙回収袋を作成し、各家庭に配布し、これにより資源回収とごみ排出量の減量が期待されるというふうに思います。

先日、守谷市にあるごみ処理施設の常総環境センターでは、リチウムイオン電池が原因と見られる火災が起きて、半年以上がたった今も不燃ごみの処理ができない状況が続いています。このため、県外の民間業者に処理を委託したりして、屋外のスペースには搬出される前の不燃ごみが山のように積まれていると言われています。現場を見たことはありませんが、民間業者への委託や運搬に伴う費用は、今年度1年間で5億127万円の予算を計上したということでございます。

阿見町でも清掃施設における火災事故の防止について町民に何度も注意喚起を行っております。阿見町でも収集したスプレー缶やリチウムイオン電池の発火が原因と思われる収集車両の積荷火災が発生しております。資源回収や事故防止のために徹底した分別回収の実施が必要だと思われます。

以下、阿見町におけるごみ処理行政の現状と課題について質問をいたします。

- 1、茨城県ごみ処理広域化ブロック6会議における協議内容と阿見町の意向表明について。
- 2、阿見町における1人当たりごみ排出量の推移と県内の順位について。
- 3、雑紙回収袋による回収状況と今後の取組について。
- 4、現行の分別をさらに細分化してさらなる資源化を進めることについて。

以上4点、質問をいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　ごみ処理行政についての質問にお答えいたします。

1点目の、茨城県ごみ処理広域化ブロック6会議における協議内容と阿見町の意向表明についてであります。

ブロック6会議は第1回会議を令和5年12月20日に開催し、ごみ処理広域化に向けた基礎調査業務をコンサルタントへ委託するための仕様書について協議しました。令和6年4月にコンサルタント委託契約を締結し、令和6年5月14日から令和7年2月28日まで6回の会議が行われております。

協議内容につきましては、コンサルタントに委託した基礎調査業務が主なもので、現行の各施設の焼却量や維持補修費、運営費、収集運搬費等をコンサルタントへ示し、広域化のメリット・デメリットのほか、建設工事に係る交付金等を踏まえた上で、広域化の組合せ及びその手法等について協議を行っております。

当町の意向表明につきましては、現段階では施設の集約方法、集約場所等の課題があります

が、7市町村が1つの地域として捉え、かかる経費についても各市町村が平等で不公平にならないようにと主張し、広域行政検討協議会で首長間の合意形成を図っております。

2点目の、阿見町における1人当たりごみ排出量の推移と県内での順位についてであります。

ごみの排出量に関しては、環境省より「ごみ処理量統計」が公開されており、過去5年間の当町の1人1日当たりの排出量と県内の順位につきましては、令和元年度が1,053グラムで多い順から12位、令和2年度が1,068グラムで10位、令和3年度が1,092グラムで4位、令和4年度が1,076グラムで8位、令和5年度が1,066グラムで6位となっております。

3点目の、雑紙回収袋による回収状況と今後の取組についてであります。

雑紙の回収状況につきましては、現在、雑紙に特化した計量は行っておらず、数量を把握することが困難であることから、紙類全体の資源化量等で比較検証してまいります。

今後の取組につきましては、令和6年12月に行政区を通して各家庭に雑紙回収袋を配布しましたが、今後、雑紙回収袋を作成する予定はありませんので、不要になった紙袋やカレンダー等を使用して雑紙回収袋を作成し、雑紙回収を継続していただくよう、ホームページやあみメールで周知しております。

4点目の、現行の分別をさらに細分化してさらなる資源化を進めることについてであります。

現行の分別は、燃えるごみ、燃えないごみ、処理困難物、資源ごみとなっております。さらに、資源ごみにつきましては、缶、瓶、ペットボトル、紙類及び衣類となっております。

昨年度、ごみ減量化・資源化を図るための新たな取組として雑紙回収袋を配布しましたが、今後も引き続き、ごみ減量化・資源化を図る取組を検討してまいります。

また、議員御指摘のとおり、リチウムイオン電池が原因と見られる清掃施設の火災事故が多発しており、当町におきましても、収集したスプレー缶やリチウムイオン電池の発火が原因と見られる収集車両の積荷火災が発生しております。その対策として、処理困難物への分別をお願いし、特にリチウムイオン電池は絶対に燃えるごみや燃えないごみに入れないよう、今後もさらに周知徹底してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） これも、阿見町近隣自治体における資源物収集状況ということで表を作って皆さんに見ていただいていますけれども。阿見町、一番上に書きましたけれども、可燃物の収集回数それぞれ、それからプラスチック容器包装を回収しているか回収していないか、阿見町以外ではみんな回収していると。それから1人当たり排出量、阿見町は合計1,066グラム。生活系は757グラム、事業系が309グラムなんですね。再生利用率は誠に低くて8.2%と。ですからこれは褒められたことではないんですが、ただ、1人当たり排出量の生活系では凸凹

あるけども、そんなに近隣自治体の中で飛び抜けて多いという感じはないんですよね。事業系が3番目かな、多いということで、総体的に上がっているのではないかなと。稲敷市も美浦村も事業系が多くて、それで1,000グラムを超えていると。

こういう状況からすると、いわゆる紙ごみとかそういうものを生活者に投げかけて、そこを減らして、もちろんそれは必要かもしれないけど、それはちょっと限界があるんじゃないかなと。事業系が比較的多いという、この要因は分かりますか。事業系が多いというのは。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。廃棄物対策課長村山幸二君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（村山幸二君）　お答えさせていただきます。

議員おっしゃっている、事業系のほうが多いという理由についてなんですか、現在、詳しく分析しているわけではないので、正直、他市町村より事業系が多いという理由は調べないといとちょっと分からぬところがあります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　発生原因をしっかりと把握して、それに応じて対策を打っていくと。事業系は野放しというわけでもないのかもしれないけれども、生活系だけ減らしていくということでは全体として減らないんじゃないかなと。これを見たらもう一目瞭然ですね。

阿見町のごみ処理状況というのはほかのところと比較して少し取組が甘いなという感じがしますので、単独でごみ処理場を今のところ持っているわけですから、市町村独自にいろんな対策ができるので、対策をしてください。

質問項目1に関わる再質問に戻りたいと思います。

5月27日に、今回の茨城県ごみ処理広域化ブロック6会議の事務局となっている龍ヶ崎地方塵芥処理組合から基礎報告書の説明がありました。

3組合統合・複合化のときには、それぞれの3組合のうち2組合ですけど、ここに議員が出ていたんですよね。そこでいろんな議論をしたりとかしていました。今回は新たにつくった組織なので議員は誰も出でていないわけですね。そうすると、これは市町村長が交渉の矢面に立つて、最終的に議会にこういうパターンで入りたい、あるいはちょっと交渉がまとまらなかつたので入らないみたいな報告をしてくるんじゃないかなだと思います。最終的には議会が決めるということになると思うんですけども、市町村長の責任というのは非常に大きいのではないかなと思います。

ごみ処理広域化に向けた基礎調査によるいろんな組合せがあって、1から14までかな、阿見町が関わるパターンは7パターン。ただ、人口5万人を超える想定だというと阿見町単独のパターンも示されていると、こういう状況なんんですけども、町として、今、現段階で、広域化

に向けた望ましい組合せについて伺いたいと思います。

どの段階まで行っているのか分からぬけども、伺いたいと思います。現段階で。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えさせていただきます。

今回の基礎調査業務において14パターン示しておりますが、具体的には4施設を1施設にする検討と、4施設を2施設にする検討を行っております。

2施設の場合には収集運搬車を分散できるほか災害や故障等の非常時対応のメリットがありますが、1施設の場合は発電効率の向上や建設費、運営費、交付金のかさ上げ等の経済性の優位性が最も高くなります。

経済性の観点から広域化に向けた望ましい組合せとしては4施設を1施設に集約することになりますが、収集運搬車が1施設に集中する課題等への対応が必要になるため、収集運搬中継施設の検討も併せて必要となると考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　それじゃ、収集運搬体制についてお伺いしたいと思います。

この表を見てもらうと、利根町、河内町は入っていないんですけど、龍ヶ崎——これは龍ヶ崎地方塵芥処理組合ですよね。可燃物の収集回数は龍ヶ崎市3回なんですよ。利根町は2回なんですね。そうすると、どうも収集については各市町村で持っているのではないかなどというふうに思いますが、今回、新たに今後、統合というか一体化でやるという場合に、収集運搬体制を各自治体が行うのか、それとも新しい広域化の組織が担うのか、これは相当大きく変わってくると思うんですけども、みんなでこの組合せでやろうと、統合化を決定するまでにこうしたことを決めていくんですか。それともそれは決めないで、統合化だけ決めてその中で、統合化を決めた後、それを決めていく、どっちですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えさせていただきます。

収集運搬を各自治体が行うのか、また、新しい広域化組織が行うかについては、今後の検討議題となります。

施設までの距離が遠くなる負担等については、7市町村の首長会議にて、収集運搬、中継施設、解体費用について各市町村が平等で不公平にならないよう合意形成が図られております。また、収集運搬や分別等について、環境省の「広域化・集約化に係る手引き」において、広域化に参加する市町村が決定されてから、その後、検討調整していく流れが示されていることから、今後、統合化に参画していく市町村が決まった後に具体的に検討していく流れになると考

えられます。

広域化に参画するかどうかの判断に必要な検討事項については、ブロック6会議や首長間での広域行政検討協議会等にて今後協議してまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 答弁書にも各市町村が平等で不公平にならないよう合意形成するんだと言っているんだけど、具体的には決まっていないんですよね。こういう大枠を決めているだけね。多数決で決めるのか、それとも多数決では決めないで、あくまでもこの組合せでやろうと決まって、それでスタートしてその中でやっていくのと、ひょっとしたら多数決で決まるかもしれないし、なかなか厳しい交渉というか、それが想定されるんですよね。

ですから、私としては、各市町村が平等で不公平にならないような合意形成を具体的にどうするのかというのを、収集運搬体制とか、中継施設の建設に関わることについてやっぱり詰めていく必要があると思います。

環境省の手引きだというと、まず決めろと。その中でいろんなことを話し合えとなっているんだけども、大体物事は大枠で決めておいて、実際にはなかなか平等で不公平にならないというような、そういうことが貫徹しないことがよくあるので、ぜひとも各市町村が平等で不公平にならない合意形成をしっかりと具体的につけていく必要があると思います。

そうすると、もう一回確認しますけども、そういうものは、今言ったような大枠な形で決めて、それでまず組合せの合意形成をやる。それから、大枠はこれで決まっているんだけども、中身——収集運搬とか中継処理施設とかそういうものについてはその後、その中で検討するという理解でいいんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君） お答えさせていただきます。

例えば、中継施設については現段階においてはまだ具体的な協議が行われているわけではありません。基礎調査業務におきましては、仮に江戸崎地方衛生土木組合を中継施設とする試算等をしておりますが、これはコンサルタントが他自治体の例を参考に算出したあくまで概算であります。中継施設において4施設を1施設に集約する場合には、収集運搬車が1施設に集中すること、施設までの距離が遠くなるケースが発生すること等を踏まえ、こういった収集回数や分別方法とともに、中継施設自体の設置を今後協議の中で検討していく必要があると考えられます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 直接持込みは阿見町では結構多いですよね。直接持込んだと今までそこでやっていたのに、どこにできるか分からなければ、多分、予想では今の龍ヶ崎地方塵芥処理組合のところ辺りにできるんじゃないかなと思うと相当遠くなるわけですね。収集運搬体制と同時に住民が持込みでそれを持っていくというときにも相当遠くなるので、そのための中継施設を造るとか造らないとかそういうことも含めて、今後交渉していってほしいなというふうに思います。

もう一度戻って、ごみ排出量に関してお伺いしたいと思います。

先ほどちょっと触れましたけども、基礎調査の数字だというと、事業系とか基礎調査の各1人平均排出量、答弁書とちょっと違うなというふうに見ていましたんですけども、いずれにしても阿見町はもう断トツに多いわけですね。大体、だって圏域全体に対して100グラムも平均からすると多いわけだから。

そうすると、これは年間30キロ以上も1人当たり多く出しているという形になるんですけど、さっき答弁書と県の市町村別のごみ排出状況を見るとちょっと違う数字が書いてあって、これはどういうふうになっているのか分かりますか。分かつたら教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。廃棄物対策課長村山幸二君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（村山幸二君） お答えさせていただきます。

基礎調査業務で出している数字のほうは、統計の数字は使っているんですけども交付金を算定するために出している数字でございまして、その統計でも1人当たりの1日の排出量というのは出ているんですけどもその数字を直接使っているわけではなくて、違う数値を使って交付金のための排出量を算定することになっていますので、そういう数字になっています。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君に申し上げます。質問時間が残り5分となっております。質問内容をまとめていただき、時間内に終了していただきますよう再質問してください。

それでは、14番海野隆君。

○14番（海野隆君） この基礎調査だというと、本当に阿見町は断トツに多くて気持ち悪いですよね。だけど、実際の県の市町村別のごみ排出量になると、この組合せでは2番目ぐらいになるのか3番目ぐらいになるのかな。ちょっと腑に落ちないので、もう一回これを基に——これはいろんなところで独り歩きするからね。ぜひもう一度精査してみてください。

最後の質問になります。

この表でも書きましたけども、阿見町以外でそれぞれプラスチック容器包装を資源物としてリサイクルしていたり、プラスチック容器包装の中に白色トレーというのかな、発泡スチロールとか、それについてはやっているということで、資源物というのは本当にペーパー、小さいビニール袋とかそういうことも含めてリサイクルのやつが入っているのは全部やるという形で

やっています。そのほか牛久市とか龍ヶ崎市とかその辺については、利根町と龍ヶ崎市は組合一緒だから白色トレーだけでやっているということで、阿見町だけね、雑ごみは非常に頑張つて袋を作つて「これと同じようにやってね」ということで町民に訴えたんだけども、ごみ箱を見ると、ビニール袋とかそういう類いのものが大半ですよね。ですから、ここに少し力を入れて取り組むと。SDGsの宣言都市ですから。ここにやっぱり取り組まないと。大変だと思うけどもぜひそういう形でやっていただきたいと思います。

多分、統合するとそういう方向になると私は思いますので、今から町民の人たちにもその癖をつけてもらうというか頑張ってもらうと、そういう方向を考えているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えさせていただきます。

当町は、確かにほかの市町村と比較しまして、白色トレーと、あとまた木くずの資源化を行つてはおりません。新たに資源化する物を増やすためには専用のヤードを建設する必要がありますが、現在の敷地内にヤードを新設するスペースがなく、新たに分別して資源化をするものを増やすことは現時点では物理的に困難な状況であります。

当町では、現施設の処理能力を維持しつつ、雑紙や食品ロス削減対策を推進してごみ減量化・資源化の取組に対する町民意識の向上を図つてまいりたいと思います。

また、当町では、環境に優しい商品の販売やごみの減量化、リサイクル活動等に積極に取り組む小売店舗をエコショップとして認定しております。現在、町内でエコショップと認定している店舗は4店舗ですが、今後、認定店舗数が増えるよう企業に協力を依頼し、店頭リサイクルボックスの利活用等を推進していくことを考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　カスマストアなんかへ行くと、もう本当に細かく分けていますよ。あれ、全部資源化にしてやっていると思うんですよ。町民はそういうものさえ与えられればきっとやりやつていくと思うんですよね。ですから、ぜひ行政からそういうのを呼びかけてやっていくような形でやっていただきたいと思います。

大体スーパーはほとんどやっていますけど、カスマストアは取り分けて細かくやっているので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わりにしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　これで14番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番栗原宜行君の一般質問を行います。

13番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

[13番栗原宜行君登壇]

○13番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。栗原宜行でございます。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回、私は、町が行う契約は適正に行われているかについて質問をいたします。

公正取引委員会は、「入札談合は、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するものであり…予算の適正な執行を阻害し、納税者である国民の利益を損ねる行為ともなります。それにもかかわらず、入札談合事件は依然として後を絶た」ないとし、また、「入札談合は…発注機関においても競争入札により事業者に創意工夫を發揮させ、より優れた商品・役務をより少ない支出で調達することができなくなり、納税者である国民にも不利益をもたら」すと、厳しい対応を取っています。さらに昨年度は、従来の工事関係ではなく、損害保険大手4社が企業や自治体などとの契約で保険料の事前調整を行うカルテルや談合を繰り返していたとして、公正取引委員会は合わせて20億円余りの課徴金の納付を命じた事例が発生しております。

このような状況の中、阿見町の契約は適正に行われているのかについて、以下の点について質問をいたします。

- 1、契約数の推移と契約手続における不正や不適切な事例はあるか。
 - 2、町が締結する契約の入札手續はどのように行われているか。
 - 3、契約における基本方針は何か。また、公平性・透明性を確保するための具体的な取組はどうようにしているか。
 - 4、指名競争入札と一般競争入札の使い分けの基準はどのようにしているか。
 - 5、入札制度の現状の課題は何か。また、その改善に向けた取組はどのようにしているか。
 - 6、入札不調や入札不落時の対応は方針どおりできているか。（仮称）子育て総合センター建設工事を事例に。
 - 7、緊急時の随意契約は方針どおりできているか。東京医大西交差点付近の農業用水送水管改修工事を事例に。
- 以上よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　栗原議員の、町が行う契約は適正に行われているかについての質問にお答えいたします。

1点目の、契約数の推移と契約手続における不正や不適切な事例はあるかについてであります。

過去5年間の町が行った契約数の推移につきましては、決算審査資料を基に令和元年度と令和5年度を比較したところ148件増加しており、契約件数は年々増加傾向にあります。

契約手続については、関係法令及び規定に基づき、適正に実施しております。また、これまでのところ、契約手続において不正または不適切な行為が行われた事例は確認されておりません。

2点目の、町が締結する契約の入札手続はどのように行われているかについてであります。

契約の入札手続については、発注担当課の主な業務として、予算化、発注条件の整理、契約後の施工管理等になります。

管財課では、入札の公告・公示から入札書の開札、契約締結までの入札契約事務の執行を行い、必要に応じて個別の相談や支援を行い、適正かつ円滑な入札契約事務が行われるよう努めております。

3点目の、契約における基本方針は何か、また、公平性、透明性を確保するための具体的な取組はどのようにしているかについてであります。

入札における基本方針は、透明性、公正性、公平性、競争性の一層の向上と不正行為等の排除、適正な施工の確保、公共事業発注に対する町民の信頼確保及び財源の有効かつ効率的な使用などになります。

具体的な取組といったしましては、契約事務を担当する職員を対象とした事務説明会を実施し、適正かつ円滑な入札契約事務が行われるよう努めております。

4点目の、指名競争入札と一般競争入札の使い分けの基準はどのようにしているかについてであります。

一般的には、案件の規模や業務の性質、緊急性、技術的要件などを考慮して、指名競争入札と一般競争入札を使い分けています。透明性や競争性の確保が求められる場合には一般競争入札を、専門性や迅速性が重視される場合には指名競争入札が採用される傾向にあります。

当町の基準といったしましては、一般競争入札で実施する要件は、予定価格が2,000万円以上の建設工事となっており、指名競争入札で実施する案件は、予定価格130万円以上2,000万円未

満の建設工事及び50万円以上の設計業務等が実施要件となっております。

5点目の、入札制度の現状の課題及びその改善に向けた取組についてであります。

当町ではこれまで入札の4要件である透明性、公正性、公平性、競争性を高めるために、電子入札の導入や職員への官製談合防止研修などを行ってまいりました。

さらに、官製談合を防止する観点から、昨年度入札制度の一部改正を行いました。具体的には一般競争入札・指名競争入札予定価格の公表を、建設工事においては130万円以上2,000万円未満から130万円以上5,000万円未満に拡大し、設計業務においては新たに50万円以上500万円未満を予定価格事前公表とすることで、入札事務の透明性・公正性を確保しております。

6点目の、入札不調や入札不落時の対応は方針どおりできているかについてであります。

入札不調時等の対応としては、基本的には再入札を行うこととしております。入札者がいない、価格が合わないなど、入札の結果が確定していない状況が起こってしまった場合は、速やかに原因分析を実施し、関係部署と連携の上、再入札の可否や見直し案の検討を行っております。また、入札条件の見直しや必要に応じた仕様変更などの措置を講じることにより、改めて入札を行うこととし、（仮称）子育て支援総合センター建設工事においても同様の対応といたしました。

7点目の、緊急時の随意契約は方針どおりできているかについてであります。

緊急時の随意契約は、災害発生、事故、設備故障など速やかな対応が必要な事態により入札の時間が設けられない場合に、特定の業者と契約を締結するものであります。

緊急性の高い工事において、被害の最小化や原状復旧のため迅速な対応が必要な場合に適用しており、東京医大西交差点付近の農業用水管漏水補修工事においても同様の対応といたしました。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。年々契約数が増えていく中でも談合とか不適切な対応はなかったということで、安心をいたしました。

それでは、具体的な事例を今回2つ出しましたので、それに沿って内容のほうを確認させていただきます。

まず、6番目のほうの入札不調ですよね。今回、入札不調か入札不落という形で出しておりますけれども、今回、入札不調ということでよろしいんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） 入札の不調ということで間違いないです。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） そうすると、入札不調ということは、全然応札がなかったと、誰も札を入れなかつたということですよね。ですよね。入札不調は。ですよね。そういうことでよろしいんですよね。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） 応札につきましてはありましたけども、落ちていないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） すいません。今、黒岩部長のほうのあれでしたけど、これは保健福祉部さん、担当のほうが答えなくとも大丈夫ですか。部長のところで大丈夫なんですか。そうですか。すいませんね。

そうすると、増額理由のところの説明で資料がありましたけども、ZEB対応したからというふうな増額理由になっているんですよね。説明が。このZEB対応というのは当初の設計に組み込まれていたのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

当初の設計に組み込まれておりました。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） そうすると、頂いた追加資料のところの増減理由について、建具のところと空調換気のところでZEB対応——省エネ対応製品を踏まえた仕様制限のため、設計価格を実勢価格への見直しを行ったということですね。もともと設計価格だったからそれを実勢に変えたということで、もともと入っていたんだよということですね。それで間違いかりませんか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） そうすると、入札不調で誰も入れなかつたよという話になったときに、対応策とすると、今回みたいに増額をして実施する、計画自体を中止する、それと計画内

容を見直しとか変更して実施するというふうに3つが考えられるわけですけども、なぜ大幅な増額による対応策を選んだのか、それについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君）　お答えいたします。

前回の臨時議会でも回答させていただいたかと思うんですけども、今回、こちらの建築に当たりまして、国の大きな補助金を頂くことになっております。そちらの決定をもう既にいただいていたものですから、内容を大きく変更ということはできないということがまずございました。

ですので、まずはその補助金の要件に外れないように、外せる部分がどこなのか、削減できる部分がどこなのかという検討をまずいたしまして、その上で、やはり材料代ですとか人件費、上がってしまった部分を見直しをかけて、今回この金額でということになってしまったということあります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　これはもともと令和7年度の当初予算に入っていたやつですよね。もともとは、3月に国からの分があったから補正で上げたんですよね。補正の金額も当初予算と全く一緒なんですよ。全く一緒ですよね。だけど、そのときの答弁は、令和7年度の新年度の予算については認めていただいたけど、だけどそれは取り崩しますよ、だからこちらの部分でやりますということでしたよね。

私が分からるのは、当初のときには予算内示があったりとかいろいろあって御案内いただくわけですよね。でも、3月のときに、もう国からの交付金が分かった段階で、なぜ同じように、見直さないで出してきたかということなんですよ。分かりますかね。

例えば、これが令和5年ぐらいからずっと始まっていて、例えば、学校区児童館が閉鎖して二区児童館に移りますよというところから始まり、そこに新しいものを造りますというようなことが、正式ではないけど言われていたわけですよね。そもそもあそこにできるんだなと思っていたらあっちになっちゃったというわけですよ。でも、今回、当初予算のところで計画して設計したのとは違っていた。だから、実勢価格を見たら大幅な約2億円ぐらいのものが上乗せになっちゃいましたよということなんですよ。

でも、国からの部分の申請をして、国からもらってオーケーだよと言った内容がこんなに2億円も違っていていいのかと思っちゃうんですよね。

この時間軸からすると、3月の補正を上げて、4月の2日に入札して駄目だった。5月の上

旬に再入札したら通ったよと。これはもともと設計に入ってなかつたんだと。ZEBを取る予定がなかつたから。だから新たにZEB対応が交付要件だというならそれはそうだよねとなりますけど、もともと設計に入っていて、申請も交付要件になつてゐるのかどうかをね、そうすると、今の部分の3月、この時間軸でいくと何も見直さなかつたのかということが疑問になるんですけど、その辺はどうされたんですかね。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

当初予算では、補助金の関係もありまして予算を上げました。

3月の補正予算なんですけれども、3月で単価が変わりました。人件費とか材料費の高騰によって、新たに今回6月の補正で上げさせていただきました。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　ほかの見直しが、例えば、2か月、3月にやつたよということなんですね。3月になって直近のものが分かつたよということですね。

でも、見直しは2か月に一遍見直すんでしょう。違うんですかね。毎年毎年、1年に1回なんですかね。1年に1回だから当初のときには分からなかつたけど、3月の補正のときにはぎりぎり間にあつたということなんですかね。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

人件費については3月、補助金の関係がありましたので、その時点の設計金額で出しています。その後に3月の人件費の改正がありましたので、今回の入札では増額という形でやらせていただきました。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　そこで、もうお答えできないと言われたことですけども、頂いた資料の中で、建築が約35%上がつたよということですね。労務の部分については6%——これには5%と書いていますけど、これは臨時会では6%というお答えでした。こんなに金額が違うんですよ。そこを教えてくれと言ってもそれは言えないということだったんで、何で35%も上がつているところを何も見直さずに上げてきたんだということなんですね。

そのときに、例えば、建設検討委員会ではどういう協議、話し合いがされたのか。入札不調になつたときにどうなつたのかというのは、そこも会自体がないんですかね。どうなんですかね。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

こちらの建築単価なんですけれども、関係各課と設計業者等と打合せをしながら見直しをいたしました。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） そこで元の話に戻るわけですよね。入札不調のときにはどうするんだということがあるわけですよ。どうしなさいというのが個々の部分で判断するわけですね。今回は増額だけども、7億円だったのが9億円ぐらいになっちゃったけれども、増額だけやるとなつたわけですよ。でも、やらないという選択もあるわけですよ。さっきの御答弁にも入っていましたけど、やらないという答弁もあったんだけど、だけど今回やるよとなつたわけだね。

そもそも建設検討委員会でつくばみらい市と、それから鹿嶋市に行ったわけですよね。そのときも4億8,400万円。今年の3月にできた本郷地区の放課後児童クラブも4億五、六千万円ですよね。それは今年の2月までの工期で、3月に内覧会があって、翌週にもう運用を開始しているわけですよ。今は、放課後児童クラブは教育委員会さんの所管になっていますけど、所管替えのときに最後の仕事だということで、保健福祉部さんが最後の仕掛け業務としてやっているんですよね。本郷は。ですよね。それなのに、同じやつが3月にできているのに、その部分というのは全然活かされずに、鹿嶋市の部分も活かされずに、何で7億9,000万円の高額な、しかも不調になつたらさらに2億円多い額の工事をするという話になつたんですか。

それは今言ったように、補助金が下りたからとなりますよね。でも、補助金は、例えば、設定を変えてまでもやれないものなのか。つまり、4億5,000万円でできる放課後児童クラブと、何で9億5,000万円もかかる子育て支援総合センターにしなきゃいけない理由というのは補助金だけなんですか。それを止めるという人は、つまり異論はなかつたのか。

つまり、建設検討委員会は、さっき言ったようにあるかどうか分かりませんけれども、協議をした結果、3つの選択の中からこれはやめようよとか、これは仕様変更しようよとかいう意見はなかつたんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

補助金の活用を最大限にしたいと思いまして、設計変更等も考えましたけれども、この施設の建設を取りやめようという答えはありませんでした。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） そこでなんですよ。そこで、何で鹿嶋市に見に行って、本郷が4億円でできたのに、国の補助をもらうために5億円の予算で造ろうとしたのかということなんですよ。これはなぜですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

まず、鹿嶋市なんですけれども、そちらの施設は太陽光パネル、こちらはZEB対応ではありません。建物自体、省エネの仕様となっていないので、また、大規模な室内遊具等も鹿嶋市の施設には設置していません。

阿見町の施設ではそういった遊具を設置したいということで今回の設計になっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） どうしてもこだわりで屋内遊具を作りたいという御答弁もありましたけど、この前の臨時会のときに、アンケート調査からだということですよね。だけど、令和6年の2月に頂いた資料の説明の中には、アンケート調査が3つありますけど大型遊具というだけの話で、らせん階段2周を回るようなアクティブのところはないんですよ。もう子供たちがいるゾーンが3つあって、2つのほうはもうできているというか、普通になっているわけですよ。ここのようにアクティブでらせん階段2周するようなものを何でここに入れるのか。それはアンケートだからと言ってもアンケートの中に入っていないんですけど。これはどこに入っていたんですかね、じゃあ。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君） お答えいたします。

そうですね。住民からのアンケートでやっぱり大きな遊具、子供が体を使って思い切り遊べるような、家では設置できないような遊具が欲しいということで視察に行ったわけですけれども、山形県のほうにこの遊具を見に行きました、とてもいいということで、ほかにも採用事例が公共施設のほうででも全国で30件程度、こちらの遊具が選定されているということもありますし、こちらを選定したということでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） そうすると、説明の資料にはそういったことは記載されていないんだけど、でも、そういうのを聞いたからそれはやりましたよということですね。

じゃあ、さっき言った阿見町の本郷も4億円台、鹿嶋市も4億円台、何が違うんですかとい

ったら遊具だと。じゃあ、遊具が5億円もかかっちゃうんですかということなんですよ。そうじゃないですよね。だから、その内容は何ですかと聞いているんですよね。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

鹿嶋市に比べて労務単価、また、材料単価のほうも今年度のほうが上がっていますので、その影響かと思われます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　臨時会でも全員協議会でも、私、言いましたけど、鹿嶋市のところは約1,000平米なんですよ。もともと今回計画で出てきたものというのは、整備計画の中の想定される必要諸室という中で、想定面積と御案内ありますよね。子ども支援センターの地域交流部門で560平米と書いているわけですよ。共有部分だとか施設管理の部分を合わせていくと1,000平米なんですよ。だから、その絡みで鹿嶋市に行ったのかなと私は思ったんですよ。でも、いつの間にか1,341平米になっちゃったんですよね、これね。どこがどう増えたのかということなんですよ。

本来でいけば4億8,000万円でできたものをわざわざやった。それは申請した国からの部分が交付されて、それに引っ張られて今回の部分にしたんだと言うんであれば、これは本末転倒じゃないですか。何を見てきてどういうものが阿見町にとっていいのかということが全然設計の段階から活かされていない。

つまり、今回どういうふうな形で手順をしたのかといったら、コンサルタントか何かにお願いをして、こういう規模のこういう金額でつくってくれと言ったら3つぐらい出てきたからそこからチョイスしたことですね。じゃあ、どれだけ町が関与して5億円で収めてくれだとかいう話はなかったのかと、そこが不調の原因じゃないかと思うから、今回、不調になったときにはどういうふうに対応しなきゃいけないかというのを聞いているわけですよ。

だから、そもそも5億円ができるものを何で。それは今言ったような形であれば、その考え方違いますよね。しかも、業者さんのコンサルタントに頼んだときに、3つの部分で5億円のところでつくってくれというふうに関与していかなければ、そういう話にはならないですよ。

子供たちのスペースですよね。話をちょっと変えますけども、子育て支援総合センターを編成する場合、幼児だとか児童1人当たりのスペースの基準というのは何平米として考えているんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君） お答えいたします。

お子さんたちが遊ぶアクティブスペース付近の合計で約400平米となっております。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） いや、何平米じゃなくて、1人当たりのスペースの基準はどうなっているんですかと/orてるんですよ。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます……13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ちょっと時間がもったいないので。

これはゼロ歳だと3.3平米ですよね。2歳以上だったら1.98平米ですよ。だから、ゼロ歳だと畳2畳分ぐらいのものが必要だ。だから私も御案内いただいた想定される必要諸室の中の子どもたち、さっき御案内した560平米がもともと造りたいと言ったやつが160人ぐらいを想定しているという話でしたよね。ちょうどだから3.3平米で合うんですよ。だから、ちゃんと考えていただいているんだなと思ったんですよ。そしたら増えちゃったということですよ。

何で当初1,000平米でいいと言って、それは合致する内容なのに増やしたのかというのが分からない。ですよね。それも大きくなつていった部分でチェックが甘いんじゃないかということなんですね。

それと、あと、なぜ4億円台と今回の9億円になるかといったら、大きな違いは鉄骨ですよ。鉄骨を使うか木造かですよ。木造でZEB化はできるかどうか伺います。

○議長（野口雅弘君） 修正がありますので、ちょっとお待ちください。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君） 申し訳ございません。先ほどの不調・不落についてでございますけども、入札者がおりましたので不落ということになりますので訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（野口雅弘君） それで、ただいまの質問に対する答弁を求めます。おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君） お答えいたします。

木造でZEB化が可能かという御質問なんですかけども、今、ちょっと手持ちの資料ではお答えができません。

すみません。お待たせしました。可能ではあるんですけども、よりコストがかかるということになります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） これは、環境省も国交省もホームページを見ていただければ分かるんですけど、木造建築のZEB化はゼロZEBもできるんですよ。その事例なんかも、もう実

際にいっぱいあるんです。岐阜県の山県市だとか、福島県の須賀川土木事務所だとか、松野町だとか、埼玉県の小鹿野町だとか、あと長野県の中川村の警察署。長野県なんて11棟あるんですよ。警察のところで。九州電力の薩摩川内市の複合施設も木造2階建てでやっているんですよ。やれているんですよ。だから、ZEB化、ZEB化と言うんだったら、もっと低コストでできたんですよ。だって、この金額見たら高コストじゃないですよ。全然。そういうところも含めて全然見直しをされていなかったんだなと言わざるを得ないんですよ。

だから、今回、不調じゃないということになりましたね。だから不落なんですよね。不落だから合わなかつたから合わせる。不落だったら業者さんが、入れたところが、何で合わなかつたといつたら落とすんですよ。本郷地区の児童クラブも不落で、業者さんがもう一回見直して、2回目入れたら落ちたんですよ。でも、今回は上げたんですよ。わざわざ。これは入札不調なのか不落なのかどういうことなのか。

しかも、これは1回議会の承認を得て通った案件なので、それに向けて、それをオーバーしないようにするということが町民に対する責任だと思うんですよね。

あんまりこれ、時間になっちゃうとまずいのでこれぐらいにしますけども、もっともっとやれることがいっぱいあったと。これはもう当然、臨時会でオーケーになりましたから、工事も始まっていますので、今後の部分として、不落・不調の場合はどうしなきゃいけないのかというのをもっともっと庁内で審議をしていただきたいというふうに思っています。

それから、あと7番目のところなんですけども、今回、一者特命で緊急時の特命随意契約についてを7番目で伺いました。

今回、事前調査工事業務で一者特命随意契約になった理由についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

今回の農業用配水管につきましては当町の所有となっておりますが、管理につきましては阿見土地改良組合が行っているものでございます。そのため、漏水が発生した当初、管理者である阿見土地改良組合が組合の負担によって地元の建設会社へ緊急工事を依頼したところでございます。

本来であればその後の修繕費用についても組合が負担し実施すべきものでしたが、修繕工事が高額になること、また、修繕工事を行わなかつた場合、当該組合だけではなく、当該施設からの水を水源とする桂川流域の3区——鈴木、若栗、吉原の広範囲の水田に影響が及ぶことなど総合的に判断し、組合で負担できない部分を町で負担することといたしました。

こうした理由において、当町において本格復旧工事を行うこととなりましたが、事前調査業務につきましては令和7年度の田植までに工事を完了させる緊急性の必要があつたことから、

初期対応を行った地元建設会社に依頼することで安全かつ円滑に業務を履行できると判断し、一者特命の随意契約を行いました。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） これは緊急性があるからということで、随意契約の部分の事例ですね。

そのときに、前にもお話ししましたけど、事前調査の場合に、専門である茨城県土地改良事業団体連合会に大体大きいところは依頼しているんですよね。それをなぜしなかったのかについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

今回の漏水当初の初期対応といたしまして、阿見土地改良組合が地元の建設会社に緊急工事を依頼しておりました。そのため、当該事業者が現場の状況に精通していると判断したため、組合が当初依頼しました地元の建設業者に依頼したものでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それと、あと、空気弁が設置されているわけですけども、当初、空気弁については御案内が明快にはなかったと思うんですけども、空気弁を設置した理由についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

今回の修繕工事に当たりまして、既存の用水管は直線的に埋設されていたんですけども、清明川の暗渠管が同じ場所に埋設されているということが分かりまして、用水管が上をまたぐL字型の形状に埋設することになりました。

これによって通水時に空気だまりの発生が懸念されるということで、空気弁のほうを新たに設置するということになりました。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

1問目のほうの部分についてはこれで質問を終わりますけれども、今回、緊急時の随意契約、それから入札不調・不落のときの対応について伺いました。

緊急時だということで、ちゃんと考えられないときも誰しもあると思うんですよね。ただ、

やっぱりそういうときこそ一旦立ち止まって状況を確認する、それが町民の本当にためになるのか、あと、法令違反とかそういうおそれがないかどうか、そういうことを検証しながら事業のほうを進めていただきたいと思います。

1問目のほう、これで終わります。

○議長（野口雅弘君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前1時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

2問目は、町の補助行政は公平に適切に行われているかについてお伺いをいたします。

自治体からの補助金等は行政の政策目的を効果的かつ効率的に実現する有効な手段ですが、行政が直接執行する事業と比較して自由度が高く、一旦新設されるとその費用対効果が十分検証されないまま継続実施され、長期化や固定化するといった課題も指摘されています。

また、補助金等の財源は町民からの税金であることから、目的、内容及び費用対効果について町民へ説明責任を果たすとともに、社会経済情勢や町民ニーズに即したものであるかどうか常に検証しながら適正化に努める必要があることは異論のないところでございます。

そこで、町の補助行政について、現状や取組について以下の点について質問いたします。

- 1、負担金・補助金・交付金の分類と違いはどのようにになっているか。
- 2、補助金等の交付に関するガイドラインや基準はどのようにになっているか。
- 3、補助金等の配分における公平性の確保はどのようにしているか。
- 4、公益性の高い社会福祉協議会や商工会、観光協会や実行委員会などの団体や組織に対する補助金はどのようにになっているか。
- 5、補助金等の総額抑制策はどのように講じているか。
- 6、交付団体が解散した場合の補助金の返還はどのように規定されているか。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 町の補助行政は公平に適切に行われているかについての質問にお答えいたします。

1点目の、負担金・補助金・交付金の分類と違いはどのようにになっているかについてであり

ます。

一般的な予算の考え方では、負担金は法令または契約等によって町が負担することになるもの、補助金は特定の事業等を育成するために町が公益上必要であると認めた場合に支出するもの、交付金は条例、規則等により、団体等に対して町の事務を委託している場合に事務処理の報償として支出するものとされています。

2点目の、補助金等の交付に関するガイドラインや基準はどのようにになっているかについてであります。

阿見町補助金等交付規則に基づき、阿見町補助金等交付要項または個別の補助金交付要綱等で定めております。以前は阿見町補助金等交付要項に従って交付されていたものも多くありました。現在は個別の要綱等を定めるようにしており、ほとんどが個別の要綱等に従い補助金を交付しております。

3点目の、補助金等の配分における公平性の確保はどのようにしているかについてであります。

補助金制度を新たに導入または変更する際は、原則、補助金等適正化委員会に諮り、当該補助金が適正であるかどうかを審議しております。個々の補助金の金額は補助金交付要綱によって決まるものと、3か年実施計画や予算のヒアリングを通して決まるものがありますが、補助金等適正化委員会の審議により公平性を確保しております。

4点目の、公益性の高い社会福祉協議会や商工会、観光協会や実行委員会などの組織に対する補助はどのようにになっているかについてであります。

社会福祉協議会などの団体に対する補助金は、個別の要綱に対象事業を定めており、その交付金額については、毎年度、3か年実施計画や予算のヒアリングを通して決定しております。

5点目の、補助金等の総額抑制策はどのように講じているかについてであります。

補助金等の総額の上限については特に決めてはございません。個々の補助金ごとにヒアリングを通して金額を決定しております。

6点目の、交付団体が解散した場合の補助金の返還はどのように規定されているかについてであります。

補助金は補助対象事業の実施に対して交付するものであるため、解散することにより残金が出ることは想定しておりませんが、予定の補助対象事業が実施されなかつたことなどにより補助金の使い道がなくなった場合には、当然、返還いただくことになります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。補助金についても適正に進められて

いるということがよく分かりました。その中で、ヒアリングを通して決定をしていき、補助金等適正化委員会等で審議をして公平性を確保しているということでしたので、安心します。

それでは質問させていただきますが、まず、各団体が、今まででは一律のものがあったけれど、今は各個別の要綱を定めているよということですけれども、その検証ですね。各団体への補助金は個別の要綱をどのように定めているかについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君）　お答えいたします。

補助金について、どういう内容でどういう整理にしていくかというような内容を、その個別の補助金について定めているということでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　すいません。では、まず、4番の点で個別にお伺いいたします。4番です。

同じ質問なんんですけど、4番で、公益性の高いものということで聞くと、今、書いてありますけども、社会福祉協議会さんだと商工会さんだと観光協会さんだと——観光協会さんの場合も前と新があるわけですけど、あと、実行委員会に対するものについて個別の要綱が定められているのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

社会福祉協議会への補助金につきましては個別の要綱を定めており、その要綱に基づき補助金を交付しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　続きまして、産業建設部が所管している商工会、あみ観光協会、まい・あみ・まつり実行委員会についてお答えさせていただきます。

こちらの3団体につきましては、いずれの団体も個別に、団体等に対する補助金につきまして個別の要綱を定めて、その要綱に基づき補助金のほうを交付しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

一応例規集等で後追いをしてみたんですけども、一応各個別要綱で定めているということなんですが、見てみると、例えば、商工会さんなんかの場合は限度額1,000万円だというふう

に明記されているものもあれば、予算の範囲だよというふうに明記されているものがあるんですけども、あとはちょっと確認できなかつたので、個別の要綱に補助金の限度額が明記されているものなのかどうかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

社会福祉協議会への補助金の限度額につきましては予算の範囲内と定めております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

阿見町商工会に対する補助金につきましては、議員から御紹介いただいたとおり、1,000万円を限度額としております。そのほかあみ観光協会及びまい・あみ・まつり事業の補助金の交付要綱では特に金額を定めているわけではなくて、予算の範囲内ということで定めております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　そうすると、今、限度額を定めているものと予算の範囲内ということですね。予算の範囲内ということは、ヒアリングをして年度ごとに変わるということですね。そういう形と限度額を決めたのがあると。

そうすると、この限度額を決めているものと予算の範囲内でというこの基準ですよね。どういうふうに分けているのか、それについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

社会福祉協議会への補助金につきましては、社会福祉協議会が実施する法人運営事業及び地域福祉事業における人員体制及び各事業への取組状況について協議検討を行い、事業費等を積算し、予算に計上を行っております。

また、事業に携わる社会福祉協議会の人事費につきましても、職員の異動や昇格等により変動することから予算の範囲内としております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

こちらの商工会、観光協会、まい・あみ・まつりの事業費の補助金につきましては、年度により補助交付額が変わらるかどうかで分かれています。

商工会につきましては、要綱制定当時から一定額1,000万円という形で補助をさせていただ

いておりまして、それを上限額ということで引き続き補助をさせていただいているという状況でございます。

一方、あみ観光協会とまい・あみ・まつり実行委員会の補助限度額につきましては、年度により実施する内容、事業内容及び事業費が変わるために、予算の調整の中で調整させていただいて、予算額の範囲内という形にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 負補交とよく言われるやつですね。負担金・補助金・交付金ですね。

それ以外に、例えば、その組織に対して業務委託料等で発生した支援——業務委託の場合は支援と言わないんですけども、総額かけているものもあるわけですよね。その場合、各団体は業務委託料の部分についてはどうな状況になっているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

業務委託等での各団体への支援につきましては、委託という性質上、業務委託等で支援を行う目的ではなく、本来行政が担当する事業を行政にはない優れた特性を持つ第三者に契約をもって行われるものです。委託の実施主体はあくまでも行政となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

まず、商工会につきましては、地方創生臨時交付金等の財源があった年度はプレミアム付商品券事業など業務委託で実施したことはございますが、基本的には補助金のみという形になっております。

あみ観光協会につきましては、昨年度までは補助金の交付のみでしたが、今年度からは法人化に伴い町の観光PR推進事業と業務委託を一部交付する形になっております。ほか、まい・あみ・まつり実行委員会につきましては補助金の交付のみという形になっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君に申し上げます。質問時間が残り5分となっております。質問内容をまとめていただき、時間内に終了していただくよう再質問してください。

それでは、13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 最後の質問になります。

今、業務委託料のことを伺いましたけれども、業務委託等でやる場合の基準についてどのようにになっているかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） 保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君） お答えいたします。

町が本来実施するべき事業かどうかで分かれております。委託事業は、町としまして実施が必要な事業を町行政運営の効率性を高めるために団体等へ委託するものでございます。一方で、補助事業は、補助対象者となる団体等が主体的に実施する公益性が高い補助対象事業に対して補助金を交付するものでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君） お答えさせていただきます。

産業建設部のほうも同様の回答となりますが、補助事業につきましては、補助対象者の団体のほうの実施する公益性の高い事業に対して補助を行っております。一方で、委託事業につきましては、町として実施する必要がある事業を行政運営の効率性を高めるため団体に委託をして実施をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。補助金の行政についても公平性が保たれていて運用されているよということが分かりました。

個々の部分で、今、4団体の分について伺いましたけれども、それぞれ例えば交付金として出しているものもあれば補助金を出しているものがあると。その補助金については限度額を設けていて、内々で、その団体が本来すべきものと町が支援するものというふうに分けながらやっているところもあると。その運用の仕方はそれぞれ正しいんですけども、横並びで見たときにそれが本当に公平に運用されているかという部分が、若干ですけども、これからまた改善してほしいなという部分も見えました。

団体間で不公平が生じないように適切な支援がされるよう、町全体としてルール等の見直しを要望いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで13番栗原宜行君の質問を終わります。

次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

[18番細田正幸君登壇]

○18番（細田正幸君） 私は、道の駅予定跡地の利用について一般質問を行います。

国道125号バイパス道の駅予定地——追原地内ですけれども、現在、予定地で何も利用されなくそのままになっております。島津梅林の近くで、道の駅予定地はその入り口になっており

ますので、跡地を梅林にして島津梅林の誘導梅林として一体的に開発したらどうかというふうに思います。

答弁をよろしくお願ひをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）　細田議員の、道の駅予定跡地の利用についての質問にお答えいたします。

追原町有地につきましては、道の駅整備事業検証委員会からの答申結果を踏まえ、様々な観点から熟議を重ねた結果、令和3年7月の庁議において、道の駅整備事業を中止する決定をいたしました。

令和4年度は利活用のため、都市計画における県協議や調査等、諸条件の整理を行い、令和5年度に庁内で跡地利用検討委員会を立ち上げ、検討を進めてまいりました。

当該地は市街化調整区域であり、湧き水や地形上の高低差が大きいなど課題がありますが、今後はサウンディング調査を行う方針となっております。

また、令和6年度には温水プール整備事業における候補地の1つとして比較検討を行いましたが、造成費等の整備コストが多額となることから、最終的にはプール予定地としての選定には至りませんでした。

島津梅林につきましては、耕作放棄地の再生と地域農業の活性化を目的に平成25年に設立された法人が運営しております、現在は約3ヘクタールの圃場にてもぎ取り体験のほか、梅酒「華梅」の原料や加工品の販売などの6次産業にも積極的に取り組んでいる状況です。

追原町有地につきましては、跡地利用検討委員会の方針に基づき、引き続き調査検討を進めています。

また、議員御提案の梅林として開発することにつきましては、今後恒久的な土地利用になることから、開発する考えはございません。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君）　道の駅予定地の問題について再質問をいたします。

1つ目に、道の駅の予定地の面積と買収価格は幾らだったのか、買収から何年経過しているのかお伺いいたします。

2つ目、道の駅予定地は……。

○議長（野口雅弘君）　すいません、1つずつでお願いします、質問は。

○18番（細田正幸君）　そうなの。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

取得面積は2万3,201平方メートル、50筆ほどありまして、取得額が1億5,766万8,455円となります。時期は平成29年度の購入ということになります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君）　今、答弁してもらった面積としては2万3,000平方メートルあると。昔の面積で言えば2町3反になるわけですけれども、その当時の買収価格、現在の地価からすれば恐らく3倍ぐらいの値段、1億5,000万円となっているんじゃないかなというふうに思います。

今、町長の答弁では梅林としてやるつもりはありませんということですけれども、どういう理由なのか改めてお聞きしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

町長答弁の中にもありましたけれども、跡地利用検討委員会の中で検討を進めてきた中で、サウンディング調査を行うというようなことで計画をしておりますので、それを行うということでおります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君）　そうすると、サウンディング調査で具体的にやるということですけれども、その中には、当然、私は提案しているわけですから梅林ということにも該当すると思うんですが、今の答弁では町長はやるつもりをありませんということで断言しておりますけども、サウンディング調査との関連でも整合性が私は取れないんじゃないかなと思うんですが、そんなふうに断定していいものなんでしょうかね。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

サウンディング調査のほうをまず実施をいたしまして、市場の動向などを調査した上で、具体的な跡地利用のほうを検討していくということで考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君）　さきの町長のやりませんというやつとそのサウンディング調査は、何かするというやつではいろんな方法があると思うんで、町長の答弁はおかしいんじゃないかな

など私は聞いていて感じましたけど、その点はどうなんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君）　お答えいたします。

サウンディング調査をかけて、企業さんなどから幅広く意見を聞いてということでございます。町民の皆様の納得が得られるような、町益につながるような土地利用を大きな意味で考えていかなければならぬと思っております。

サウンディング調査を実施し、分析してということで現在考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君）　町長の今の言葉は置いておきまして、2点目、再質問いたします。

道の駅予定地は国道125号バイパスから見て南側が高地になっております。梅林にすればスロープをそのまま利用できるので維持管理は草刈りだけで済みます。また、現在のスロープの土を移動する必要はなく、最低の開発費で済むのではないかと思います。

また、下の平らな部分は湧水があるということですが、湧水については暗渠排水をすれば解決するのではないかというふうに思います。

答弁を求めます。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君）　お答えいたします。

梅林にする、しないという話以前に地形的な課題というのはございます。

繰り返しになりますが、先ほど町長公室長のほうからも答弁ありましたように、1億5,700万円という取得をしておりますので、町民の皆様の納得が得られるような、町益につながるような土地利用というのを考えなければなりませんので、繰り返しになりますが、サウンディング調査をして、幅広く民間事業者、可能性などを探ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君）　サウンディング調査を行うということですけれども、あの道の駅、計画してから大分たっておりますので、このサウンディング調査の結論というのはいつ出るんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君）　お答えいたします。

まず今年度は、これは跡地利用といつても、実は国民体育大会の跡地等についても今後考えいかなければならないという課題がございます。今年度、まず国民体育大会跡地につきまし

てサウンディング調査を先行して実施したいと考えております。

追原町有地につきましては令和8年度の調査を予定しておりますので、最終的な調査結果が出るのは令和8年度以降というふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今、令和7年度ですから、令和8年度に調査すると。結論が出るのはまた先へ行くと思いますが、なるべく早く結論を出して、せっかく1億5,000万円も出して土地を買って、2万3,000平方メートルといってかなりの面積なので、町民のためになる結論を出してもらいたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（野口雅弘君） これで18番細田正幸君の質問を終わります。

休会の件

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月7日から6月16日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時31分散会

第 5 号

[6 月 17 日]

令和7年第2回阿見町議会定例会会議録（第5号）

令和7年6月17日（第5日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘 君
2番	筧 田 聰 君
3番	前 田 一 輝 君
4番	小 川 秀 和 君
5番	紙 井 和 美 君
6番	武 井 浩 君
7番	武 藤 次 男 君
8番	佐々木 芳 江 君
9番	落 合 剛 君
10番	栗 田 敏 昌 君
11番	石 引 大 介 君
12番	高 野 好 央 君
13番	栗 原 宜 行 君
14番	海 野 隆 君
15番	久保谷 充 君
16番	久保谷 実 君
17番	吉 田 憲 市 君
18番	細 田 正 幸 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葦 繁 君
副 町 長	服 部 隆 全 君
教 育 長	宮 崎 智 彦 君
町 長 公 室 長	小 倉 貴 一 君

総務部長	黒岩孝君
町民生活部長	齋藤明君
保健福祉部長	戸井厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
管財課長	渡邊修宏君
税務課長	菅谷隆宏君
防災危機管理課長	安室公一君
道路課長	大徳一徳君
上下水道課長	田崎和徳君
学校教育課長	飯塚洋一君
生涯学習課長	大橋雅道君
次長兼 予科練平和記念館長	山崎貴之君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	糸賀正芳
書記	加藤佳子

令和7年第2回阿見町議会定例会

議事日程第5号

令和7年6月17日 午前10時開議

日程第1	諸般の報告
日程第2	議案第66号 阿見町下水道条例の一部改正について
	議案第67号 阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第3	議案第68号 令和7年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
	議案第69号 令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第70号 令和7年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第71号 令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議案第72号 令和7年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第73号 令和7年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第4	議案第74号 総合運動公園B球場照明灯改修工事請負契約について
	議案第75号 予科練平和記念館屋上防水・外壁改修工事請負契約について
	議案第76号 君原小学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について
	議案第77号 朝日中学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について
	議案第78号 本郷小学校校舎増築工事請負契約について
日程第5	議案第79号 牛久市公共下水道への区域外流入について
日程第6	議案第80号 損害賠償の額を定めることについて
日程第7	議案第85号 財産の取得について（消防団第8分団消防ポンプ自動車購入）
日程第8	議案第86号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第87号 令和7年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
日程第10	議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

諸般の報告

○議長（野口雅弘君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今定例会開会後に、町長提出議案第86号及び議案第87号の提出がありました。よって、今定例会に提出された案件は、町長提出議案第66号から議案第87号まで、以上22件あります。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第66号 阿見町下水道条例の一部改正について

議案第67号 阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、議案第66号、阿見町下水道条例の一部改正について、議案第67号、阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について、以上2件を一括議題とします。

本案2件については、去る6月3日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により、御報告申し上げます。

当委員会は、令和7年6月10日午前10時に開会し、午前10時41分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局から4名の出席をいただきました。なお、傍聴者はおりませんでした。

まず初めに、議案第66号、阿見町下水道条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、区域外流入に至った経緯について質疑があり、執行部からは、以前より地権者から区域外接続の要望があり、牛久市と協議を進めていたが、令和6年度、新たに開発行為を計画している事業者から区域外接続の要望があり、今般、牛久市との区域外流入の協議が整ったとの答弁がありました。

また、費用がかかるのに区域外流入を希望する理由やメリットについて質疑があり、執行部からは、浄化槽と公共下水道におけるそれぞれの利用に係る整備や、維持管理費、受益者分担金等の費用面や維持管理のしやすさなどを比較して、受益者のはうが総合的に判断したとの答弁がありました。

また、牛久市以外の隣接しているところで、ほかに希望している地区はあるのかとの質疑があり、執行部からは、平成27年度より土浦市の行政界にある住吉やうずら野地区などにおいて、公共下水道の相互間利用というものを行っているとの答弁がありました。

また、下水道条例の一部改正ではなくて、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正、または公共下水道区域外流入分担金条例として新たに制定すべきではないかとの質疑に対し、執行部からは、茨城県下水道課や同市町村課にアドバイスをいただきながら、制度に係る関係根拠法令や内容について協議を重ねた結果、阿見町下水道条例に区域外流入の規定が既にあることなどから、阿見町下水道条例を一部改正することが適切との判断に至ったとの答弁がありました。

また、公共下水道の整備が完了するまでの暫定接続ということだが、整備計画はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部からは、現在、具体的な公共下水道の整備計画はないとの答弁がありました。

また、暫定接続に伴う工事費用は希望者の負担となっているがどのくらいの費用を想定しているのかとの質疑があり、執行部からは、公共下水道への接続に伴う宅地内の配管工事については完全に個人での負担となるため、町では工事費用については想定していないとの答弁がありました。

また、上本郷地区の地区計画区域が一部かかっているが、この地区の下水道をまず重点的に整備すべきではないのかとの質疑に対し、執行部からは、該当の地域は地区計画区域に一部指定されているが下水道の具体的な整備計画はない。近隣地域は調整区域ということで周りの下水道も未整備であるため、当地域への下水道整備は難しい状況との答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第66号、阿見町下水道条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇]

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） おはようございます。

それでは、命により、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和7年6月9日午後2時に開会し、午後2時47分まで慎重審議を行いました。出席議員は5名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ22名、議会事務局から4名の出席をいただきました。なお、傍聴者は2名でした。

まず、議案第67号、阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第67号、阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それでは、質疑をさせていただきます。

本郷小学校区放課後児童クラブは、本年3月新設し、運用が開始されました。条例改正の前ですが、町のホームページでは既に児童クラブ移設の案内を掲載しています。ホームページで変更しているので、運用開始されて3か月が過ぎた今定例会での改正案の上程に対してどのような質疑があったのか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生教育常任委員会委員長海野隆君。

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）　ただいまの質疑に対する御答弁を申し上げます。
　　残念ながら、議案審議において、先ほど報告したとおり質疑はありませんでした。一切の質疑はなかつたので、この質疑についても質疑はなかつたということでございます。
　　以上です。

○議長（野口雅弘君）　ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）　これをもって、民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第66号から議案第67号までの2件についての委員長報告は原案可決であります。本案2件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第67号までの2件は原案どおり可決することに決しました。

議案第68号	令和7年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
議案第69号	令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第70号	令和7年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第71号	令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第72号	令和7年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第73号	令和7年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第3、議案第68号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第69号、令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第70号、令和7年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第71号、令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第72号、令和7年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第73号、令和7年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上6件を一括議題とします。

本案6件については、去る6月3日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長久保谷実君登壇]

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命により、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和7年6月9日、午前10時に開会し、10時22分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ21名、議会事務局から4名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず、議案第68号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会所管事項について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、1111戸籍事務費、補償金717万8,000円が補正されていますが、戸籍事務費で補償金が計上された、その理由と財源はという質疑があり、執行部からは、戸籍業務を運用するために、令和4年8月から5年間、サーバーやパソコン類を賃貸借しております。一方、国は今年度末までに戸籍システム仕様の全国統一を目指しており、当町では本年10月をめどにシステムを国の仕様に切り替えます。そうなると契約中のサーバーやソフトウェアを使用しなくなり、リース会社から借りているものなので、残りのリース代を違約金として一括で支払う必要がございます。今回の措置は、国の基準に合わせるため、国から10分の10の補助が下り、町からの持ち出しはない予定ですという答弁がありました。

次に、委員から、1126市制施行推進事業の映像作成委託料47万5,000円はどのような内容かという質疑があり、執行部からは町村合併70周年の式典などでお披露目します市制施行に向けたPRの映像を作成する委託料になります。内容としては、10秒から15秒程度の構成で考えておりますという答弁がありました。

さらに、委員から、その他放映する場所は検討されているのかという質疑があり、執行部からは、動画になりますのでホームページでも流していきたいと考えておりますという答弁がありました。

次に、委員から、1111自治振興事業のコミュニティ事業補助金230万円が減額になっていますが補助金の内容と減額になった理由はという質疑があり、執行部からは、宝くじ助成事業と言われているもので、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業で行っているものです。令和6年度に当該行政区からの申請により、地域ミーティングの部分が対象にな

るもので、令和7年度の当初予算に計上しましたが、今回、自治総合センターから不採択という通知があり、不採択となった場合にはこの助成金が活用できませんので今回減額しましたという答弁がありました。

次に、委員から、同じコミュニティ事業補助金ということで、1313自主防災組織育成事業で200万円増額になっていますが、こちらはこの補助金が採択されたというような認識でよろしいかという質疑があり、執行部からは、同じ補助金ですが防災危機管理課の場合は採択されたもので、今回補正で計上しましたという答弁がありました。

次に、委員から、1211調整給付支給事業の昨年の調整給付における不足額分の者と新規対象者の人数はという質疑があり、執行部からは、昨年度実施した定額減税の給付金ですが、令和5年度の所得を算定して支給した形となっており、令和6年分の所得が確定したことにより、昨年給付した金額よりも少なく給付されている方を対象に今回給付するという事業になります。今年度の対象者になりますが、不足額分の対象者が1万443人、新規対象者が約600人いると思われますという答弁がありました。

さらに、委員から、新規はどういう現状の方かという質疑があり、執行部からは、主に一昨年が対象にならなくて今回対象になる方、あと、今まで全部給付の対象にならなかつた方になります。それと、例えば一昨年は学生で親の扶養に入っていて去年から働き始めて対象になる方、昨年初めて住宅の控除などをして対象になる方もいると思います。いろいろな世帯があり、一概にこの世帯とは言えないが、おおむねその程度ですという答弁がありました。

さらに、委員から、該当者のところに郵送すると思いますが申請を忘れた方とか申請していない方は把握できていますかという質疑があり、執行部からは、申請者に通知を送り、期限は設けますが、もし申請が来ない場合は再度通知を送ったり、昨年も実施しましたが場合によっては自宅のほうを何件か訪問して申請をしてもらう形を今年度も取りたいと思いますという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 自治振興事業ですね、このコミュニティ事業補助金について質疑を

いたします。

この補助金については、行政区が次年度の地区活動において必要なものを申請し、採択された場合に交付、補助されるものです。しかし、令和4年度は250万円、令和5年度は160万円、令和6年度130万円と年々申請採択される補助金が減少している状況になっています。

令和7年度においては、230万円に増額申請したものの、今委員長からありましたように不採択された補助金が未交付になりました。コミュニティ事業が年々減少している中、申請に対する町のサポートや、今回不採択となった行政区に対する町の支援についてどのような質疑があったのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務常任委員会委員長久保谷実君。

○総務常任委員会委員長（久保谷実君）　ただいま質疑があった点については、当委員会では質疑はありませんでした。

○議長（野口雅弘君）　ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）　これをもって総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇]

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）　それでは引き続きまして、民生教育常任委員会の御報告を申し上げます。

続いて、議案第68号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、うち民生教育常任委員会所管事項について質疑を許したところ、委員から、5ページ、債務負担行為補正の追加として給食配送車借上げ、令和8年度から令和13年度3,772万1,000円は、どうして今の時期に債務負担行為が計上されたのかという質疑があり、執行部から、給食配送車は3台で、5か年のリース契約が終了し、現在1年ごとに延長契約している。老朽化により故障する可能性が高まっているので、来年8月に更新する計画だ。給食配送車はコンテナ積載箱の製造が必要で、約1年の製造期間が必要となる。今定例会で債務負担行為を設定して、来年度の車両更新に向けた契約を締結したいと考えているという答弁がありました。

さらに委員から、契約手続はいつ頃始めるのかという質疑があり、執行部からは、議決後、7月に指名競争入札を行い、業者を選定し、契約する予定だという答弁がありました。

また、委員から、21ページ、3款民生費の第1項社会福祉費の1112要援護事業、罹災者救済賃貸住宅助成金157万4,000円の増ですが、これは急を要するものではないかと思いますので予備費流用でもよかったですのではないか。また、ぴたつとした数字で端数までなっている。こうい

ったものは足りないと困るので、ある程度の必要な金額を計上すべきではないかという質疑があり、執行部から、罹災者救済賃貸住宅助成金の支給期間は6か月が限度となっている。そのため、令和6年度に発生した火災により、令和7年度当初から罹災者救済賃貸住宅助成金の対象となる世帯が7世帯ある。4月から9月まで30ヶ月分の約139万4,000円の支出が見込まれている。当初予算額が45万円、それと4月に予備費を活用し、27万円を流用対応した。合計額72万円は、4月、5月分までの対応額となっている。そのため6月の補正予算に、これ以降の不足額67万4,000円と、今後新たな火災発生を見込み、2世帯分の90万円を合わせた157万4,000円の補正を行うものという答弁がありました。

また、委員から、25ページ、2項児童福祉費の保育所費、1116保育施設整備事業、就学前教育・保育施設整備交付金が4,081万1,000円と大幅な減となっている。理由について伺いたいという質疑があり、執行部から、令和8年4月開園予定の2つの保育園の交付金で、当初予算計上時には、令和6年度の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づき基準額で算定したが、国より当町の子育て世帯の保育ニーズが高いことが認められ、かさ上げの採択を受け、町負担が4分の1から12分の1となり、令和7年度の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱(案)で改めて算定した結果、減額となったものという答弁がありました。

続いて、委員から、34ページ、1111小学校保健管理費、看護師派遣委託料202万円増額の補正予算の理由を伺いたいという質疑があり、執行部から、あさひ小学校で新入生の児童1名が糖尿病という病気を患っており、インスリン注射を自分でできないため、看護師を派遣して行うものだ。令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援、他の必要な措置を講ずるものとすると法律に明記されている。血糖値を抑えるため、給食を食べる30分前に茨城県訪問看護事業協議会から派遣された看護師が来て、おなかに注射をする。年間で194日の予算を計上しているという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、令和7年度阿見町一般会計補正予算(第1号)、うち民生教育常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第69号、令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第69号、令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第70号、令和7年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第1号)について質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、

議案第70号、令和7年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第71号、令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第71号、令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第68号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、うち産業建設常任委員会所管事項について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、下水道事業会計繰出金・農業集落排水、負担金、補助及び交付金の245万1,000円の減額内容について質疑があり、執行部からは、農業集落排水の委託料254万9,000円及び工事費700万円の財源として企業債を1,200万円借りることとしたため、差額の245万1,000円を減額したとの答弁がありました。

次に、観光振興事業、委託料30万円と負担金60万円の内容について質疑があり、執行部からは、地域おこし協力隊推進要綱において報償費の増額改正があったため、対象経費を増額した。また、負担金は地域活性化起業人制度推進要綱において、経理期間中に要する経費上限額の増額改正があったため、対象経費を増額計上したとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第72号、令和7年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採

決に入り、議案第72号、令和7年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第73号、令和7年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、収益的支出、処理場費、緊急清掃業務254万9,000円の内容について質疑があり、執行部からは、令和7年3月22日に発生した小池地区農業集落排水における管路の破損で道路が陥没した事故に関連して、緊急で管路の清掃や調査業務を行ったため、その分の費用を補正するとの答弁がありました。

また、資本的支出、工事請負費、緊急工事700万円の内容について質疑があり、執行部から、陥没事故の下流側でも管の腐食が進んでいることがテレビカメラ調査により判明したことから、管の布設替工事のための費用を補正するとの答弁がありました。

また、資本的収入、国庫補助金5,315万円及び企業債5,310万円の内容について質疑があり、執行部から国庫補助金の減額については、下水道整備事業に充当する国の交付金が要望額に対して内示額が大きく下回ったため、内示額に合わせて予算を減額した。また、企業債の増額は、国庫補助金の減額による不足分の財源を確保するため、企業債を増額して充当したとの答弁がありました。

また、収益的収入、その他負担金536万2,000円と、同じく収益的支出、負担金536万2,000円の内容について質疑があり、執行部から牛久市区域外流入に係る牛久市へ支払う負担金で、接続に係る受益者分担金であるとの答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第73号、令和7年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第68号から議案第73号までの6件についての委員長報告は原案可決であります。本案6件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第73号までの6件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第74号	総合運動公園B球場照明灯改修工事請負契約について
議案第75号	予科練平和記念館屋上防水・外壁改修工事請負契約について
議案第76号	君原小学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について
議案第77号	朝日中学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について
議案第78号	本郷小学校校舎増築工事請負契約について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、議案第74号、総合運動公園B球場照明灯改修工事請負契約について、議案第75号、予科練平和記念館屋上防水・外壁改修工事請負契約について、議案第76号、君原小学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について、議案第77号、朝日中学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について、議案第78号、本郷小学校校舎増築工事請負契約について、以上5件を一括議題とします。

本案については、去る6月3日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇]

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、民生教育常任委員会の御報告をいたします。

続いて、議案第74号、総合運動公園B球場照明灯改修工事請負契約について、質疑を許したところ、委員より、B球場の照明は今回8塔のうち4塔交換ということで、残り4塔分は今後どのようになるか。また、交換することによりランニングコストはどの程度下がるのか。また、寿命はどの程度違うか。また、利用料金の変更はあるかという質疑があり、執行部からは、残り4塔はC球場のもので、来年度以降、設計等を含め検討していく。メーカーのカタログでは、水銀灯からLED灯へ変更することにより、消費電力は約70%程度減となり、電気料金も安くなる。寿命は4倍から10倍の長寿命とされている。利用料金の変更は考えていないという答弁

がありました。

また、委員から、今回この工事は低入札調査基準価格というものを取り入れた。低入札調査基準価格が8,829万円で落札したのが8,020万円と、差が809万円あった。調査した結果どうだったのかということを説明していただきたいという質疑があり、執行部から、今回は入札額が低入札調査基準価格8,829万円を下回り、低入札価格調査制度に移行した。まず予備調査をし、落札と確認チェックが取れると、次に低入札調査に移行する。業者からこのような金額を入れた理由等をいろいろと調査する13ほどの様式があり、資料を提出してもらう。そこで問題なしとなって、今回、落札ということになったという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第74号、総合運動公園B球場照明灯改修工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第75号、予科練平和記念館屋上防水・外壁改修工事請負契約について、質疑を許しましたところ、委員から、予科練平和記念館の屋上防水・外壁改修工事ということで高所作業もあると思う。安全対策はどのようにになっているのかという質疑があり、執行部からは、まず工事施工前に受注者から施工計画書というものを提出してもらう。施工計画書には安全対策についても記載するようになっている。受注者は、この施工計画書が監督者の承諾を得てから施工に着手するということになっている。転落防止の安全対策としては、まず、建物外周全てに足場を設置し、ヘルメットやハーネス等の安全帯の使用の義務づけ、足場には足場板から高さ85センチ以上の位置に手すりを設け、また、足場板と手すりの間にも横方向に桟を入れて転落防止を図っていく。また、工具等の落下防止対策として、足場板から15センチ以上の巾木を設置して、工具等の落下防止を図る。また、その足場の設置の際にも、厚生労働省が普及を進めている手すり先行工法という工法で転落防止を図っている。工事中も職員が勤務しているので、危険な工事はないか、常に確認・管理していきたいと思っているという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第75号、予科練平和記念館屋上防水・外壁改修工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第76号、君原小学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第76号、君原小学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第77号、朝日中学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、

議案第77号、朝日中学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第78号、本郷小学校校舎増築工事請負契約について、質疑を許したところ、委員から、この増築校舎の内容、詳しく図面を拝見すると、2階、3階の窓が大きい印象を受ける。児童生徒の転落防止対策はどのようにになっているか。ベランダはないのかという質疑がありました。執行部からは、校舎の窓は幅が約2.9メートル、高さが1.5メートルの窓が2つある。床から大体1.2メートルの高さにステンレスの柵を3メートルずつ教室内からの埋め込みで作り、転落防止を図る対策を取っている。今度の校舎にはベランダがない。内部からのステンレス柵ということで対応をするという答弁がありました。

さらに委員から、増築校舎内の図面を見ると水飲み場が見当たらなかった。先日も議会で議論があったが、持参した水筒の水を飲んでしまった児童生徒は、その後、学校の水道水を補給するということだったが場所はどの辺になるのかという質疑があり、執行部からは、1階には昇降口に入った辺りと昇降口を入って通路の奥に2か所、2階と3階にそれぞれ3か所の水を提供する場があるという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第78号、本郷小学校校舎増築工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。
以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 議案第76号、君原小学校屋内運動場トイレ等改修工事について質問します。

書取書には1者しか入札していませんが、1者応札にならないように、公平性や競争性を高めていくことについて、どのような質疑があったのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生教育常任委員会委員長海野隆君。

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） ただいま御質問のあった1者応札にならないよう公平性や競争性を高めていくことについては、質疑はありませんでした。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 続いての議案第77号、朝日中学校屋内運動場トイレ等改修工事ですけれども、こちらのほうは、1者が辞退したため、結果的に1者応札、1者のみの入札になっています。この事態が、とりおりのための事態なのか等、どのような質疑があったのか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生教育常任委員会委員長海野隆君。

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） ただいまの栗原委員の質問に対して御答弁します。とりおりのための事態なのかについては、質疑はありませんでした。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑ありませんか。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 議案第78号、校舎の増築工事ですね。大規模工事に伴い、児童や教職員の安全確保、騒音・振動、粉じんなど、工事期間中の安全対策や、増築校舎のZEB認証取得や積算見積りが最新の単価になっているかどうか等についてどのような質疑があったのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生教育常任委員会委員長海野隆君。

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） 栗原議員の御質問にお答えいたします。

先ほど委員長報告で申し上げましたが、児童生徒の転落防止対策はどのようにになっているのか、ベランダはないのかということについては質疑はありました。工事期間中の安全対策等については質疑はありませんでした。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） これをもって、民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第74号から議案第78号までの5件についての委員長報告は原案可決であります。本案5件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号から議案第78号までの5件は原案どおり可決することに決しました。

議案第79号 牛久市公共下水道への区域外流入について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、議案第79号、牛久市公共下水道への区域外流入についてを議題とします。

本案については、去る6月3日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほど引き続きまして、議案第79号、牛久市公共下水道への区域外流入について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、協定書の第1条（利用）について、地区と区域では12筆の記載がされているが、これ以外に牛久市と隣接する地区や区域を記載しておいたほうがよいのではないかとの質疑があり、執行部からは、協定書に記載する土地は地番等により場所の特定が必要となる。現在牛久市と隣接しているその他の区域の土地で条件等が異なるので、今回は記載せずに、要望があった際にその都度、牛久市と協議をしながら検討するとの答弁がありました。

また、今回、大規模店舗の開発行為に対して急遽動いたのは不公平な感じがするとの質疑があり、執行部からは、これまで長年ずっと牛久市と受け入れで協議していたがなかなか進展せず、継続してやってきたが、昨年度改めて新しい業者さんが来て、それがきっかけで今般の合意に至ったとの答弁がありました。

また、阿見町の第二の玄関地区としてこれから開発していくなければならない地域なので積極的に取り組んでいかなければならぬのではないかとの質疑があり、執行部からは、現在当町においては市街化区域を中心に下水道のほうを整備している。ただ同地区は、調整区域ではあるが下水道の計画区域になっているので、その辺も踏まえ今後検討していくとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第79号、牛久市公共下水道への区域外流入については、全委員が賛成し、原案どおり可決いました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第79号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案どおり可決することに決しました。

議案第80号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第6、議案第80号、損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

本案については、去る6月3日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第80号、損害賠償の額を定めることについて御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、陥没してから自動車損傷に至った経過について質疑があり、執行部からは、令和7年4月2日午後6時10分頃、1件目の相手方より、大形地内の道路を車両で走行中、陥没箇所にタイヤを落とし、パンク事故が起きたとの連絡があり、その後、午後6時

20分頃、2件目の相手方より、1件目と同様の内容でパンク事故が起きたとの連絡を受けました。1件目の連絡後に陥没現場へ職員を派遣し、交通整理、道路補修及び被害者の対応を実施。陥没穴の大きさにつきましては、長さ60センチ、幅30センチ、深さ7センチ程度で1か所。午後7時20分頃、阿見交番に事故の連絡を行い、午後7時30分頃、職員により陥没箇所を常温合材で埋め、カラーコーンを設置。翌日の4月3日、土木業者に依頼し、常温合材と碎石で穴を埋め、危険のないよう補修を行い、カラーコーン及び注意看板を設置。その後、4月5日に加熱合材による舗装補修工事を行った。なお、今回の事故発生箇所については、4月2日当日午前9時半にパトロールをした際には、道路の破損状況は確認できていなかったとの答弁がありました。

また、事故周辺の検証や、どのくらいスピードが出ていたのかなど具体的な検証はしたのかとの質疑があり、執行部からは、事故が起きて当該路線を職員で確認したが、ほかに確認は取れていない。スピードについても、ドライブレコーダーとか車両についてないため確認は取れていないとの答弁がありました。

また、今後どのような対策を講じるのかとの質疑があり、執行部からは、引き続き週3回、会計年度任用職員による町道のパトロールを実施し、修繕が必要な町道については計画的な修繕を実施する。また、道路の速度抑制対策については、警察と連携しながら交通安全対策を検討し、安全運転を促していくとの答弁がありました。

また、事故と損害の因果関係を町として調査しているのかとの質疑があり、執行部から、通報を受けて道路課の職員が現場で本人から直接聞き取りを行い、陥没の状況、タイヤの破損状況を確認しているとの答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第80号、損害賠償の額を定めることについては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 今の委員長報告では、パトロールしていた状況の中では異常がなかつたということのようだったんですが、写真なんかを見るとどの程度の深さだったのか、この深さと大きさでパンクしたりホイールが損傷するということがあるのかどうか、因果関係を確認したというんですけど、それ以上の議論というのはなかったんでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設常任委員会委員長栗原宜行君。

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君）　お答えいたします。

事故の損害について因果関係を町として、先ほど御報告いたしましたように調査しておりますけど、それ以上のものについての質疑はございませんでした。

○議長（野口雅弘君）　ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）　これをもって、産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第80号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案どおり可決することに決しました。

議案第85号　財産の取得について（消防団第8分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第7、議案第85号、財産の取得について（消防団第8分団消防ポンプ自動車購入）を議題とします。

本案については、去る6月6日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より、審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長久保谷実君登壇]

○総務常任委員会委員長（久保谷実君）　それでは、先ほど引き続きまして、議案第85号、財産の取得について（消防団第8分団消防ポンプ自動車購入）について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、ディーゼルエンジンよりもガソリンエンジンのポンプ車は、ポンプを作動させたときに音がちょっと大きいという声を聞いたんですが、そういうところに支障が出てるとかそういった懸念は大丈夫かという質疑があり、執行部から、ディーゼルエンジンからガソリンエンジンに変えたことによって、かなり音が大きくなつてうるさいとかは分団の方から今のところは入っておりませんという答弁がありました。

さらに委員から、1トンベース車を導入するきっかけが、改正道路交通法が変わったということで導入が続いていると思いますが、免許の取得で問題が出た場合、町はどういうふうに対応していくのかという質疑があり、執行部からは、今現在3.5トン未満のポンプ自動車を導入していますが、まず、3.5トン未満にするか、3.5トン以上にするかをお聞きし、今回は3.5トン未満がいいということで導入しましたが、今後、例えば3.5トン以上がいいといった場合には、免許がない方もいらっしゃると思いますので、その際は、消防団員準中型自動車免許取得費補助金を使っていただいて準中型免許を取っていただき、3.5トン以上を運転していただくような方向で考えておりますとの答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第85号、財産の取得について、消防団第8分団消防ポンプ自動車購入については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） これをもって、総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第85号については、委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案どおり可決することに決しました。

議案第86号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第8、議案第86号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 皆さん、こんにちは。

議案第86号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年6月4日に施行された国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、投票管理者等に対する報酬の基準額が改定されたことから、当町においても国の基準に準じた報酬額とするため所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第86号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第86号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号については、原案どおり可決することに決しました。

議案第87号 令和7年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第9、議案第87号、令和7年度阿見町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第87号の令和7年度阿見町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に9,393万9,000円を追加し、222億6,171万6,000円とするものであります。

その内容は、第2款総務費の徴税費で、試算と実際の集計に差が生じたことにより、調整給付金を増額、その財源として、歳入の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額、選舉費で、法改正により、投票管理者等の報酬を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第87号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第87号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第87号については、原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第10、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

閉会の宣告

○議長（野口雅弘君） これで本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長をはじめ執行部の各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、令和7年第2回阿見町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前1時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 野口雅弘

署名員 落合剛

署名員 栗田敏昌

參 考 資 料

令和7年第2回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第68号 議案第85号	令和7年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内　総務常任委員会所管事項 財産の取得について（消防団第8分団消防ポンプ自動車購入）
民生教育常任委員会	議案第67号 議案第68号 議案第69号 議案第70号 議案第71号 議案第74号 議案第75号 議案第76号 議案第77号 議案第78号	阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について 令和7年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内　民生教育常任委員会所管事項 令和7年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 令和7年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） 令和7年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 総合運動公園B球場照明灯改修工事請負契約について 予科練平和記念館屋上防水・外壁改修工事請負契約について 君原小学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について 朝日中学校屋内運動場トイレ等改修工事請負契約について 本郷小学校校舎増築工事請負契約について
産業建設常任委員会	議案第66号 議案第68号 議案第72号 議案第73号 議案第79号 議案第80号	阿見町下水道条例の一部改正について 令和7年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内　産業建設常任委員会所管事項 令和7年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号） 令和7年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号） 牛久市公共下水道への区域外流入について 損害賠償の額を定めることについて

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和7年3月～令和7年5月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月　日	場　所	事　件
議会運営委員会	5月19日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none">・第2回臨時会会期日程等について・議員提出議案について・その他
	5月26日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none">・第2回定例会会期日程等について・請願・陳情等について・その他
総務常任委員会	4月15日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none">・令和7年度の総務常任委員会の予定について・その他
	5月23日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none">・令和7年度の総務常任委員会の個別調査事項について・令和7年度の総務常任委員会の予定について・その他
民生教育常任委員会	4月15日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none">・令和7年度の民生教育常任委員会の予定について・その他
	5月15日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none">・0歳から2歳児などの待機児童、保留児童問題及び学童保育待機児童の現状と今後の推移について・その他

産業建設 常任委員会	4月22日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の産業建設常任委員会の予定について ・その他
	5月1日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の産業建設常任委員会の予定について ・その他
	5月1日	阿見町内	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用揚水管の補修後における農業用水の流下状況の観察
	5月28日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税について ・令和7年度の産業建設常任委員会の予定について ・その他
広聴広報 特別委員会	3月21日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議員カフェについて ・議会モニター制度について ・その他
	4月21日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・年間スケジュール及び所管事務調査について ・議員カフェについて ・議会モニター制度について ・その他
	5月19日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査について ・議員カフェについて ・議会モニター制度について ・その他

議会だより 編集委員会	4月4日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第184号の発行について ・その他
	4月11日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第184号の発行について ・その他
全員協議会	4月15日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・市制に向けた準備状況について ・個人情報データの誤送信について ・子育て支援総合センター建設工事について ・その他
	5月23日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 子育て支援総合センター建設工事について ・阿見町第5次障害者基本計画～あみ・あい・プラン～の策定について ・阿見町こども計画の策定について ・阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について ・その他
	5月27日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理広域化に向けた基礎調査報告書について ・阿見町町村合併70周年記念式典の開催について ・市制推進ロゴマークについて ・温水プール基本構想・基本計画について ・SDGs未来都市計画の取組について ・地方創生拠点整備交付金事業の評価について

全員協議会	5月27日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・定額減税を補足する給付金（不足額給付）支給事業について ・牛久市公共下水道への区域外流入について ・総合運動公園B球場照明灯改修工事について ・予科練平和記念館屋上防水・外壁改修工事について ・本郷小学校校舎増築工事について ・君原小学校及び朝日中学校屋内運動場トイレ等改修工事について ・阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ・阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任について ・その他
-------	-------	--------	--

2. 一部事務組合議員活動状況

組合名	月日	事件	議決結果等	出席者
龍ヶ崎地方衛生組合	5月20日	全員協議会 • 令和7年第1回組合議会臨時会提出案件について • 龍ヶ崎地方衛生組合議會議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について • 令和7年度龍ヶ崎地方衛生組合議会行政視察研修について • その他		吉田憲市 久保谷充
	5月30日	第1回臨時会 • 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について • 龍ヶ崎地方衛生組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について • 龍ヶ崎地方衛生組合議會議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	杉山尊宣 原案可決 原案可決	吉田憲市 久保谷充
	5月30日	全員協議会 • 令和7年度龍ヶ崎地方衛生組合議会行政視察研修について • その他		吉田憲市 久保谷充

稻敷地方広域市 町村圏事務組合	5月30日	全員協議会 ・議員提案による条例改正につ いて ・令和7年第1回組合議会臨時 会提出議案について ・その他		海野 隆 栗原宜行 武井 浩
--------------------	-------	--	--	----------------------

令和7年6月17日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会総務常任委員会
委員長 久保谷 実

常任委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和7年6月9日（月）午前10時00分～午前10時22分
2. 審査委員 久保谷 実
紙井 和美
野口 雅弘
石引 大介
前田 一輝
観田 聰
3. 審査結果
 - ・原案通り可決したもの
議案第68号 内 総務常任委員会所管事項
議案第85号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和7年6月17日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会民生教育常任委員会
委員長 海野 隆

常任委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和7年6月9日（月）午後2時00分～午後2時47分

2. 審査委員 海野 隆
細田 正幸
佐々木 芳江
武井 浩
小川 秀和

3. 審査結果 • 原案通り可決したもの

議案第67号
議案第68号 内 民生教育常任委員会所管事項
議案第69号
議案第70号
議案第71号
議案第74号
議案第75号
議案第76号
議案第77号
議案第78号

4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和7年6月17日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会産業建設常任委員会
委員長 栗原 宜行

常任委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和7年6月10日（火）午前10時00分～午前10時41分

2. 審査委員 栗原 宜行
高野 好央
吉田 憲市
久保谷 充
栗田 敏昌
落合 剛

3. 審査結果 • 原案通り可決したもの
議案第66号
議案第68号 内 産業建設常任委員会所管事項
議案第72号
議案第73号
議案第79号
議案第80号

4. 審査経過 別紙会議記録の通り